

第 683 回 兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 8 年 5 月 26 日(火) 9:30～

場所：神戸クリスタルタワー16 階

第 3 共用会議室

(神戸市中央区東川崎町 1－1－3)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 兵庫地方最低賃金審議会の日程等について**
- (2) 今年度の実施視察・意見聴取について**
- (3) その他**

3 閉 会

兵庫地方最低賃金審議会

第 683 回審議会資料

令和 8 年 5 月 26 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 683 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

	頁番号
資料 1： 兵庫県の最低賃金	1
資料 2： 第 55 期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿	2
資料 3： 令和 8 度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地賃・特賃)	3
資料 4： 今後の予定案（令和 8 年度、兵庫県最低賃金の改正関係）	5
資料 5： 令和 8 年度 兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について	6
資料 6： 地方最低賃金審議会委員説明資料（地域別最低賃金編）	8
資料 7： 地方最低賃金審議会委員説明資料（特定最低賃金編）	26
資料 8： 兵庫県内経済情勢報告令和 8 年 4 月判断（財務省近畿財務局神戸財務事務所）	35
資料 9： 商工会議所 LOB0（早期景気観測）2026 年 4 月調査結果	40
資料 10： 小規模企業景気動向調査 2026 年 3 月期調査(全国商工会連合会)	53
資料 11： 3 月の中小企業月次景況調査（全国中小企業団体中央会）	74
資料 12： 2026 春季生活闘争 第 5 回回答集計結果について（日本労働組合総連合会）	86
資料 13： 最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める要請書（兵庫県労働組合総連合）	92
資料 13-2： 申入書（兵庫県パート・ユニオンネットワーク、ひょうご地域労働運動連絡会、ひょうごユニオ、 NP0 法人ひょうご働く人の相談室）	
資料 14-1： 令和 7 年度補正予算成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について	93
（資料 14-2：令和 7 年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について	119)

兵庫県 の 最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額	☆兵庫県の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
	1,116 円 (令和7年10月4日発効)	

☆特定(産業別)最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗 料 製 造 業	1,158 円 (令和7年12月1日発効)	(1)塗料製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は随いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
鉄 鋼 業	1,180 円 (令和7年12月1日発効)	(1)鉄鋼業 (2)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は随いの業務 ・(注3)(注4)に留意してください
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,150 円 (令和7年12月1日発効)	(1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業 (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)(注1)に留意してください	・随いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ・(注3)(注4)に留意してください
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,117 円 (令和7年12月1日発効)	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (3)情報通信機械器具製造業 (4)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は随いの業務 ・手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、ラベル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ・(注3)(注4)に留意してください
輸送用機械器具製造業	1,188 円 (令和7年12月1日発効)	(1)鉄道車両・同部分品製造業 (2)船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3)航空機・同附属品製造業 (4)産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5)その他の輸送用機械器具製造業(自動車・同部分品製造業を除く。) (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7)(注1)に留意してください ※「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	・随いの業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ・(注3)(注4)に留意してください
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	1,117 円 (令和7年12月1日発効)	(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・随い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入りの業務 ・(注3)(注4)に留意してください

「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」は、令和7年10月4日から兵庫県最低賃金(時間額1,116円)が適用されています。

- (注1) 適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるいずれかの産業を営む使用者をいいます。また、これには純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げる産業に分類されるものに限る。)を含みます。
- (注2) 業種区分については、日本標準産業分類(令和5年7月改定)の分類によりしますので、総務省統計局のウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm) で確認してください。
- (注3) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。
- (注4) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの」も該当します。
- ※ 最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。
- ※ 最低賃金の発効日が異なりますので、発効日に注意してください。
- ※ 支払われる賃金のうち次の賃金は最低賃金には含まれません。
- ①臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ②時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金 ③精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ※ 「技能習得中」とは、習得すべき技能の内容や習得期間が明確であり、計画性をもって実施されるものを指します。なお、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、「技能習得中のもの」に該当しません。また、特定(産業別)最低賃金は事務等を行う労働者にも適用されます。
- ※ 詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(TEL078-367-9154)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

最低賃金・賃金引上げに向けた支援を強化しています

業務改善助成金など賃金の引き上げに向けた各種支援策を「最低賃金に関する特設サイト」において紹介しています。
詳しくは、特設サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」をご覧ください。

兵庫労働局 ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>



最低賃金に関する特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



このリーフレットは、労働者の見易いところに掲示してください。

第55期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年4月4日

	氏 名	所 属	役 職
公益 代表	サカモト チ カ 坂本 知可	神戸花くま法律事務所	弁護士
	センダ ナオキ 千田 直毅	神戸学院大学 経営学部	教 授
	ニフモト ヨシコ 庭本 佳子	神戸大学大学院 経営学研究科	准教授
	ミカミ キミオ 三上 喜美男	元 株式会社神戸新聞社	元 論説顧問
	ヤマグチ タカヒデ 山口 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部	教 授
労働 者 代 表	エンギョウ ヒロユキ 圓行 弘幸	日本基幹産業労働組合連合会 兵庫県本部	事務局長
	コスゲ リエ 小菅 梨絵	J AM山陽	書記長
	ナカニシ オリエ 中西 織絵	UAゼンセン兵庫県支部	次長
	ホリイ セツヤ 堀井 説也	電機連合兵庫地方協議会	事務局長
	モリタ ナオキ 森田 直樹	連合兵庫	副事務局長
使用 者 代 表	イトウ アツシ 伊藤 敦	兵庫県経営者協会	労働政策部長
	クラモト シンジ 倉本 信二	三ツ星ベルト株式会社	取締役常務執行役員 人事総務本部本部長
	タニグチ トシヒサ 谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会	専務理事
	マツシタ タカコ 松下 田佳子	川上塗料株式会社	常務取締役
	ヨシカワ カズヒロ 吉川 和宏	山陽特殊製鋼株式会社	人事・労政部プロス タッフ主査

任期：令和9年3月31日まで

(五十音順)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)

今後の予定案（令和 8 年度、兵庫県最低賃金の改正関係）

7 月 6 日（月）午後 第 684 回兵庫地方最低賃金審議会

7 月 13 日（月）午後 第 685 回兵庫地方最低賃金審議会

7 月 27 日（月）午前 第 686 兵庫地方最低賃金審議会

7 月 28 日（火）～ 8 月 4 日（月）の間

第 1 回～兵庫県最低賃金専門部会（合計 4、5 回）

8 月 5 日（水）午前 第 687 回兵庫地方最低賃金審議会

8 月 21 日（金）午前 第 688 回兵庫地方最低賃金審議会

令和 8 年度 兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について

1 実地視察

(1) 実地視察対象事業場の選定基準

- ア 地域別最低賃金の適用を受ける業種
- イ 基礎調査において最低賃金の引上げによる影響率が高い業種
- ウ 有期雇用労働者（パート、アルバイト）の割合が高い事業場
- エ 中小企業の事業場

(2) 令和 8 年度実地視察事業場（案）

最低賃金の別	日本標準産業分類		主な対象業種	地 域
	大分類	中分類		
地 域 別	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	飲食店	県下全地区
	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	パン・菓子製造業、その他の食料品製造業、茶・コーヒー製造業等	県下全地区
	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	普通洗濯業、洗濯物取次業、リネンサプライ業	県下全地区

(3) 過去 2 年間の実施状況

令和 7 年度

業 種	地 域	労働者数	参加委員数
飲食業	神戸市	47 名	3 名
小売業	神戸市	14 名	3 名

令和 6 年度

業 種	地 域	労働者数	参加委員数
飲食業	芦屋市	7 名	3 名
小売業	神戸市	4 名	3 名

(4) 実施時期

令和 8 年 6 月～同年 7 月

2 意見聴取

(1) 意見聴取対象事業場の選定基準

ア 特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種

イ 中小企業の事業場

（２）令和８年度意見聴取事業場（案）

実施省略

（３）過去２回の実施状況

令和７年度

特定最低賃金専門部会については、それぞれの産業に関係した労使委員参加のもと審議を行っているため、省略。

令和６年度

業 種	地 域	規 模
鉄鋼業	神戸市	96 名
電子部品等製造業	姫路市	142 名

（４）実施時期

令和８年７月中旬頃



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

地方最低賃金審議会委員説明資料

<地域別最低賃金編>

厚生労働省 労働基準局賃金課

令和 8 年 4 月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

最低賃金制度の概要

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

地域別最低賃金

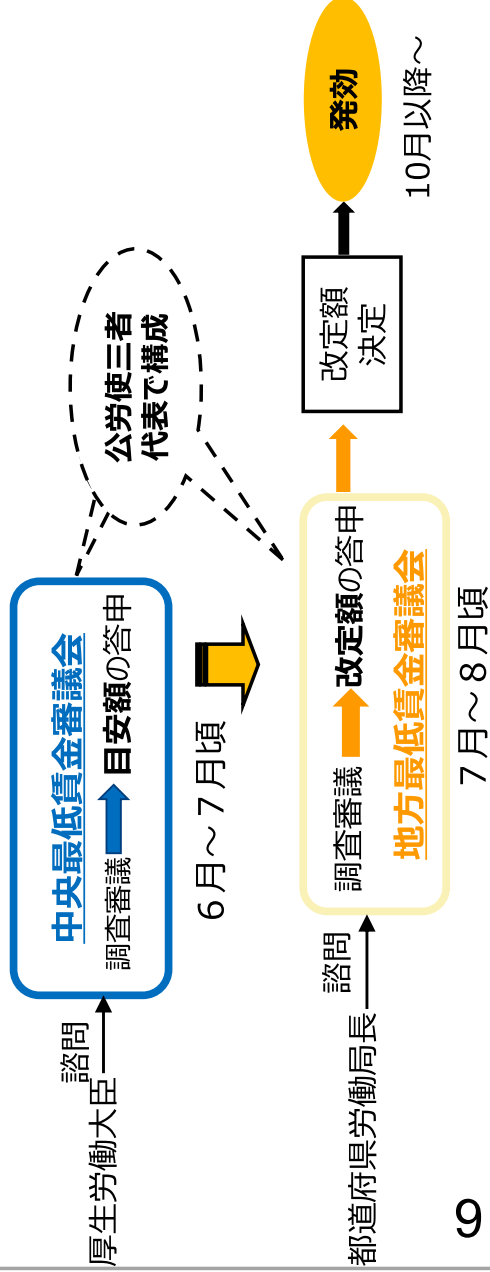
- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、地域の実情も踏まえ、都道府県労働局に置かれる地方最低賃金審議会の調査審議を経て、都道府県労働局長が改定。

地域別最低賃金の決定基準

最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して、中央及び地方最低賃金審議会で審議し、その意見を聴いて厚生労働大臣又は都道府県労働局長が定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金決定の流れ

中央は、中央最低賃金審議会で議論し、目安額を提示。
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



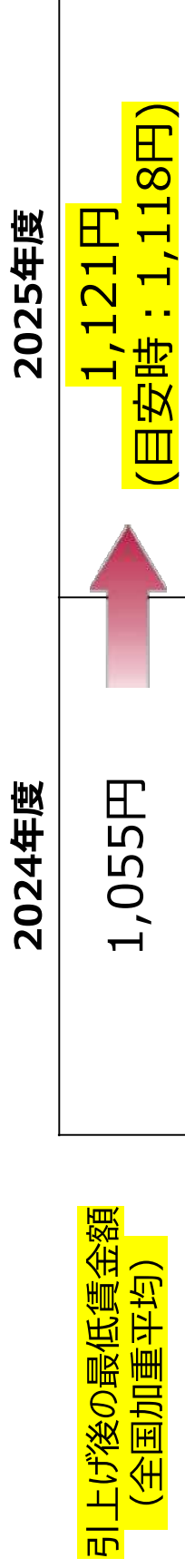
罰則

- 最低賃金法 第四十条

第四条第一項（※）の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。（※）使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

令和7年度最低賃金引き上げの概要

令和7年8月4日、中央最低賃金審議会において、最低賃金引き上げの目安額の答申がなされた。
目安の取りまとめ後、地方最低賃金審議会で審議が行われ、9月5日、全ての都道府県で改定額が答申された。



6.3% (66円)

(目安時：6.0% (63円))

- 地方最低賃金審議会による上乗せにより、最終的に6.3% (66円) になった。
- 過去最高の引き上げ額 (5年連続過去最高を更新)。
- 全国平均が1,100円を超えるほか、初めて全ての47都道府県で1,000円を超える。
- 昨年度、目安超えは27県であったが、今年度は39道府県。昨年度、10円以上の目安超えは、徳島県のみだったが、11県(18円：熊本県、17円：大分県、16円：秋田県、15円：岩手県・福島県・群馬県、14円：愛媛県・長崎県、13円：山形県、12円：青森県、10円：佐賀県)。

令和7年度最低賃金の目安の考慮要素について（令和7年8月4日 目安小委報告書より抜粋作成）

○昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視

その際、生活必需品との関連が深い指標を広く確認

○加えて、賃上げの流れが続いていることも着目

○賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること等にも留意

※目安は、6.0%（63円）を基準として検討。ランク別では、Aランク63円（5.6%）、Bランク63円（6.3%）、Cランク64円（6.7%）。

＜法定の3つの考慮要素の状況＞

（労働者の生計費） 消費者物価指数（令和6年10月～令和7年6月）

【 】は昨年

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点

- ・「持家の帰属家賃を除く総合」 平均3.9【3.2】%
- ・「頻繁に購入」する品目 平均4.2【5.4】%
- ・「1か月に1回程度購入」する品目 平均6.7【1.1】%
- ・基礎的支出項目 平均5.0【2.9】%
- ・食料 平均6.4【5.5】%

（賃金）

【 】は昨年

昨年を上回る賃金引き上げの状況。中小企業でも一定の引き上げ。

- ・連合 全体5.25【5.10】% 中小4.65【4.45】%
有期・短時間・契約等労働者 5.81【5.74】%
- ・経団連 大手企業 5.38【5.58】% 中小企業4.35【4.01】%
- ・日商調査 正社員 全体4.03【3.62】%
20人以下企業3.54【3.34】%
パート・アルバイト 全体4.21【3.43】%
20人以下企業3.30【3.88】%
- ・厚労省 賃金改定状況調査結果（30人未満企業）
全体 2.5【2.3】%
継続労働者 3.2【2.8】%

（通常の事業の賃金支払能力）【 】は昨年

・売上高経常利益率

資本金1,000万円以上

四半期ごとで令和6年 6～10%程度で推移【6～9%程度】
令和7年の第1四半期 7.0【7.1】%

・従業員一人当たり付加価値額

令和5年度 資本金1,000万円未満

製造業7.2【4.5】% 非製造業4.8【5.7】%

・価格転嫁 3月調査（改善）【 】は前回9月調査

コスト全体の価格転嫁率 52.4%【49.7】%

一部でも価格転嫁できた 83.1%【79.9%】

全く転嫁できず又はマイナスとなった 16.9%【20.1%】

・労務費の転嫁 3月調査【 】は前回9月調査

価格交渉が行われた企業（64.2【59.5】%）のうち、

73.2【70.4】% 労務費の価格交渉が実施されている

6.4【7.6】% 労務費が上昇し、価格交渉を希望したが

出来なかった

・倒産件数（増加）

2024年 10,006【8,690】件

令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覧）

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
A 5.6% 63円	埼玉	1,141	5.8	63	±0	11/1
	千葉	1,140	5.9	64	+1	10/3
	東京	1,226	5.4	63	±0	10/3
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	10/4
	愛知	1,140	5.8	63	±0	10/18
	大阪	1,177	5.7	63	±0	10/16
	北海道	1,075	6.4	65	+2	10/4
B 6.3% 63円	宮城	1,038	6.7	65	+2	10/4
	福島	1,033	8.2	78	+15	1/1
	茨城	1,074	6.9	69	+6	10/12
	栃木	1,068	6.4	64	+1	10/1
	群馬	1,063	7.9	78	+15	3/1
	新潟	1,050	6.6	65	+2	10/2
	富山	1,062	6.4	64	+1	10/12
	石川	1,054	7.1	70	+7	10/8
	福井	1,053	7.0	69	+6	10/8
	山梨	1,052	6.5	64	+1	12/1
	長野	1,061	6.3	63	±0	10/3
	岐阜	1,065	6.4	64	+1	10/18
	静岡	1,097	6.1	63	±0	11/1
C 6.7% 64円	三重	1,087	6.3	64	+1	11/21
	滋賀	1,080	6.2	63	±0	10/5
	京都	1,122	6.0	64	+1	11/21
	兵庫	1,116	6.1	64	+1	10/4
	奈良	1,051	6.6	65	+2	11/16

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
B 6.3% 63円	和歌山	1,045	6.6	65	+2	11/1
	島根	1,033	7.4	71	+8	11/17
	岡山	1,047	6.6	65	+2	12/1
	広島	1,085	6.4	65	+2	11/1
	山口	1,043	6.5	64	+1	10/16
	徳島	1,046	6.7	66	+3	1/1
	香川	1,036	6.8	66	+3	10/18
	愛媛	1,033	8.1	77	+14	12/1
	福岡	1,057	6.6	65	+2	11/16
	青森	1,029	8.0	76	+12	11/21
C 6.7% 64円	岩手	1,031	8.3	79	+15	12/1
	秋田	1,031	8.4	80	+16	3/31
	山形	1,032	8.1	77	+13	12/23
	鳥取	1,030	7.6	73	+9	10/4
	高知	1,023	7.5	71	+7	12/1
	佐賀	1,030	7.7	74	+10	11/21
	長崎	1,031	8.2	78	+14	12/1
	熊本	1,034	8.6	82	+18	1/1
	大分	1,035	8.5	81	+17	1/1
	宮崎	1,023	7.5	71	+7	11/16
	鹿児島	1,026	7.7	73	+9	11/1
	沖縄	1,023	7.5	71	+7	12/1
	全国 加重平均額	1,121	6.3	66		

(※1) 各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）
(※2) 赤ハイライトは目安＋10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安＋1～9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

令和7年度 最低賃金に関する閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、**2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。**

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業者の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たった際の参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、**法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。**

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

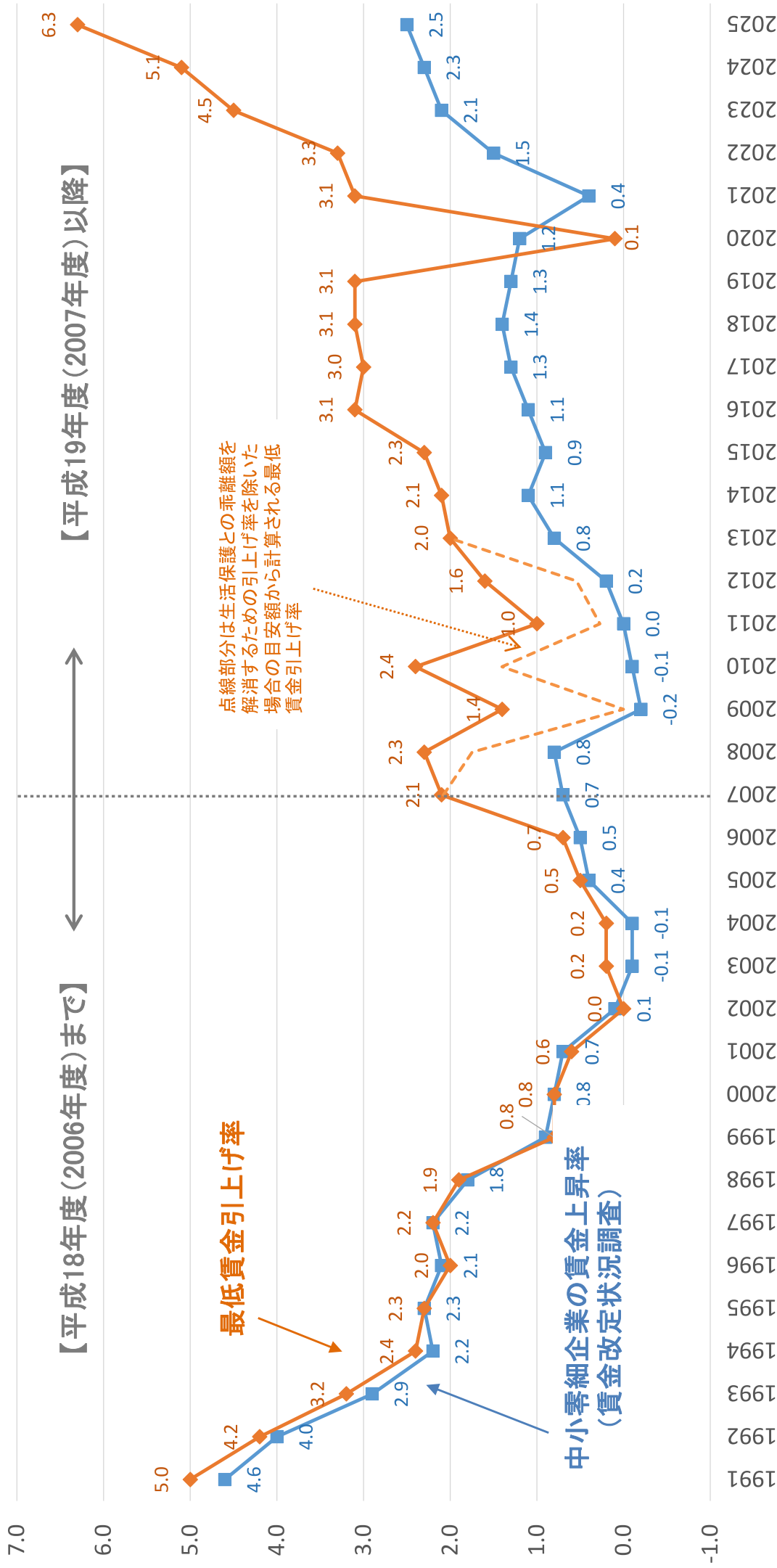
5. 最低賃金の引上げ

経済財政運営と改革の基本方針2025の上記文言と同じ記載あり

賃金改定状況調査の賃金上昇率と最低賃金引上げ率の推移

○ **最低賃金引上げ率は、平成18年度(2006年度)までは賃金改定状況調査による中小零細企業の賃金上昇率と強く連動していたが、平成19年度(2007年度)以降は、令和2年度(2020年度)を除いて、これを大幅に上回る水準で推移している。**

賃金改定状況調査による賃金引上げ率と最低賃金引上げ率の推移

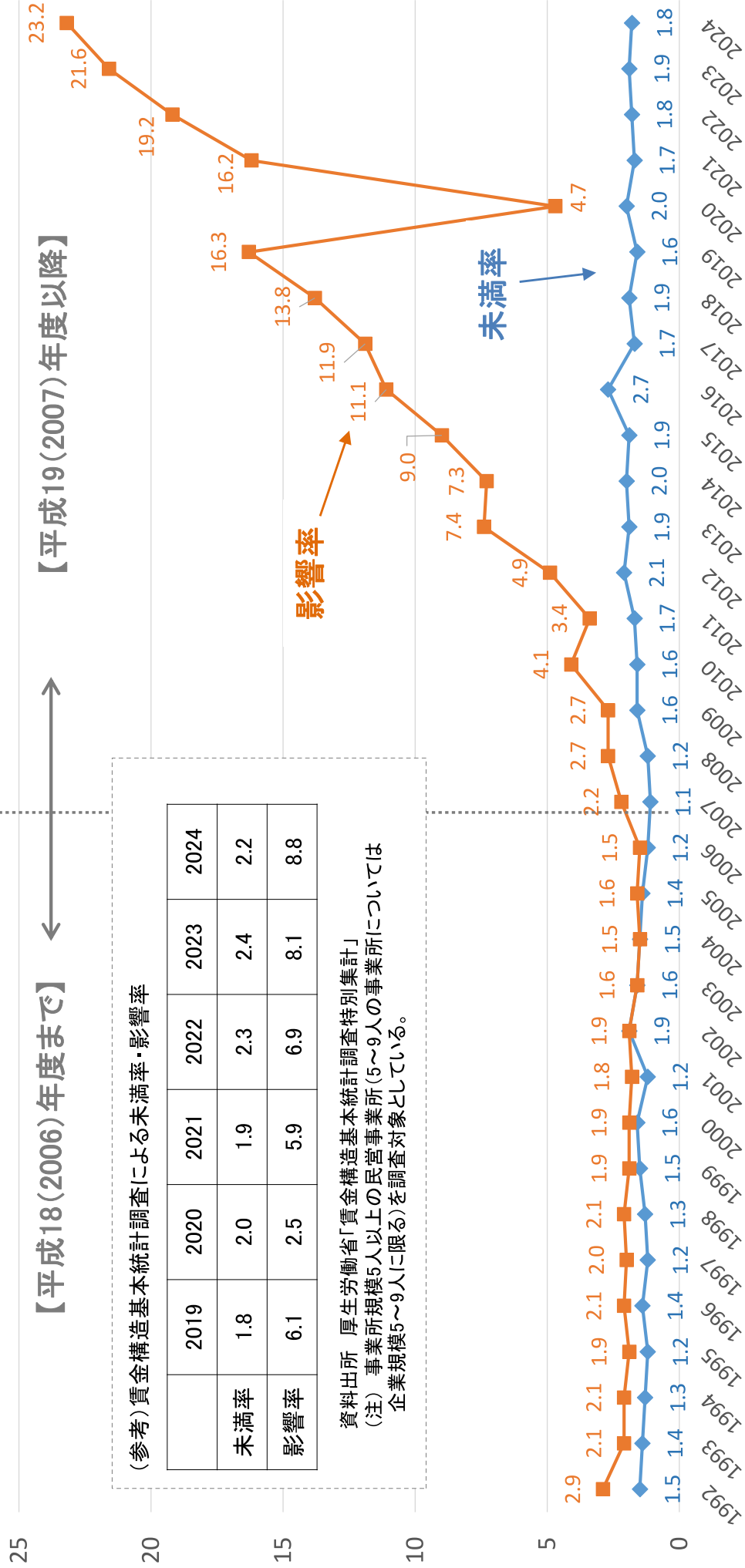


小規模事業者における未満率・影響率の推移

○ 最低賃金に関する基礎調査による30人未満事業所（製造業等は100人未満）における「未満率」は2%前後で推移しているものの、「影響率」は平成19（2007）年度以降、令和2（2020）年度を除いて上昇傾向にある。

- 「未満率」：最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者の割合。
- 「影響率」：最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合。

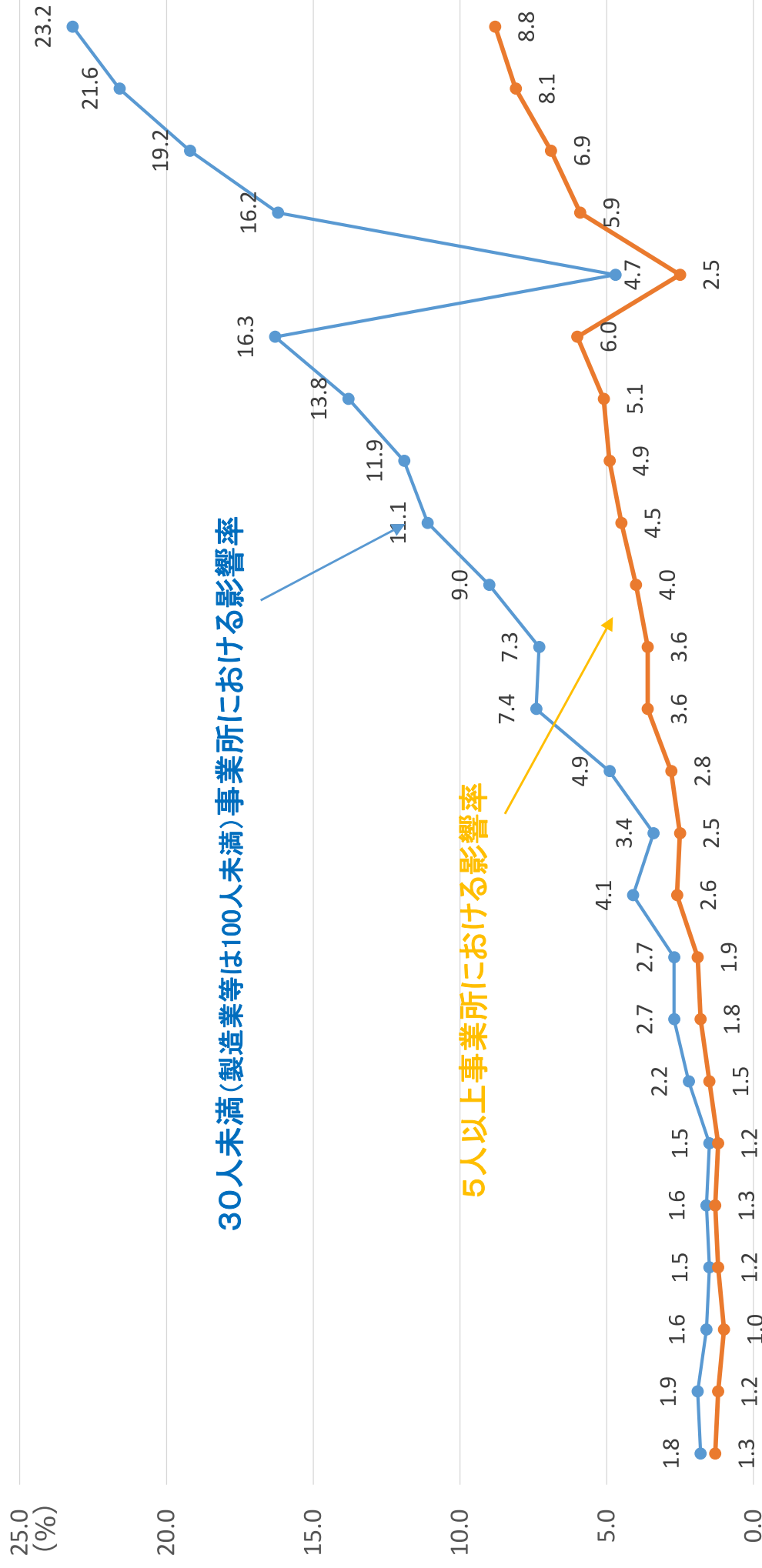
30人未満（製造業等は100人未満）事業所における未満率・影響率



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」
(注) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

最低賃金の影響率の推移

- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）（は、平成19（2007）年度以降、令和2（2020）年度を除いて上昇傾向にある。



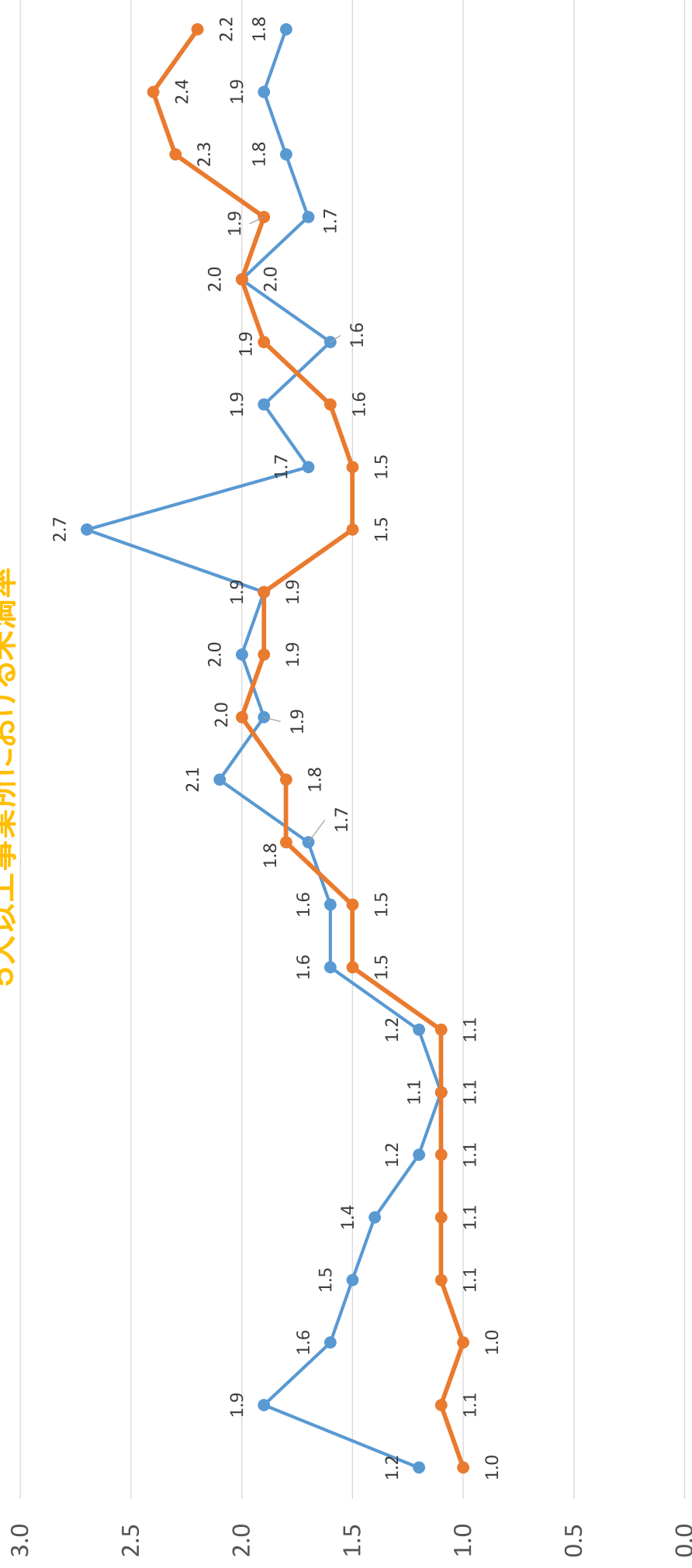
2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

最低賃金の未満率の推移

- 最低賃金に関する基礎調査による30人未満（製造業等は100人未満）事業所及び賃金構造基本統計調査特別集計による5人以上事業所における「未満率」は、近年は横ばいである。
- 「未満率」：最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者の割合。

30人未満（製造業等は100人未満）事業所における未満率 5人以上事業所における未満率



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

- 毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
- これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。

目安に関する 小委員会

※3者が揃った場面
のみ議事・議事録公
開

中央最低賃金 審議会

※本審は議事・
議事録ともに公開

目安制度の 在り方に関する 全員協議会

※3者が揃った場面
のみ議事・議事録公
開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

- ※ 昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
- ※ 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

- ※ 昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

※赤字が今般の主な見直し内容

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方	
(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配意の在り方	目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、 最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当 との結論に至った。
2. 地方最低賃金審議会に関する事項	
(1)目安の位置付け	目安は、地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）	○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 ○ 47都道府県の総合指数（※）の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直す。 ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。 ○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えたことこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、 ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする 等の考え方を総合的に勘案し、決定。
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法において公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。
3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料	
技術的な見直しを行った。	
4. 今後の見直しについて	
概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目標に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。	

令和5年度から適用される目安のリンク

ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.8%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.1%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道県)	20.8%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.2%

欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和8年2月27日～）

資料 No. 3	
目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）	
目安制度の在り方については、平成7年4月28日の目安制度のあり方に関する全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行い、その見直しの際にランク区分について見直しを行うことが適当であるとされているところであり、令和5年4月の前回報告でもその旨ととりまとめられたところである。 これを踏まえて、できる限り目安制度の改善を図るという観点から、以下のように目安制度の在り方に関する検討を進めていくこととする。	
1	検討すべきものとして考えられる事項
(1)	近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて
(2)	ランク区分について
(3)	発効日について（※）
(4)	EU指令についての考え方について
(5)	その他労使の意見に基づくもの等
（※）発効日については、令和7年度地方最低賃金審議会における審議の結果、都道府県ごとに大きなバラつきが生じたことから、本審議結果に係る課題等を議論するために、今後、「検討すべきものとして考えられる事項」に含めるものである。	

2	検討体制及び期間
(1)	検討体制 目安制度の在り方に関する全員協議会（仮称）で検討する。
(2)	検討期間 令和9年度中のとりまとめを目指し、労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは令和8年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進める。

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和8年2月27日～）

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

- 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について
 - ・ 令和7年度地方最低賃金審議会の審議に関し、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによって目安を大幅に上回る高い引上げが行われたのではないか等の疑義がメディア等から呈されていることについて、どのように考えるか。
 - ・ 3要素に基づく審議が原則である中、他地域との比較を含めて審議を行う例が見られるが、こうした「他地域との比較」の在り方をどのように考えるか。
 - ・ 令和8年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。

■ 発効日について

- ・ 令和7年度は11月以降の発効が27府県と過半数となり、令和7年10月1日～令和8年3月31日まで発効日に大きなバラつきが生じたことについてどのように考えるか。
- ・ 発効日の「合理的な範囲」はあり得るか。あり得るとした場合、その考え方について。
- ・ 令和8年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。

■ ランク制度の在り方について

- ・ 現状のランク区分についてどのように考えるか。

■ EU指令について

- ・ EU指令の取扱いについてどのように考えるか。

その他

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和8年2月27日～）

第1回会議（令和8年2月27日）の議題1「令和7年度中央最低賃金審議会について」における山田厚生労働審議官の発言

- 藤村会長をはじめ、公労使の委員の皆様方におかれては、令和7年度の目安審議に当たって、長丁場に渡り精力的にご議論いただきました。答申をとりまとめいただいたことに、まずは深く感謝申し上げます。
- 昨年夏の審議では、44年ぶりに7回に渡る長時間の審議となり、皆様にも、また地方最低賃金審議会の公労使委員の皆様にもご懸念やご心配をおかけしたものであると思います。地方最低賃金審議会の審議日程にも影響が生じており、議事進行に関し、事務局として至らない点があったと感じております。そうした中にあっても、地域別最低賃金の決定は、公労使3者構成・法定3要素に基づく議論が原則であり、事務局としては、令和7年度の地方最低賃金審議会での審議においても、あくまで3要素に基づき、公労使で真摯にご議論いただいたものと考えております。
- また、中央及び地方最低賃金審議会においては、法定3要素に基づき、公労使で丁寧な議論を積み重ねていただくことが非常に重要であり、来年度以降の審議においても、この考えを徹底すべきものであり、事務局として、こうした考えの下、しっかり議論いただけるよう、円滑な審議会運営に最大限取り組み組んでいくことをお約束いたします。
令和7年度の地域別最低賃金の改定については、全国加重平均で1,121円、過去最大となる66円の引上げ額となり、初めて全ての都道府県で1,000円を超えるとともに、最高額1,226円に対する最低額1,023円の比率が83.4%に上昇し、地域間格差も更に改善いたしました。
- 他方で、詳細についてはのちほど事務局からご説明いたしますけれども、ひとつには39道府県で目安を上回る答申が出され、うち11県で目安を10円以上超える高い引上げ額となったこと、ふたつ目、発効日について、11月以降に発効する県が過半数となり、1月以降に指定する県が6県、うち2県は、群馬県と秋田県ですが、3月発効となったということ、そして3つ目として、労使の退席についても、一昨年度はゼロ、昨年度は1県であったところ、今年度は6県で生じたことなど、事務局としても例年にない結果であったと考えております。
- このような結果を踏まえ、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」を開催し、令和8年度以降の審議に向けて、忌憚のないご議論をいただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたいと思います。

最低賃金法上の規定

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

令和7年度中央最低賃金審議会公益委員見解

地方最低賃金審議会への期待等

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。

その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。

このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

目安制度の在り方に関する全員協議会（令和8年2月27日～）

複数の地方最低賃金審議会から、中央で一定の方針を示してほしい等の要望があったことなどを受けて、令和8年2月から中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」を開始し、発効日を含めて議論を行っている。

当該議論の中では、

- ・早期発効が重要との意見や、発効日がバラつくと制度の安定性・信頼性が揺らぐとの意見がある一方、

最低賃金引上げに対する地方の中小企業の負担感を懸念する声もあった

ところ。夏の審議に向けて、引き続き議論を続ける予定。（令和8年4月現在）



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

地方最低賃金審議会委員説明資料

<特定最低賃金編>

厚生労働省 労働基準局賃金課

令和8年4月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、**関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乘せをするもの**(※)。
(※)特定最低賃金が設定された場合でも、使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。
- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のもの1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ <u>すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット</u>
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設 : 対象労働者の2分の1以上の労働協約等 改正・廃止 : 対象労働者の3分の1以上の労働協約等	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)
27	○ 新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる	

2 特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

- 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、(1) (2) の2つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等については、いずれも中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている。
- 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向がある。地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加している。

(1) 労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合

新しく決定する場合の申出の要件		改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること	② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること	① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
		② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

(2) 公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件		改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注1、注2）		○ 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注1) 「当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい」ことが労使合意で定められている。

(注2) 「一般の産業では企業間等に賃金格差は通常存在し、またその生ずる原因は多様。（略）賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではな
ない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議
会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

3 特定最低賃金の現状（令和8年4月1日現在）

	設定件数	適用 使用者数	適用 労働者数
地域別最賃下回るものを含む	223件	約9.03万人	約301万人
地域別最賃下回るものを除く	112件	約4.77万人	約183万人

	新設	改正	廃止
平成27年度	0	199	0
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1 岩手・百貨店	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0
令和7年度	0	112	0

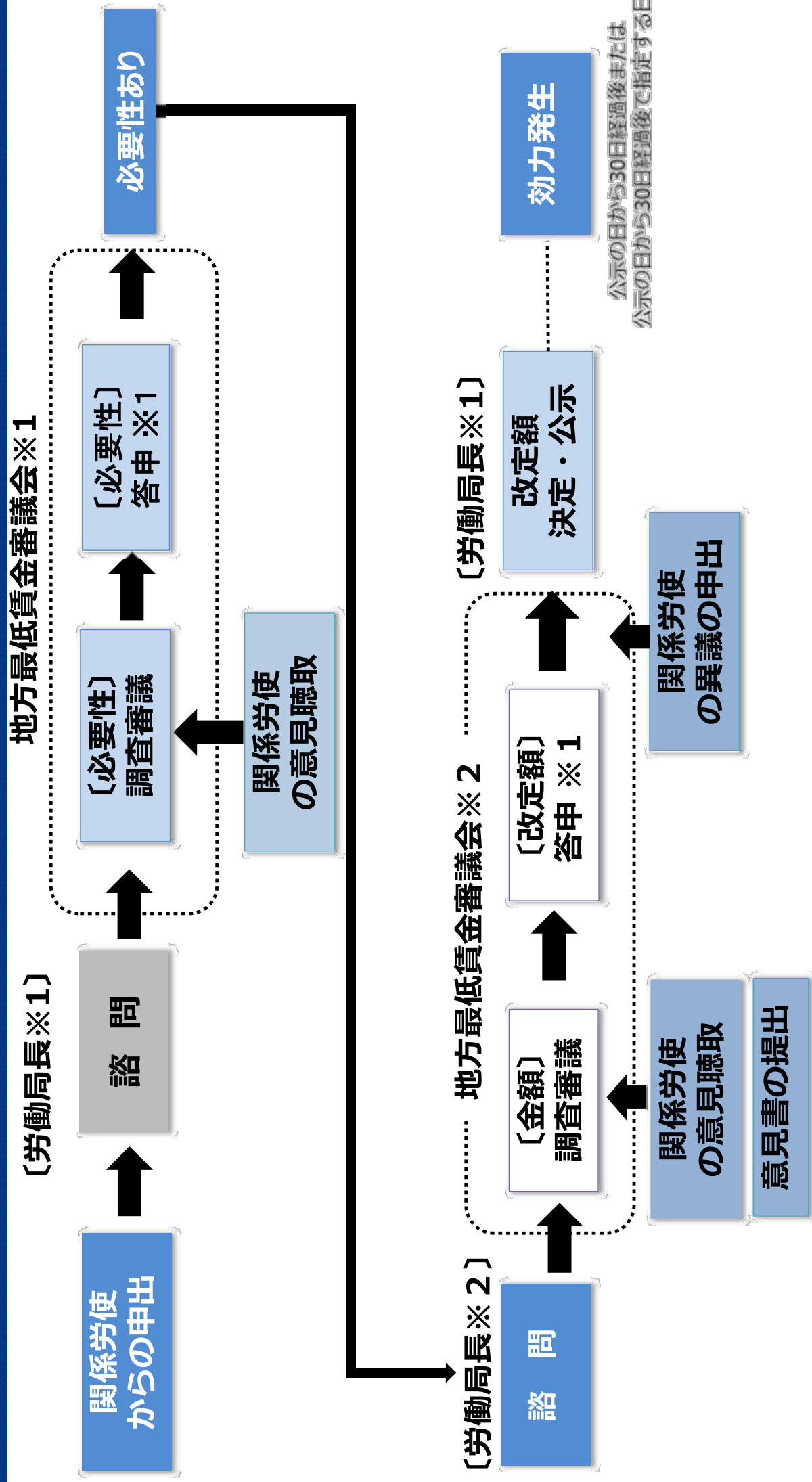
業	種	件数(件)	適用使用者数 (百人)	適用労働者数(百人)
食料品・飲料製造業関係		5 (1)	3 (1)	138 (50)
繊維工業関係		5 (0)	6 (0)	133 (0)
木材・木製品製造業関係		1 (0)	1 (0)	7 (0)
パルプ・紙・紙加工品製造業関係		2 (1)	1 (1)	78 (18)
印刷・同関連産業関係		1 (0)	3 (0)	34 (0)
塗料製造業関係		4 (3)	1 (1)	63 (48)
ゴム製品製造業関係		1 (0)	1 (0)	58 (0)
窯業・土石製品製造業関係	製造業	4 (2)	3 (1)	102 (68)
鉄鋼業関係		20 (17)	31 (26)	1,423 (1,303)
非鉄金属製造業関係		9 (6)	9 (6)	417 (221)
金属製品製造業関係		4 (0)	9 (0)	115 (0)
一般機械器具製造業関係		25 (14)	228 (124)	5,625 (3,384)
精密機械器具製造業関係		7 (4)	7 (4)	220 (139)
電気機械器具製造業等関係		45 (27)	211 (115)	9,145 (5,071)
輸送用機械器具製造業関係		33 (25)	143 (115)	8,486 (7,105)
小計		166 (100)	657 (394)	26,044 (17,407)
新聞・出版業関係		1 (0)	1 (0)	5 (0)
各種商品小売業関係	非製造業	30 (2)	16 (1)	1,813 (119)
自動車小売業関係		23 (10)	215 (82)	2,134 (771)
自動車整備業関係		1 (0)	10 (0)	35 (0)
道路貨物自動車運送業関係		1 (0)	3 (0)	23 (0)

※旧産業別最低賃金

全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係	1 (0)	1 (0)	4 (0)
合計	223 (112)	903 (477)	30,058 (18,297)

※括弧書きは地域別最賃を上回る特定最低賃金

4 特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、**全会一致の議決に至るよう努力するものとされている（労使合意による取り決め）。**

※2 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会に読替える。

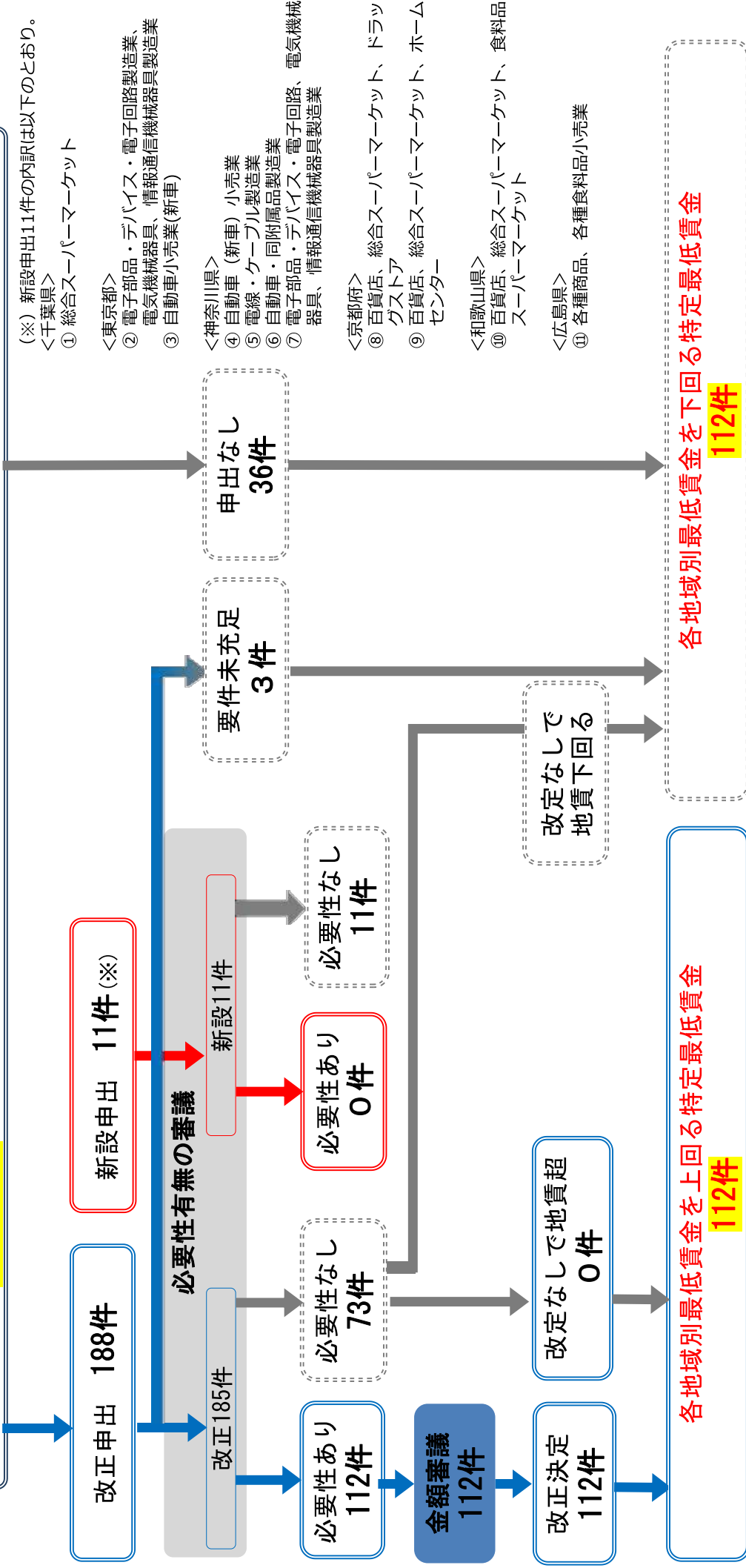
5 令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金

224件

(うち旧産別最低賃金2件)

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



令和8年4月1日時点の特定最低賃金
223件 (うち旧産別最低賃金1件)

※ 全国に適用される特定最低賃金1件を含む
※ 旧産別最低賃金1件は最低賃金法第17条に基づき令和8年3月31日限りで廃止されている

6 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(□) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

6 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

7 特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

令和7年8月4日 中央最低賃金審議会提出資料

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聞いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

（注）参考事例は、令和6年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。



財務省近畿財務局 神戸財務事務所

Kinki Local Finance Bureau Ministry of Finance

令和 8 年 4 月 22 日

兵庫県内経済情勢報告

(令和 8 年 4 月判断)

1. 総論

【総括判断】「緩やかに持ち直しつつある」

項 目	前回 (8 年 1 月判断)	今回 (8 年 4 月判断)	前回 比較
総括判断	緩やかに持ち直しつつある	緩やかに持ち直しつつある	→

(注) 8 年 4 月判断は、前回 8 年 1 月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、緩やかに持ち直しつつある。生産活動は、持ち直しつつある。雇用情勢は、テンポが緩やかながらも、持ち直しつつある。以上のことから、県内経済は、緩やかに持ち直しつつある。

【各項目の判断】

項 目	前回 (8 年 1 月判断)	今回 (8 年 4 月判断)	前回 比較
個人消費	緩やかに持ち直しつつある	緩やかに持ち直しつつある	→
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	→
雇用情勢	テンポが緩やかながらも、持ち直しつつある	テンポが緩やかながらも、持ち直しつつある	→
設備投資	7 年度通期は前年度を上回る見込みとなっている	7 年度通期は前年度を上回る見込みとなっている	→
企業収益	7 年度通期は減益見込みとなっている	7 年度通期は減益見込みとなっている	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費「緩やかに持ち直しつつある」

百貨店・スーパー販売額は、前年を上回っている。百貨店販売額は、高額商品が好調であったことなどから、前年を上回っている。スーパー販売額は、物価高騰による値上げに伴う売上増加などから、前年を上回っている。

ショッピングセンター販売額は、映画来館者の増加により、来店客が前年を上回ったことなどから、前年を上回っている。

コンビニエンスストア販売額は、台湾や韓国からの観光客の来店増加等による客数、客単価の上昇などから、前年を上回っている。

ドラッグストア販売額は、花粉症対策商品のほか、日焼け止め等の化粧品が堅調であったことなどから、前年を上回っている。

ホームセンター販売額は、高気温により季節品全般が低調であったことなどから、前年を下回っている。

家電大型専門店販売額は、エアコンの買替えやテレビ、スマートフォンの需要が堅調であったことなどから、前年を上回っている。

乗用車の新車登録届出台数は、税制改正に伴う一時的な登録控えなどから、前年を下回っている。

宿泊施設稼働率は、前期よりも下降している。

これらのことから、個人消費は、緩やかに持ち直しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 絵画や宝飾品等の高額商品が好調となっている。また、中国政府による渡航自粛要請を受け、インバウンド客数は減少したものの、客単価が上昇したためインバウンド向け売上は前年同期を上回っている。(百貨店)
- 来店客数は前年を下回っているものの、商品値上げに伴い売上高は前年より増加している。値下げを実施した商品は販売が好調となっており、消費者の価格志向が一段と強まっている印象がある。(スーパー)
- 映画来館者の増加により来店客が前年を上回って推移しており、フードコート等の飲食の売上も好調。(ショッピングセンター)
- 阪神地区では中国人観光客減少の影響は出ておらず、台湾や韓国人観光客の来店が増加していることもあり、客単価、客数ともに上昇。(コンビニエンスストア)
- 物価高に伴う買い控えの傾向が見られるものの、花粉症対策商品が好調なほか、春に向けて日焼け止め等の化粧品の需要が伸びている。(ドラッグストア)
- 1月半ばに寒波が到来したことでカイロやストーブなどの季節品が好調であったが、その後一転して比較的高気温となり、季節品全般は低調となった。(ホームセンター)
- 2027年4月からのエアコンの省エネ基準見直しを見据え、エアコンの早期の買替需要が拡大しているほか、スマートフォンやテレビ等の需要も堅調に推移している。(家電量販店)
- 税制改正に伴い、3月末まで自動車の登録を控える動きがあったものの、消費者の購買意欲が下がっている様子は見られず、受注は堅調に推移している。(自動車販売店)
- 宿泊利用、法人利用ともに堅調であったものの、前年に法人の大規模宴席があった反動により、客数は前年を下回って推移。神戸空港の中国便が10月まで運休することになったが、従来から台湾、香港、韓国や東南アジアからの観光客が多いことに加え、インバウンドの占める割合がそれほど高くないことから大きな影響は生じていない。(宿泊)

■ 生産活動「持ち直しつつある」

鉱工業指数（生産）は、「電気機械」が低下しているものの、「化学」や「生産用機械」等が上昇している。また、企業からは、中東情勢悪化の長期化等を懸念する声がある一方、半導体・AI・データセンター向けが堅調に推移しているといった声が聞かれている。

これらのことから、生産活動は、持ち直しつつある。

（主なヒアリング結果）

- 生成AI等で使用されるメモリー半導体向けの需要について、10月～12月の売上が伸びた影響もあり、1月～3月は一旦調整局面に入ったものの、足元の需要は堅調に推移している。（電気機械）
- スマートフォンやパソコン、データセンターのサーバー等に使われる製品が好調に推移。半導体向けも引き続き堅調。中東情勢の影響は足元では軽微だが、今後原料の入手が難しい製品が発生する見込み。（化学）
- 半導体製造装置向けロボットの需要が堅調であり、今後も需要の増加を見込む。（生産用機械）
- 自動車向け等においても米国の通商政策による大きな影響は生じておらず、需要は堅調に推移している。（鉄鋼）
- 航空機向けやデータセンター向け等において、引き続き堅調に推移している。（非鉄金属）
- 生成AIやデータセンターに使われる半導体製品の需要が旺盛であり、主要取引先からの受注が引き続き好調。また、生成AIの普及に伴いデータセンターの消費電力が増加していることから、ガスタービンによる発電需要が高まっており、当社への受注も好調。（金属）
- 自動車メーカー向けが堅調なほか、米国等でAIが革新的に進み、データセンターで使用する電力が逼迫して発電所需要が高まっていることから、電力プラントメーカー向けにまとまった受注がある。（金属）
- 受注、売上ともに堅調に推移。米国の通商政策の影響は特段聞かれておらず、自動車向け部品は国内メーカーが増産体制をとっていることから当社への受注もやや増加。（汎用機械）
- 航空機関連部品について、コロナ以降、日本以外のサプライチェーンの回復が充分ではないため、生産が急速に立ち上がっている状況にはないが、需要は旺盛であり、徐々に生産数の増加を見込む。（輸送機械）
- 12月におせち等の正月商品の需要が高まったため、前四半期と比べ国内需要は減少する見込みであるが、季節要因を除けば横ばいで推移している。（食料品）
- 大手製造業からはエネルギー関連等が好調であるといった声が聞かれる一方で、中小・零細企業からは中東情勢等の影響で物品や原油が不足しているとの声が聞かれている。（経済団体）
- 中東情勢や中国の輸出規制といった海外情勢に関して、大手企業は一定程度影響を吸収できているとみられる一方、中小・零細企業ほど原材料・エネルギーの供給制約や価格高騰の影響を受けやすい構造にある。（経済団体）
- 建設資材が既に値上がりする中、石油・ナフサ由来の資材の価格も上昇すれば、建設業界はより一層厳しくなる。（金融機関）

■ 雇用情勢「テンポが緩やかながらも、持ち直しつつある」

令和8年2月の有効求人倍率は、受理地別では0.94倍、就業地別では1.09倍で推移している。

また、法人企業景気予測調査の従業員数判断 BSI について、全産業の現状判断は、令和8年1～3月期調査では33.6%ポイントと引き続き「不足気味」超となっている。

これらのことから、雇用情勢は、テンポが緩やかながらも、持ち直しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 多くの企業において人手不足となっているが、人件費や原材料費の高騰が収益を圧迫しているため、一部で求人を控えている企業もある。(公的機関)
- 大規模宴会の際、フロアスタッフは複数の人材派遣会社を通して集めているが、不足する場合はスポットワークを活用して必要数を確保している。(宿泊)
- 今は完全に売り手市場であり、学生も大手製造業を希望するケースが多い。人手不足解消のため、生産ラインへのロボット活用を目指している。(汎用機械)
- 技術職が不足、高齢化しており、技術承継が課題となっているが、特殊技能を必要とするためすぐに採用につながらない。地元採用が中心だが、求職と求人のタイミングが合わず人員確保が困難。(金属)
- 離職防止や人材育成のため新入社員にマンツーマンで教育係を充てており、教育係には別途手当を支給している。(金属)
- 飲食・小売業では、人手が足りず営業時間を短縮する企業や廃業する企業等が出ている。人手不足を解消するため、シニアの活用が増えている。(経済団体)
- 人手不足は業種を問わず深刻であり、特に製造業および建設業で顕著。今後の採用についても厳しい見通しで、若手・中堅層の離職が多いとの声も聞かれる。企業への不満というよりも、より条件の良い企業へ転職することが一般化している。賃上げを行わなければ人材が流出するため、やむを得ず賃金を引き上げるが、収益余力が乏しく、経営を圧迫している。(経済団体)

■ 設備投資「7年度通期は前年度を上回る見込みとなっている」

法人企業景気予測調査（令和8年1～3月期調査）でみると、7年度通期の設備投資は、非製造業では「運輸・郵便」、「卸売」等が前年度を下回っているものの、製造業では「鉄鋼」、「輸送用機械」等が前年度を上回っていることから、全産業では「前年度を上回る見込み」となっている。

■ 企業収益「7年度通期は減益見込みとなっている」

法人企業景気予測調査（令和8年1～3月期調査）でみると、7年度通期の経常利益は、製造業では「鉄鋼」等が減益見込みとなっており、非製造業では「小売」等が減益見込みとなっていることから、全産業では「減益見込み」となっている。

【その他の項目】

- **住 宅 建 設** 新設住宅着工戸数（令和8年2月、後方3ヶ月移動平均）でみると、前年を上回っている。
- **公 共 事 業** 前払金保証請負金額（令和8年2月、年度累計）でみると、前年を上回っている。
- **輸 出 入** 神戸港の通関実績（円ベース、令和7年12月～令和8年2月、3ヶ月平均）でみると、輸出は、無機化合物、半導体等製造装置等が減少していることから、前年を下回っている。
なお、輸入は、前年を上回っている。
- **企 業 倒 産** 企業倒産件数（令和8年1～3月、3ヶ月平均）は、前年を下回っている。
- **企 業 の 景 況 感** 法人企業景気予測調査（令和8年1～3月期調査）の景況判断BSIでみると、現状判断は「下降」超となっている。
先行きについては、全産業でみると、令和8年4～6月期は「下降」超で推移し、令和8年7～9月期は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

【問い合わせ先】
神戸財務事務所 財務課
TEL：078-391-6942

2026

4

商工会議所LOBO (早期景気観測)

2026年4月調査結果

コスト増加分の価格転嫁の動向①

価格協議は7割超が実施するも 仕入価格の急上昇により価格転嫁は約半数と足踏み

- 発注側企業との「価格協議の動向」について、「協議を申し込み、話し合いに応じてもらえた」「コスト上昇分の反映の協議を申し込んだけど、話し合いに応じてもらえなかった」「コスト上昇分の反映の協議を申し込んだけど、維持や減額協議を申し込んだけど、話し合いに応じてもらえなかった」の割合は、2025年10月調査結果は66.8%、2026年4月調査結果は76.3%（+1.9pt）と、2025年10月調査から1.9ポイント増加した。2026年1月に取引適正化法が施行されたこともあり、価格協議が浸透してきている。
- 業種別にみると、全業種で2025年10月調査の数字を上回っているが、依然として小売業とサービス業は全体を下回る結果となった。また、従業員規模別にみると、10人未満の小規模企業で63.0%と2025年10月調査より改善したもの、依然として低い水準となっている。
- コスト増加分の「価格転嫁の動向」について、「4割以上の価格転嫁」を実施できた企業は52.8%と、2025年10月調査から+0.3ポイントとほぼ横ばいとなり、価格転嫁の実施は足踏みの状況となっている。また、仕入価格の変動が激しく、価格協議後に仕入価格が上昇し、価格転嫁が追い付かない、との声が散見された。
- 業種別にみると、建設業、卸売業は「4割以上の価格転嫁」を実施できた企業が6割超と高水準だが、サービス業は約4割と低水準。また、従業員規模別にみると、10人未満の小規模企業で全体を下回った。

- 価格協議から価格転嫁までのリードタイムが長く、価格協議時に資材高騰をある程度織り込んでいたものの、それ以上に価格が上った分は転嫁ができていない。（札幌 自動車・附属品製造業）
- 価格転嫁を顧客に説明するための資料作成、打ち合わせなど目に見えないコストが増加している。（名古屋 自動車部品販売業）
- 価格転嫁を行っても今まで以上に販売数が減少してしまう。容量を減らすなどの実質値上げは包装資材の変更によるコストがかかり、容易に行うことはできない。（秋田 パン・菓子製造業）

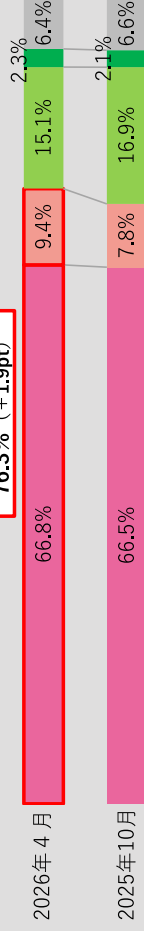


中小企業の声

価格協議の動向

- 協議を申し込み、話し合いに応じてもらえた
- コスト上昇分の反映の協議を申し込んだけど、話し合いに応じてもらえなかった
- 維持や減額協議を申し込んだけど、話し合いに応じてもらえなかった
- その他

協議できている
76.3% (+1.9pt)



【協議実施企業の割合】（）内は2025年10月調査結果

（業種別）

全体（再掲）	建設業	製造業	卸売業	小売業※2	サービス業※2	100人以上 100人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
76.3% (74.4%)	80.2% (78.0%)	79.4% (82.0%)	80.0% (74.3%)	68.7% (66.1%)	71.3% (64.8%)	89.1% (86.4%)	86.9% (81.5%)	76.9% (79.4%)	63.0% (58.8%)

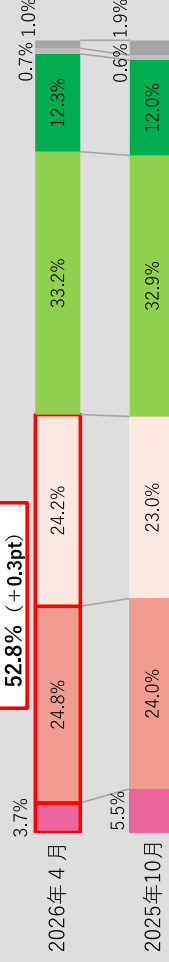
※1 「①取引価格の維持や減額について一方的な通知があった」、「②協議を申し込んだが、話し合いに応じてもらえなかった」、「③発注量の減少や取引を断られること等を考慮し発注側企業に協議を申し込んだけど、話し合いに応じてもらえなかった」の合計

※2 回答企業に占めるBtoB取引を行っている企業の割合は、小売業52.5%、サービス業69.7%

価格転嫁の動向（コスト増加分）

- 10割
- 7～9割程度
- 4～6割程度
- 1～3割程度
- 0割
- マイナス
- コストが増加していない

4割以上の価格転嫁
52.8% (+0.3pt)



【4割以上の価格転嫁が実施できた企業の割合】（）内は2025年10月調査結果

（業種別）

全体（再掲）	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	100人以上 100人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
52.8% (52.5%)	60.5% (61.1%)	55.8% (55.9%)	66.7% (67.8%)	55.3% (56.7%)	37.0% (33.5%)	60.3% (61.7%)	57.9% (56.1%)	57.4% (58.8%)	44.9% (42.7%)

※3 コストが増加しているにもかかわらず、減額された

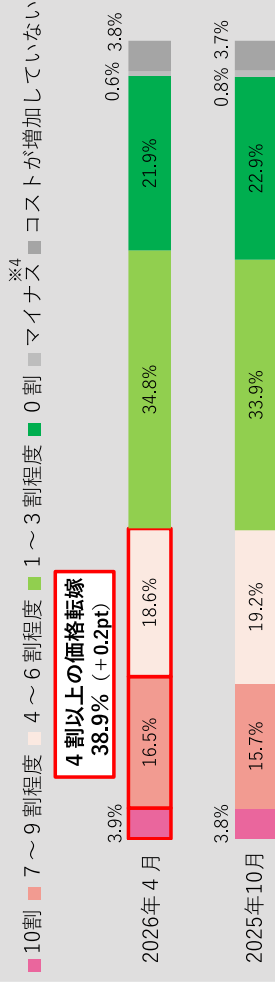
コスト増加分の価格転嫁の動向②

労務費増加分の価格転嫁は約4割 コスト全体と比較して依然として低水準にとどまる

- 労務費増加分の「価格転嫁の動向」について、「4割以上の価格転嫁」を実施できた企業は38.9%と、2025年10月調査から+0.2ポイントとほぼ横ばい。コスト全体の価格転嫁と比較して、依然として低水準となった。
- 労務費増加分の「価格転嫁の動向」を業種別にみると、建設業は「4割以上の価格転嫁」を実施できた企業が5割を超え、他業種と比較して高水準だが、小売業、サービス業は全体を下回った。また、従業員規模別にみると、10人未満の小規模企業は27.7%と100人以上の企業（46.1%）と比較して18ポイント以上低く、二極化の傾向が表れている。
- 「価格協議を行うにあたり希望する支援策」は、「自社にて対応可能なため支援策は必要ない」が32.5%と最も多かった。次に、「価格協議の必要性の取引担当者への周知・啓発」が25.7%、「価格協議の必要性の経営者への周知・啓発」が25.6%となった。価格協議の必要性を経営者、取引現場の双方に浸透させていくことが必要であると考えられる。
- 価格協議の実施有無で「価格転嫁の動向」に大きな格差があり、「協議実施」企業では「4割以上の価格転嫁」を実施できた企業が7割に迫るが、「協議未実施」企業では3割を下回った。

- 仕入価格の上昇分は価格転嫁を行っているが、特に労務コストなどの経費上昇分については、販売価格に転嫁できていない。
(越谷 飲食料品小売業)
- 労務費上昇分の価格転嫁が大きな課題。最低賃金引き上げ等をコストアップ要因としてデータ化して、取引先との価格交渉にあっている。
(今治 織物外衣製造業)
- 賃上げによる労務費上昇などコスト上昇は続いているが、既存ビジネスの拡大、新規ビジネスによる収益拡大によりコスト上昇分を吸収できている。
(信州中野 民生用機械製造業)

価格転嫁の動向（労務費増加分）



【4割以上の価格転嫁が実施できた企業の割合】（）内は2025年10月調査結果

業種別		従業員規模別	
全体 (再掲)	38.9% (38.7%)	100人以上	10人以上 50人以上 100人以上
建設業	55.9% (58.0%)	46.1% (46.2%)	48.7% (45.5%)
製造業	41.2% (40.8%)	44.2% (47.7%)	46.3% (44.8%)
卸売業	33.0% (33.6%)	27.5% (23.3%)	46.3% (44.8%)
小売業	27.5% (23.3%)	46.3% (44.8%)	27.7% (29.0%)
サービス業	27.5% (23.3%)	46.3% (44.8%)	27.7% (29.0%)

※4 コストが増加しているにもかかわらず、減額された

価格協議を行うにあたり希望する支援策

価格協議と価格転嫁の関係

(4割以上の価格転嫁)



自社にて対応可能なため支援策は必要ない

価格協議の必要性について、発注側企業の取引担当者への周知・啓発

価格協議の必要性について、発注側企業の経営者への周知・啓発

合理的な根拠で協議を行うための、原材料・人件費等の価格推移・増減を示した資料作成ツールの提供

自社のコストを正確に把握するための、専門家による原価計算手法の習得支援

業況DIは、中東情勢受けた物価高・調達困難化で悪化
先行きは、不透明感強まり厳しい見方

- 全産業合計の業況DIは、▲21.9（前月比▲1.9ポイント）
- 卸売業では、設備投資が堅調に推移する中、気温上昇に伴い春物衣料の引き合いが増加し、改善した。一方、建設業、製造業、小売業では、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・仕入価格の上昇や調達困難化の影響が見られ、悪化した。サービス業もその影響を受けたが、行楽需要の拡大等により飲食店を中心に客数が増加し、ほぼ横ばいとなった。
- 国際情勢の不安定化による利益率の低下やサプライチェーンの混乱による影響は大きく、中小企業の景況感は一段と厳しさを増している。

- 先行き見通しDIは、▲27.0（今月比▲5.1ポイント）
- 高水準での賃上げが下支えとなる中、大型連休に伴う消費の拡大が見込まれる一方、足もとの燃料価格の上昇や長引く物価高が、消費マインドを下押しする可能性がある。
- また、中東情勢による影響について、政府の対策に期待する声もあるが、影響が長期化した場合、事業の見直しや資金繰りの悪化につながる恐れもある。今後の見通しに対する不透明感が広がっており、先行きはさらなる悪化を見込んでいる。

全産業業況DI



※DI = 「好転」の回答割合 - 「悪化」の回答割合

業況DI

	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年	2025年
	4月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全産業	▲18.5	▲17.9	▲18.0	▲17.9	▲16.8	▲20.0	▲21.9	▲27.0	▲27.3	▲31.5	▲29.1	▲28.9	▲20.2	▲20.2	▲20.2
建設	▲17.7	▲16.5	▲14.7	▲15.2	▲13.6	▲15.5	▲24.4	▲27.3	▲27.3	▲31.5	▲29.1	▲28.9	▲20.2	▲20.2	▲20.2
製造	▲23.0	▲19.7	▲21.6	▲17.2	▲13.6	▲19.1	▲21.3	▲27.3	▲27.3	▲31.5	▲29.1	▲28.9	▲20.2	▲20.2	▲20.2
卸売	▲23.1	▲24.7	▲23.4	▲23.8	▲23.5	▲30.2	▲28.6	▲29.1	▲28.9	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2
小売	▲23.5	▲26.4	▲24.0	▲25.1	▲24.8	▲25.1	▲26.2	▲28.9	▲28.9	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2
サービス	▲8.6	▲7.7	▲9.9	▲12.1	▲13.0	▲15.1	▲14.9	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2	▲20.2

※ ...1.0ポイント以上改善 ...1.0ポイント以上悪化



長引く仕入価格や労務費の高騰に、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・資材価格の上昇や調達困難化が重なり、悪化。引き続き人手不足による供給制約を指摘する声も聞かれている。

- ・「労務費高騰や人手不足に加え、中東情勢の緊迫化によるサプライチェーンの寸断が深刻である。ナフサ系の石油製品の供給不安に伴い、住宅設備メーカー各社による新規受注停止や生産調整が相次いでいるほか、プラスチック樹脂や塗料といった基幹資材が調達困難化している」（一般工事業）
- ・「引き続き現場作業員の人手不足が続いている。作業員の高齢化の進展もあり雇用の確保が喫緊の課題」（防水工事業）



中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・原材料価格の上昇や調達困難化の影響を受け、悪化。先行きについて、影響の長期化による操業停止や設備投資需要の減退を懸念する声が散見された。

- ・「重油や包装材などの価格が急騰しており、今後、他の原材料にも影響が出ることが予想されるが、業界の高慣習により、次回の価格転嫁は10月以降となる。価格改定が到底追いつかない中、利益率の低下をどのように乗り切っていくか大きな課題である」（水産食料品製造業）
- ・「塗料など石油由来の原材料が納品されない。現状、在庫でしのいでいるが、事態が長期化すると操業を止めなくてはならない」（一般産業用機械）



設備投資が堅調に推移する中、気温上昇に伴い春物衣料の引き合いが増加し、改善。一方、中東情勢の緊迫化に伴う調達困難化や消費者の節約志向の高まりを懸念する声も聞かれている。

- ・「石油関連商品の品不足および値上げが著しい。梱包資材にも影響が出ており、売るものがない・材料不足で商品が作れないなど、商売に大きな障害となっており、先行きは厳しい状況になりそうである」（一般機械器具卸売業）
- ・「中東情勢の緊迫化で直接的に影響を受けるわけではないが、消費者の節約志向の高まりによる購買意欲の減退が懸念材料である」（酒卸売業）



燃料価格上昇に伴う消費者の節約志向の高まりから、百貨店を中心に生活必需品以外に買い控えが見られるほか、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・仕入価格の上昇や調達困難化が重荷となり、悪化。

- ・「生鮮食品を取り扱う当店ではゴム手袋が衛生上必須であるが、仕入先が医療従事者優先での供給に切り替えており、入手困難化している」（百貨店）
- ・「当社商品はプライベートブランド商品でプラスチック製品が多いが、原料メーカー各社による一斉値上げ通知や供給制限等により、価格高騰が収まらない。これ以上値上げすると顧客離れにつながる恐れがあり、不安を感じている」（機械器具小売業）



気温上昇に伴う行楽需要の拡大等により飲食店を中心に客数が増加した一方、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・仕入価格の上昇が足かせとなり、ほぼ横ばい。

- ・「行楽シーズンとなり、スポーツ大会等の開催に伴ってお弁当の販売量が増加している」（飲食店）
- ・「エネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱により、利益率が急激に低下している。近隣にホテルチェーンが進出し、価格競争が激しくなっていることから、販売価格への転嫁は困難である」（旅館）

ブロック別の動向

前月と比べたDI値の動き



改善



ほぼ横ばい



悪化

北海道は、悪化。製造業では、仕入価格高騰に原材料不足が重なり、印刷業や鉄鋼業で売上・採算が悪化した。卸売業では、小売業やサービス業からの引き合いが減少した飲食料品関係を中心に売上・採算が悪化した。建築材料卸売業の事業者からは、原材料価格の値上げが依然続いているのに加えて、中東情勢の悪化から今後の不透明感が増し、企業努力だけでは業績の改善が難しい、という声が聞かれた。

東北は、改善。製造業では、雪害の復旧需要で木材・建材関連の引き合いが増え、業況が改善した。一部の事業者からは、原材料価格の上昇や一部供給制約により、採算が圧迫されている、という声が聞かれた。卸売業では、暖冬で桜の開花が平年より早まり、花見関連需要の先取りで食料・飲料卸売業の売上・採算が改善した。事業者からは、桜など春を感じられる和菓子などの売れ行きが好調である、という声が聞かれた。

北陸信越は、悪化。サービス業では、インバウンドの冬季需要が落ち着いたことで、来店客数の減少につながり、売上・採算が悪化した。建設業では、大雪からの雪解けが早く、建築・土木工事の着手が例年より前倒しで進み、売上・採算が改善した。一方で、一部資材の品不足や納期の長期化が見られ、工程調整や原価管理が難しくなっている、という声が聞かれた。

関東は、悪化。建設業では、中東情勢の悪化により建築資材の納期延期や出荷遅れが生じ、業績が悪化した。小売業では、長引く物価高により消費者の買い控えが生じており、百貨店やスーパーなどで売上・採算が悪化した。食品販売店からは、労務コストや資材コスト、燃料費の高騰など、仕入価格の上昇分を販売価格に十分に転嫁できておらず、採算が悪化している、という声が聞かれた。

東海は、悪化。建設業では、公共事業の入札が減少し、売上・採算が悪化した。製造業では、価格転嫁を背景に売上が増加したが、中東情勢の悪化により、原材料・燃料費の高騰を受け、採算は悪化した。繊維関係やプラスチック関係の事業者からは、原料のナフサの値上げと欠品が多発しており、強い危機感を持っている、という声が聞かれた。

関西は、ほぼ横ばい。建設業では、資材価格の高騰および受注環境の悪化により、売上・採算が悪化した。小売業では、進級進学や入社に向けた服飾品などの支出が下支えとなり、百貨店を中心に売上・採算が改善した。百貨店からは、外商の販売は好調な一方、消費者の節約志向の高まりを受け、今後の入店客数の見通しは厳しい状況である、との声が聞かれた。

ブロック別の動向

前月と比べたDI値の動き

改善

ほぼ横ばい

悪化

中国

中国は、悪化。 サービス業では、消費者の節約志向の高まりを受け、飲食店では夕方以降の客数が伸び悩み、売上が悪化した。飲食店からは、市が発行した独自クーポンの効果で一定の需要はあるものの、外食需要は低迷傾向にあり、クーポン利用期間終了後の売上減少を懸念している、という声が聞かれた。一方、卸売業では、祭りの開催に向けた飲食料品などの需要の高まりを受け、売上・採算が改善した。

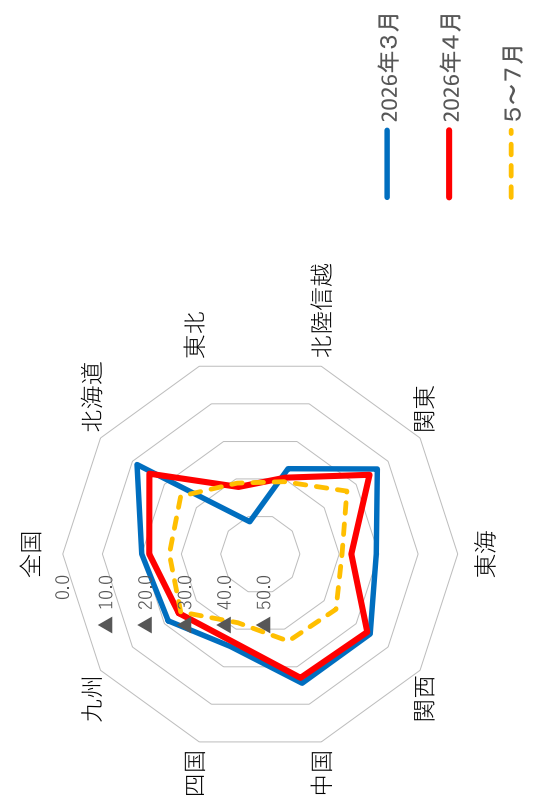
四国

四国は、悪化。 小売業では、人件費などの経費の増加に価格転嫁が追いつかず、商店街を中心に売上・採算が悪化した。製造業では、原材料価格上昇に伴って採算が悪化した。産業機械関係の事業者からは、中東情勢の影響について、既にプラスチック関連の部品・材料の入手が厳しくなるとの情報が入っており、今後の動向について不安感がある、という声が聞かれた。

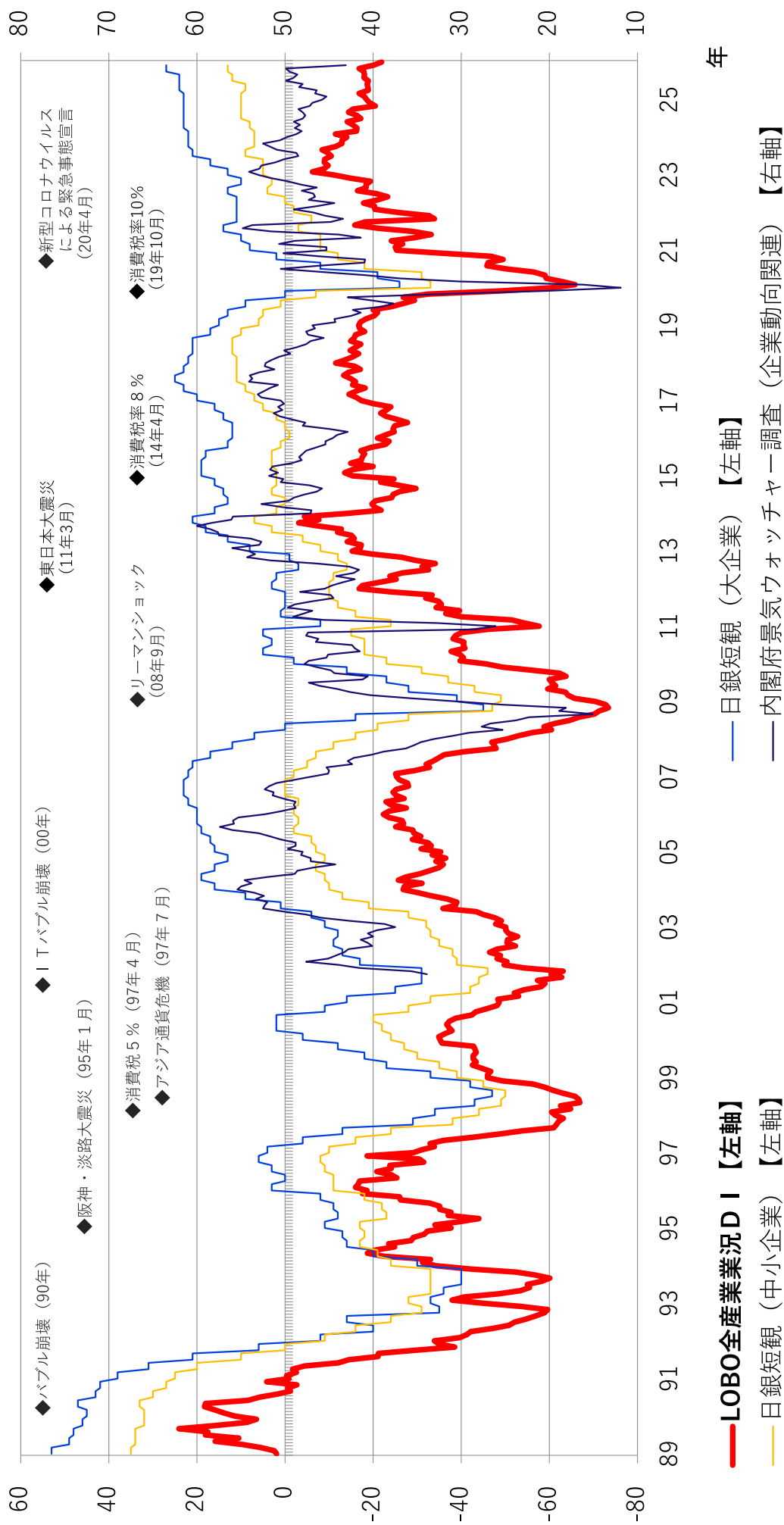
九州

九州は、悪化。 卸売業では、客数が伸び悩んだ飲食店からの引き合いが減少し、飲食料品関係などで売上・採算が悪化した。建設業では、資材価格の高騰に加え、人手不足が深刻な課題となり、売上・採算が悪化した。リフォーム工事業者からは、断熱材や建具材の値上げ幅がこれまでにないほど大幅に増加し、価格を反映した見直しを作成しているが、取引先から見直し依頼が来るなど手間も増えている、という声が聞かれた。

	2025年		2025年		2026年				先行き 見通し
	4月	11月	12月	1月	2月	3月			
全 国	▲ 18.5	▲ 17.9	▲ 18.0	▲ 17.9	▲ 16.8	▲ 20.0	▲ 21.9	▲ 27.0	
北海道	▲ 15.2	▲ 12.0	▲ 10.7	▲ 7.7	▲ 14.2	▲ 11.4	▲ 15.3	▲ 25.1	
東 北	▲ 31.8	▲ 27.8	▲ 35.7	▲ 30.9	▲ 30.0	▲ 41.4	▲ 32.1	▲ 31.1	
北陸信越	▲ 31.6	▲ 22.9	▲ 21.5	▲ 27.9	▲ 23.5	▲ 27.3	▲ 29.6	▲ 30.7	
関 東	▲ 14.7	▲ 15.5	▲ 16.2	▲ 14.4	▲ 12.4	▲ 13.4	▲ 15.8	▲ 22.9	
東 海	▲ 14.1	▲ 18.4	▲ 19.6	▲ 17.6	▲ 16.0	▲ 20.6	▲ 27.0	▲ 29.3	
関 西	▲ 11.2	▲ 17.8	▲ 15.8	▲ 13.7	▲ 11.8	▲ 15.6	▲ 16.5	▲ 26.3	
中 国	▲ 18.5	▲ 16.8	▲ 13.4	▲ 13.3	▲ 10.9	▲ 15.6	▲ 17.1	▲ 26.8	
四 国	▲ 18.0	▲ 21.0	▲ 17.5	▲ 25.0	▲ 25.2	▲ 25.4	▲ 26.8	▲ 31.7	
九 州	▲ 19.9	▲ 14.0	▲ 13.4	▲ 18.9	▲ 15.9	▲ 21.2	▲ 24.6	▲ 25.1	



参考：全産業業況DIの推移



※日銀短観 (中小企業) ……全産業の業況判断DI、資本金2千万円以上1億円未満の企業が対象
 ※日銀短観 (大企業) ……全産業の業況判断DI、資本金10億円以上の企業が対象
 ※内閣府景気ウォッチャー調査 (企業動向関連) ……景気の現状判断DI (季節調整値)

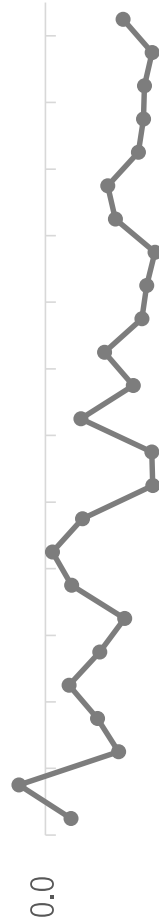
参考：DI時系列表

売上DI

(※DI＝「増加」の回答割合－「減少」の回答割合)

	2025年		2025年		2026年		先行き 見通し	
	4月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5～7月
全産業	▲ 2.1	▲ 3.7	▲ 5.6	▲ 5.9	▲ 5.9	▲ 6.4	▲ 4.7	▲ 14.4
建設	▲ 10.1	▲ 6.5	▲ 7.5	▲ 10.7	▲ 11.4	▲ 8.7	▲ 14.6	▲ 17.5
製造	▲ 9.4	▲ 3.5	▲ 8.1	▲ 6.7	▲ 2.8	▲ 6.2	▲ 1.5	▲ 13.4
卸売	▲ 5.0	▲ 11.3	▲ 16.9	▲ 11.1	▲ 13.5	▲ 12.3	▲ 7.0	▲ 20.7
小売	▲ 0.5	▲ 7.8	▲ 8.4	▲ 12.3	▲ 7.7	▲ 10.2	▲ 8.9	▲ 20.5
サービス	9.9	4.2	5.1	4.9	▲ 0.8	0.4	2.6	▲ 6.3

10.0



-10.0

2024/4 2024/6 2024/8 2024/10 2024/12 2025/2 2025/4 2025/6 2025/8 2025/10 2025/12 2026/2 2026/4

採算DI

(※DI＝「好転」の回答割合－「悪化」の回答割合)

	2025年		2025年		2026年		先行き 見通し	
	4月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5～7月
全産業	▲ 17.1	▲ 18.5	▲ 17.7	▲ 18.4	▲ 17.3	▲ 17.8	▲ 20.6	▲ 27.6
建設	▲ 16.8	▲ 15.0	▲ 14.7	▲ 18.6	▲ 16.7	▲ 13.6	▲ 24.4	▲ 27.6
製造	▲ 21.4	▲ 18.0	▲ 18.4	▲ 19.0	▲ 12.0	▲ 14.8	▲ 19.8	▲ 34.7
卸売	▲ 18.6	▲ 18.2	▲ 24.2	▲ 17.0	▲ 22.2	▲ 18.3	▲ 16.4	▲ 21.1
小売	▲ 18.2	▲ 26.7	▲ 21.0	▲ 26.3	▲ 20.2	▲ 23.8	▲ 22.8	▲ 25.5
サービス	▲ 11.9	▲ 15.2	▲ 13.7	▲ 12.3	▲ 18.6	▲ 18.6	▲ 19.3	▲ 25.3

0.0

-10.0

-20.0

-30.0

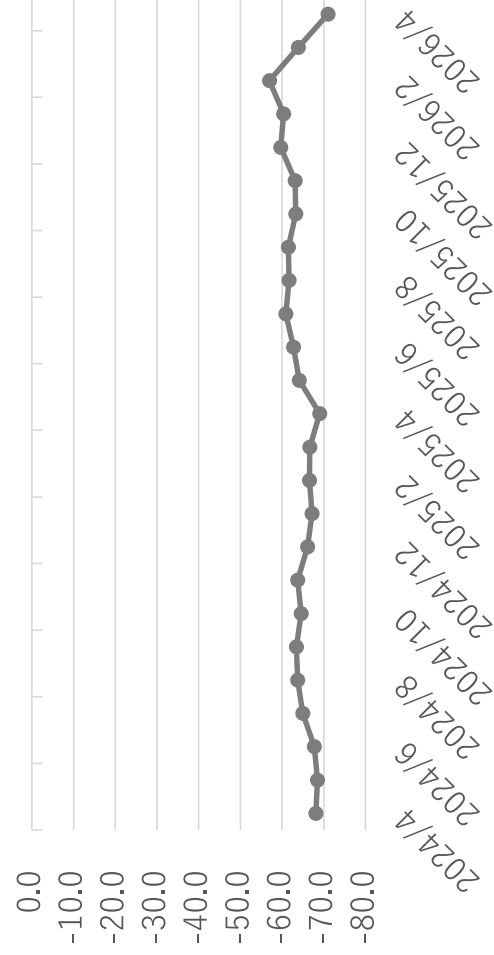
2024/4 2024/6 2024/8 2024/10 2024/12 2025/2 2025/4 2025/6 2025/8 2025/10 2025/12 2026/2 2026/4

参考：DI時系列表

仕入単価DI

(※DI = 「下落」の回答割合－「上昇」の回答割合)

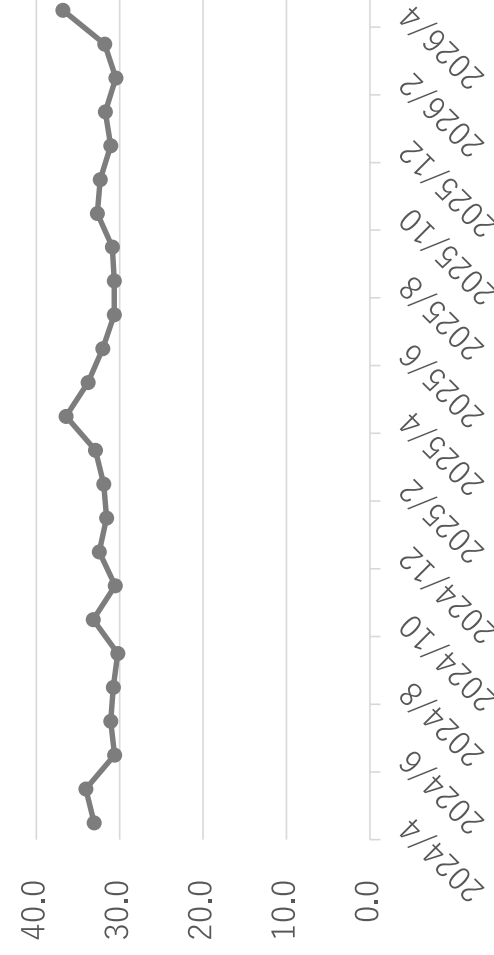
	2025年		2025年			2026年				先行き 見通し
	4月	11月	12月	1月		2月	3月			
全産業	▲ 69.1	▲ 63.1	▲ 59.7	▲ 60.4	▲ 57.0	▲ 63.9	▲ 71.0	▲ 68.8		5 ～ 7月
建設	▲ 72.0	▲ 66.7	▲ 63.1	▲ 64.0	▲ 63.0	▲ 67.5	▲ 79.5	▲ 78.2		
製造	▲ 67.0	▲ 58.8	▲ 57.0	▲ 57.4	▲ 52.0	▲ 59.9	▲ 70.1	▲ 68.7		
卸売	▲ 69.0	▲ 61.5	▲ 52.8	▲ 60.4	▲ 53.5	▲ 62.1	▲ 62.4	▲ 63.4		
小売	▲ 69.7	▲ 67.8	▲ 65.0	▲ 59.1	▲ 61.4	▲ 70.2	▲ 74.0	▲ 71.7		
サービス	▲ 68.7	▲ 62.1	▲ 59.3	▲ 61.9	▲ 56.1	▲ 61.6	▲ 68.0	▲ 63.5		



販売単価DI

(※DI = 「上昇」の回答割合－「下落」の回答割合)

	2025年		2025年		2026年						先行き 見通し
	4月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5～7月			
全産業	36.4	32.3	31.1	31.7	30.5	31.8	36.8	31.8			
建設	39.9	34.6	27.9	31.4	32.7	32.5	40.6	36.7			
製造	29.5	26.3	29.7	27.9	24.2	25.3	31.7	26.1			
卸売	49.2	38.5	37.7	42.1	32.6	43.0	42.3	42.3			
小売	46.5	43.8	40.4	39.1	43.0	44.4	49.3	43.8			
サービス	27.0	25.0	24.5	25.4	24.6	22.9	27.7	20.8			

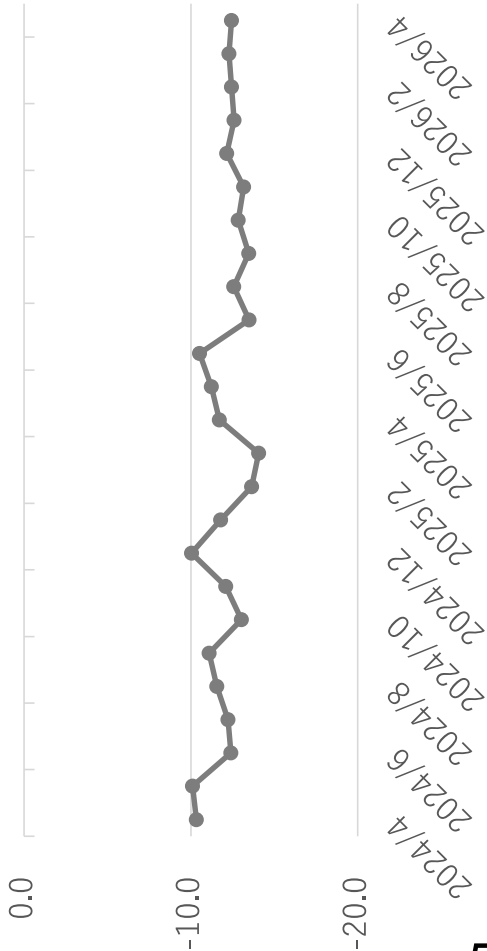


参考：DI時系列表

資金繰りDI

(※DI = 「好転」の回答割合－「悪化」の回答割合)

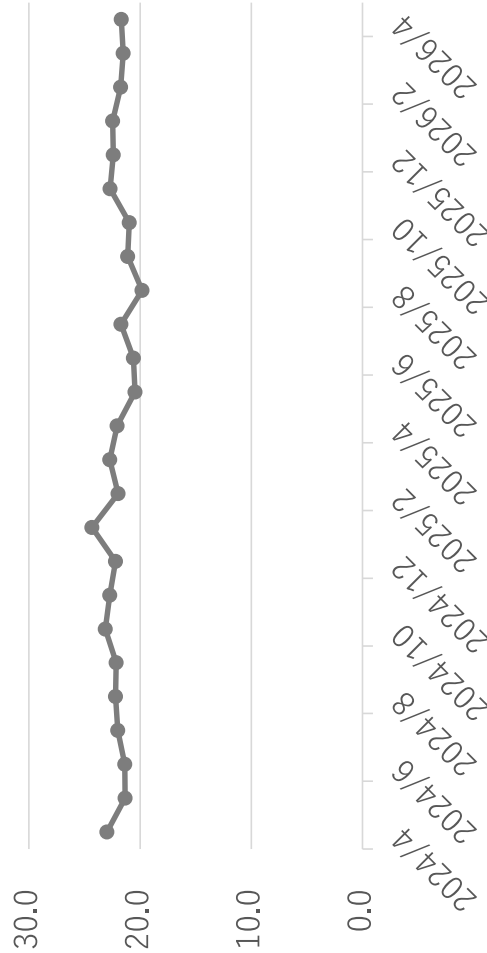
	2025年		2025年		2026年				先行き 見通し	
	4月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5～7月		
全産業	▲ 11.7	▲ 13.2	▲ 12.1	▲ 12.6	▲ 12.4	▲ 12.3	▲ 12.4	▲ 15.3		
建設	▲ 7.0	▲ 6.9	▲ 7.5	▲ 8.2	▲ 6.8	▲ 6.2	▲ 8.4	▲ 9.1		
製造	▲ 17.1	▲ 16.1	▲ 14.3	▲ 11.7	▲ 11.6	▲ 13.0	▲ 14.4	▲ 19.0		
卸売	▲ 11.2	▲ 10.4	▲ 8.7	▲ 12.8	▲ 10.9	▲ 12.3	▲ 12.2	▲ 14.1		
小売	▲ 13.6	▲ 17.6	▲ 18.9	▲ 18.2	▲ 18.2	▲ 16.2	▲ 15.7	▲ 18.4		
サービス	▲ 8.4	▲ 12.1	▲ 9.5	▲ 11.9	▲ 13.2	▲ 12.5	▲ 10.6	▲ 13.9		



従業員DI

(※DI = 「不足」の回答割合－「過剰」の回答割合)

	2025年	2025年		2026年				先行き 見通し
	4月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5～7月
全産業	22.1	22.7	22.4	22.5	21.8	21.5	21.7	19.9
建設	34.5	43.0	39.3	39.0	38.3	41.2	36.4	33.1
製造	12.2	11.8	12.3	11.9	15.2	13.2	10.6	11.1
卸売	14.0	12.6	16.5	16.2	13.9	11.9	18.3	15.0
小売	17.7	17.1	15.6	17.1	16.6	15.9	18.9	16.8
サービス	30.7	29.0	28.9	28.8	25.0	25.7	26.7	24.8



調査要領

LOBOとは

「CCI (CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY) - QUICK SURVEY SYSTEM OF **LOCAL BUSINESS OUTLOOK**」
(商工会議所早期景気観測) からとった略称

目的

商工会議所のネットワークのもと、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景気感」を全国ベースで毎月調査するとともに、月毎にテーマを設定して調査（例：設備投資や採用・賃金の動向等）を実施・公表することにより、企業を取り巻く経営環境や直面する課題等の現状を示すデータとして、経済対策に関する政策提言・要望活動などに活用することを目的に1989年4月より調査開始。

調査方法

調査対象商工会議所職員（含む経営指導員）による調査票配布・回収

調査項目

業況・売上・採算・資金繰り・仕入単価・販売単価・従業員の前年同月比（前年同月と比較した今月の水準）と向こう3か月の先行き見通し（今月水準と比較した向こう3か月（当月を除く）の先行き見通し）、自社が直面している経営上の問題など

※DI値（景況判断指数）について

DI値は、業況・売上・採算などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。したがって、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景況感の相対的な広がりの意味する。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)

本調査の業況判断では、DI値が1.0ポイント以上改善した場合を「改善」、1.0ポイント以上悪化した場合を「悪化」としている。

※数値処理の方法について

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計して必ずしも100とはならない。

調査対象数

配布先：全国323商工会議所の会員 2,412企業
(有効回答数1,890企業[回答率78.4%])
(内訳)

建設業：401 (有効回答数308企業[回答率76.8%])
製造業：591 (有効回答数479企業[回答率81.0%])
卸売業：276 (有効回答数213企業[回答率77.2%])
小売業：479 (有効回答数381企業[回答率79.5%])
サービス業：665 (有効回答数509企業[回答率76.5%])

調査期間

2026年4月14日～20日

公表日

2026年4月30日

今月の調査商工会議所一覧

中国ブロック

鳥取 米子 倉吉 江津 倉敷 福山
玉野 井原 新見 因島 吳 東広島 岩国
三原 府中 大竹 宇部 徳山
廿日市 下関
新南陽

北陸信越ブロック

新潟 上越 長岡 三条 糸魚川
村上市 十日町 新井 加茂 五泉
富山 魚津 滑川 金沢
小松 白山 上田
長野 輪島 珠洲 伊那 塩尻
信州中野 岡谷 諏訪 大町 飯山

九州ブロック

福岡 北九州 直方 八女 大川
筑後 朝倉 中間 佐賀 唐津
伊万里 鳥栖 長崎 佐世保 諫早
熊本 八代 荒尾 水俣 本渡
別府 大分 臼杵 津久見
都城 宮崎 小林 鹿児島
川内

四国ブロック

徳島 小松島 吉野川 高松 丸亀
坂出 観音寺 多度津 松山
宇和島 今治 八幡浜 新居浜
四国中央 西条 伊予 大洲 高知
土佐清水

北海道ブロック

函館 札幌 旭川 室蘭 帯広 北見 岩見沢 根室 士別
富良野 名寄 遠軽 芦別 夕張 赤平 余市 登別

東北ブロック

青森 八戸 十和田 大船渡 湯沢 福島 相馬 須賀川 二本松
奥州 北上市 能代 長井 会津喜多方
秋田 大館 天童 郡山 会津若松 鶴岡 いわき
白河 新庄 山形 盛岡 金谷 石巻 宮古 花巻
古川 米沢

関東ブロック

水戸 土浦 古河 日立 日立 石岡 下館 結城 日光 大田原
ひたちなか 宇都宮 前橋 熊谷 越谷 東金 柏 習志野 八千代 東京
真岡 川越 上尾 草加 館山 武蔵野 横須賀 小田原 箱根 平塚 藤沢 静岡 浜松 沼津
川越 上尾 草加 館山 武蔵野 横須賀 小田原 箱根 平塚 藤沢 静岡 浜松 沼津
八王子 横須賀 小田原 箱根 平塚 藤沢 静岡 浜松 沼津
横濱 三浦 三島 相模原 大和 焼津 島田 富士 掛川 袋井

東海ブロック

岐阜 岐阜 大垣 多治見 中津川 土岐 瑞浪 恵那
各務原 美濃加茂 名古屋 豊田 岡崎 豊橋 半田 一宮
瀬戸 蒲郡 豊川 刈谷 豊田 碧南 津島 春日井
江南 大府 四日市 津 伊勢 桑名 上野
熊野

関西ブロック

福井 勝山 鯖江 大津 近江八幡 八日市 草津
京都 大阪 堺 東大阪 貝塚 八尾 池田
泉佐野 高石 神戸 尼崎 明石 西宮 伊丹
相生 赤穂 三木 洲本 豊岡 龍野 加古川
小野 宝塚 奈良 大和高田 橿原 和歌山 海南
田辺 御坊 紀伊有田

小規模企業景気動向調査 [2026年3月期調査]

～全産業に中東情勢の影響が広がり、採算・業況が大幅に悪化した小規模企業景況～

＜産業全体＞

3月期の産業全体の景況は、売上額DIがわずかに低下、資金繰りDIは小幅に低下、採算・業況DIは大幅に低下した。中東情勢の影響が全産業に広がり、原材料・エネルギーをはじめとするコストの増加が収益を圧迫している。また、価格転嫁が十分に進まないことや需要の弱さを指摘する事業者の声も多数寄せられた。

	DI	2月	3月	前月比	前年 同月比
売上額		4.8	4.3	▲ 0.5	▲ 3.9
採算	▲ 17.8	▲ 23.7	▲ 5.9	▲ 6.7	
資金繰り	▲ 15.6	▲ 19.8	▲ 4.2	▲ 5.6	
業況	▲ 15.9	▲ 21.2	▲ 5.3	▲ 8.4	

＜製造業(食料品、繊維、機械・金属)＞売上額がわずかに悪化し、収益の確保が厳しい製造業

製造業は、売上額DIがわずかに低下し、採算・資金繰り・業況DIは大幅に低下した。食料品、繊維、機械・金属のいずれも全DIが低下した。原材料、包装、燃料、物流費の上昇が継続しており、価格転嫁により売上額が増加しても、経費の増加がそれを上回り、収益の確保が困難との声が複数見られた。加えて、中東情勢の悪化に伴うナフサ等を原料とする石油関連製品の価格高騰や調達難、最低賃金引き上げによる労務費増が重なった結果、採算が取れず苦戦しているとの指摘も寄せられた。

	DI	2月	3月	前月比	前年 同月比
売上額		7.3	5.4	▲ 1.9	▲ 2.4
採算	▲ 17.8	▲ 25.7	▲ 7.9	▲ 4.2	
資金繰り	▲ 15.0	▲ 20.1	▲ 5.1	▲ 3.4	
業況	▲ 17.6	▲ 23.2	▲ 5.6	▲ 5.6	

＜建設業＞売上額・採算・資金繰りが悪化し、工期延長等の影響で、収益・資金面に課題が残る建設業

建設業は、売上額・採算・資金繰りDIが大幅に低下し、業況DIも13.3ポイント低下した。売上額DIの低下幅に比べ、採算DIの低下幅が大きく、採算確保の難しさがうかがえる。各地からは、年度末の公共工事等に伴う需要増を挙げる声がある一方、資材・燃料費の高騰や労務費上昇による収益圧迫、人手不足による受注機会の損失、工期延長が資金繰りに与える影響を指摘する声が寄せられた。

	DI	2月	3月	前月比	前年 同月比
売上額		14.2	6.3	▲ 7.9	▲ 5.8
採算	▲ 14.9	▲ 23.9	▲ 9.0	▲ 10.9	
資金繰り	▲ 13.9	▲ 21.6	▲ 7.7	▲ 7.8	
業況	▲ 9.6	▲ 22.9	▲ 13.3	▲ 13.8	

＜小売業(衣料品、食料品、耐久消費財)＞売上額は持ち直すも、価格転嫁が十分に進まない小売業

小売業は、売上額DIが小幅に上昇した一方、採算・資金繰り・業況DIは小幅に低下した。売上額DIは上昇した反面、採算DI低下し、価格転嫁が進まない状況が浮き彫りになった。衣料品・食料品関連は、商品値上げにより売上額は上昇したが、仕入価格の上昇に吸収され採算は悪化した。耐久消費財関連では、消費者の買い控えによる販売数の伸び悩みを指摘する声が寄せられた。

	DI	2月	3月	前月比	前年 同月比
売上額	▲ 0.5	2.2	2.7	▲ 4.2	
採算	▲ 21.8	▲ 25.5	▲ 3.7	▲ 5.2	
資金繰り	▲ 19.2	▲ 21.2	▲ 2.0	▲ 4.5	
業況	▲ 21.3	▲ 23.4	▲ 2.1	▲ 6.1	

＜サービス業(旅館、クリーニング、理・美容)＞売上額改善も、価格転嫁・需要面に課題が残るサービス業

サービス業は、売上額DIが大幅に改善したものの、採算DIは小幅に低下し、資金繰りDIもわずかに低下した。業況DIに変化はなかった。クリーニング関連では、売上額DIが小幅に改善した反面、採算・資金繰り・業況DIは軒並み低下した。旅館関連は、インバウンドを含む需要回復を示す声がある一方、コスト増による採算悪化も指摘されている。理・美容関連は、売上額DIが小幅に上昇した反面、採算DIは小幅に低下した。

	DI	2月	3月	前月比	前年 同月比
売上額	▲ 2.0	3.2	5.2	▲ 3.2	
採算	▲ 16.7	▲ 19.7	▲ 3.0	▲ 6.5	
資金繰り	▲ 14.3	▲ 16.0	▲ 1.7	▲ 6.3	
業況	▲ 15.4	▲ 15.4	0.0	▲ 8.2	

調査概要

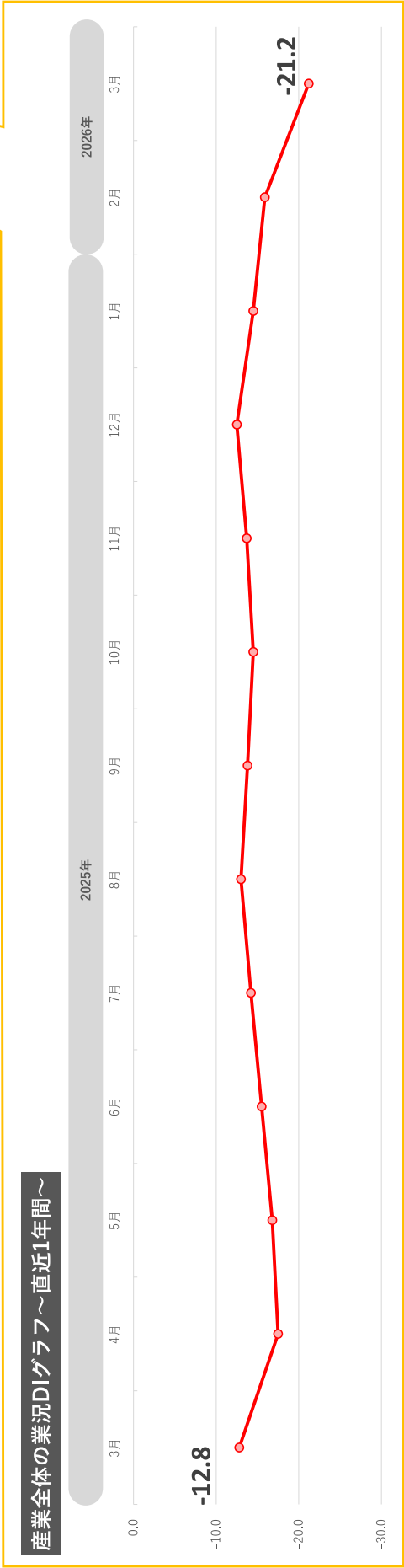
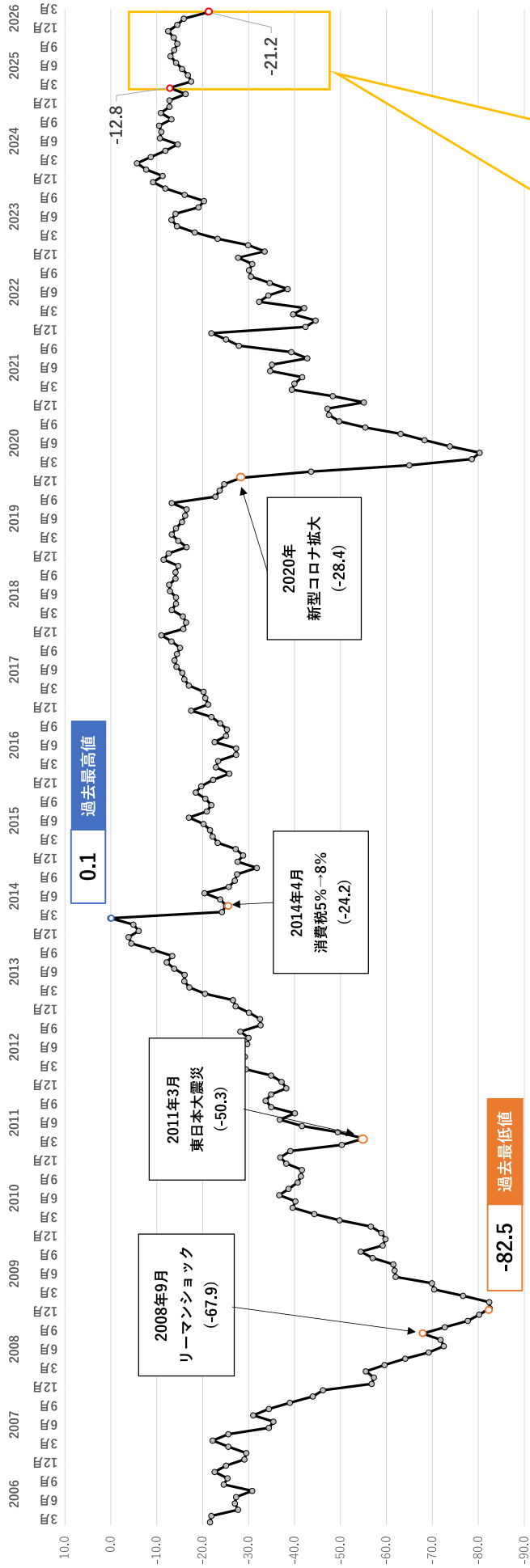
・調査対象：全国 303 商工会の経営指導員（有効回答数：228/回答率 75.2%）

・調査時点：2026 年 3 月末

・調査方法：対象商工会経営指導員による調査票への選択記入式

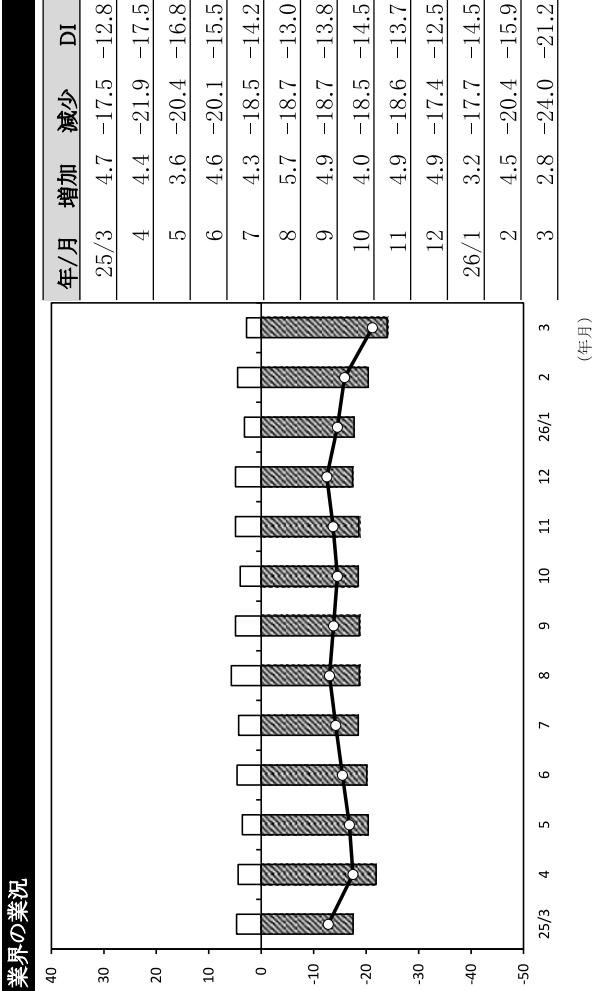
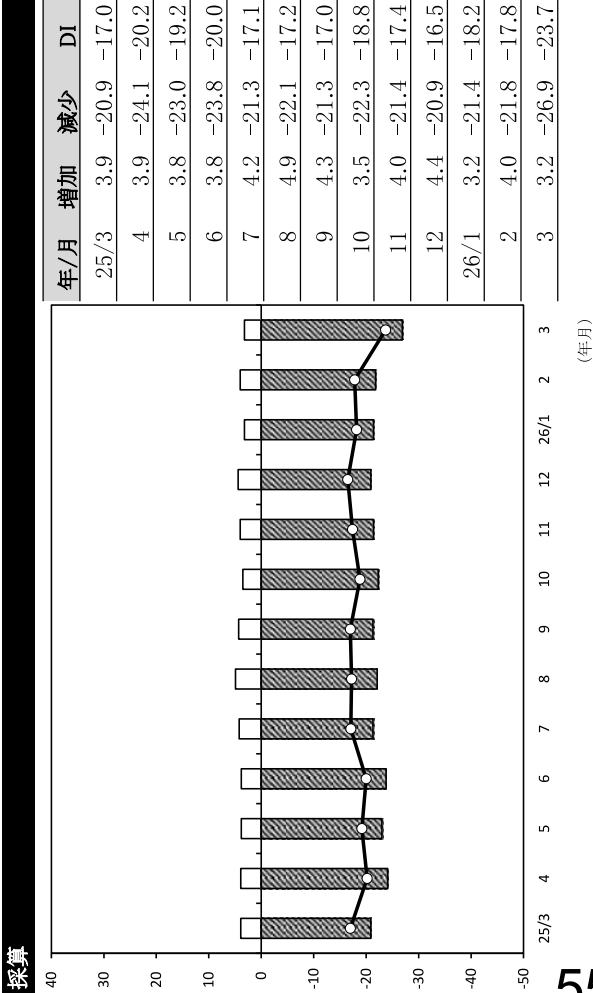
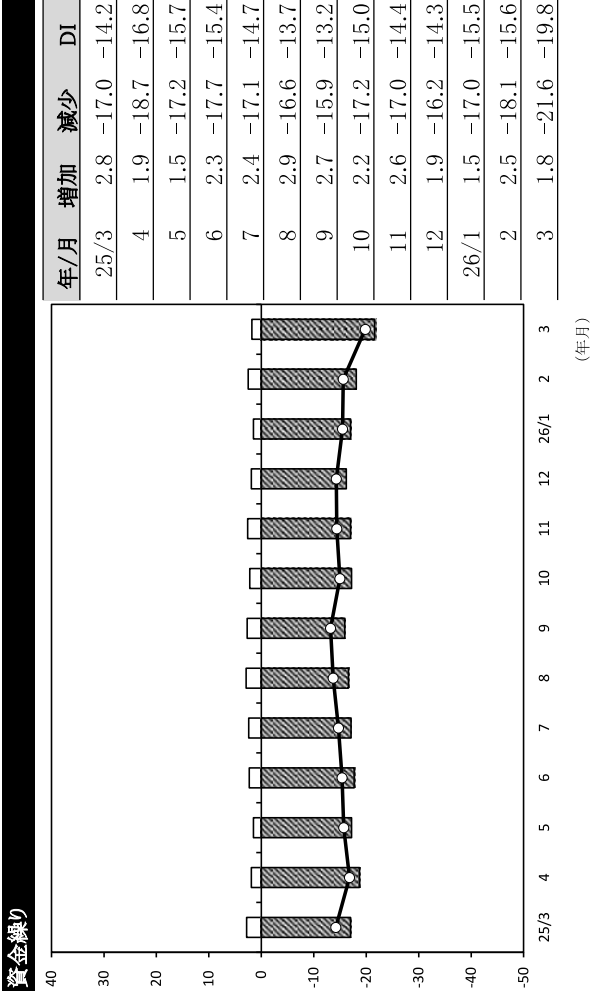
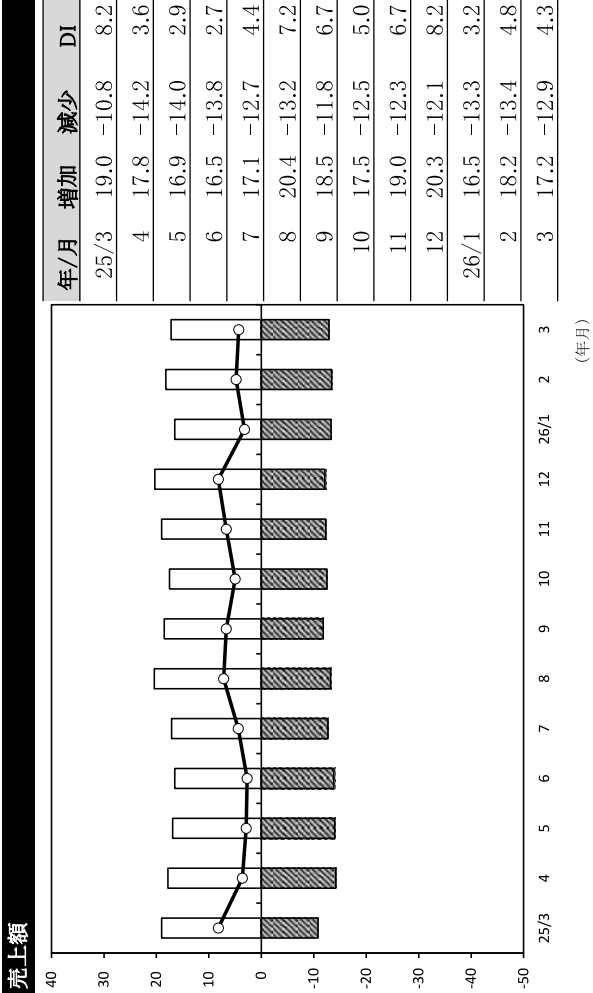
※ DI(景気動向指数)は各調査項目について、増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた値を示す。

小規模企業景気動向調査 産業全体の業況DIグラフ～過去20年のトレンド～

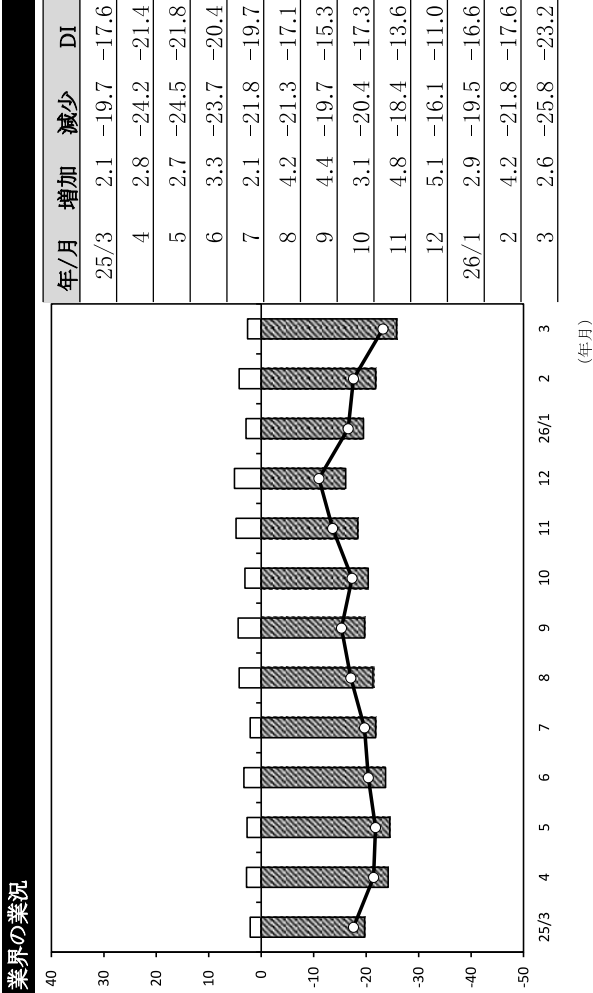
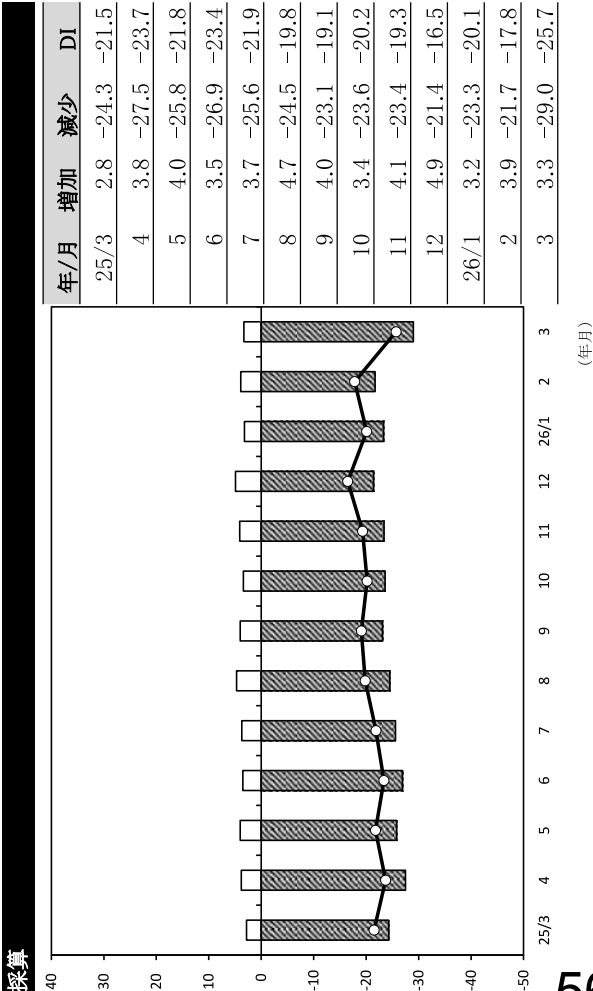
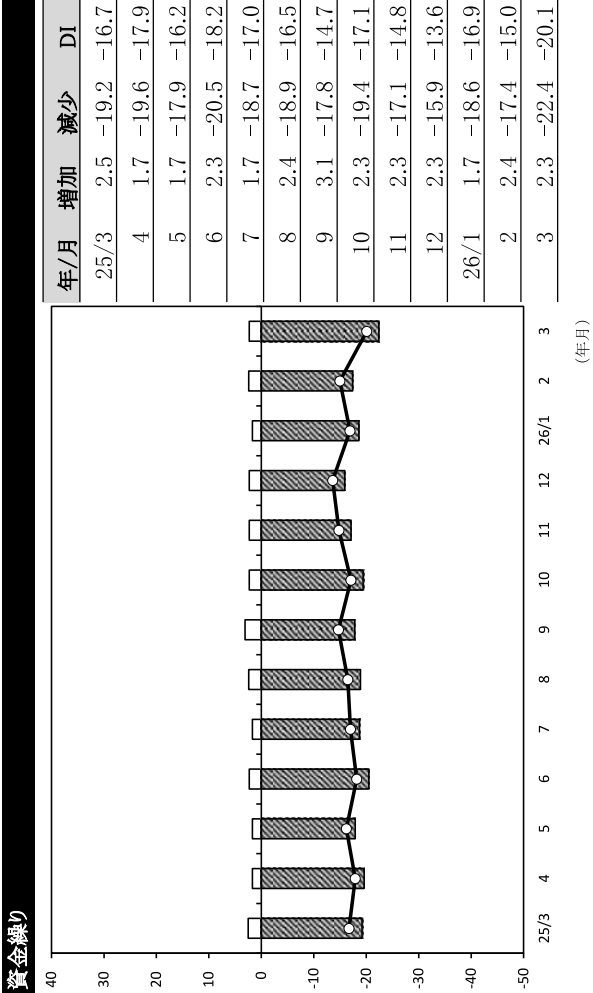
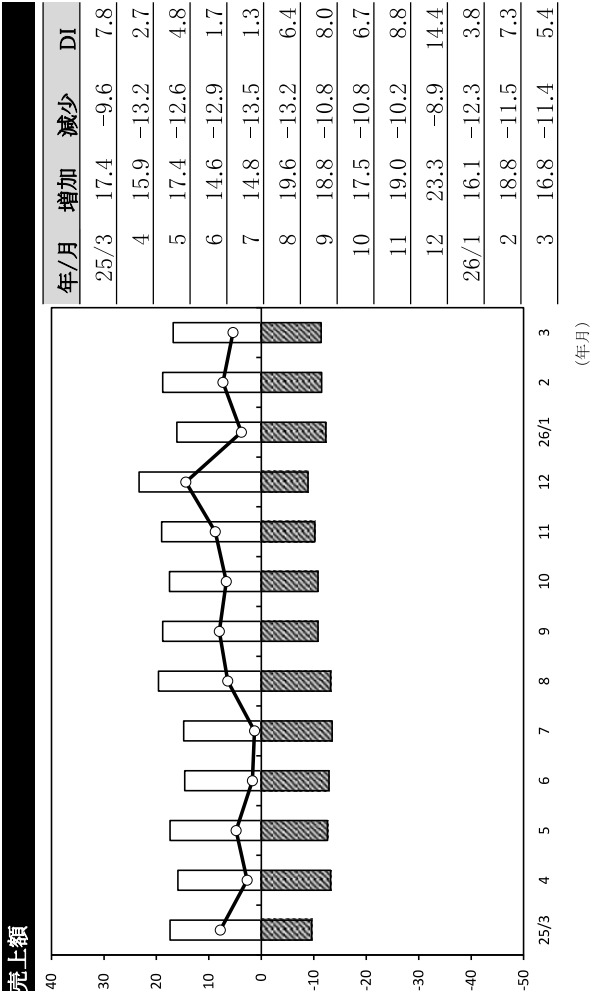


小規模企業景気動向調査(2026年3月期)

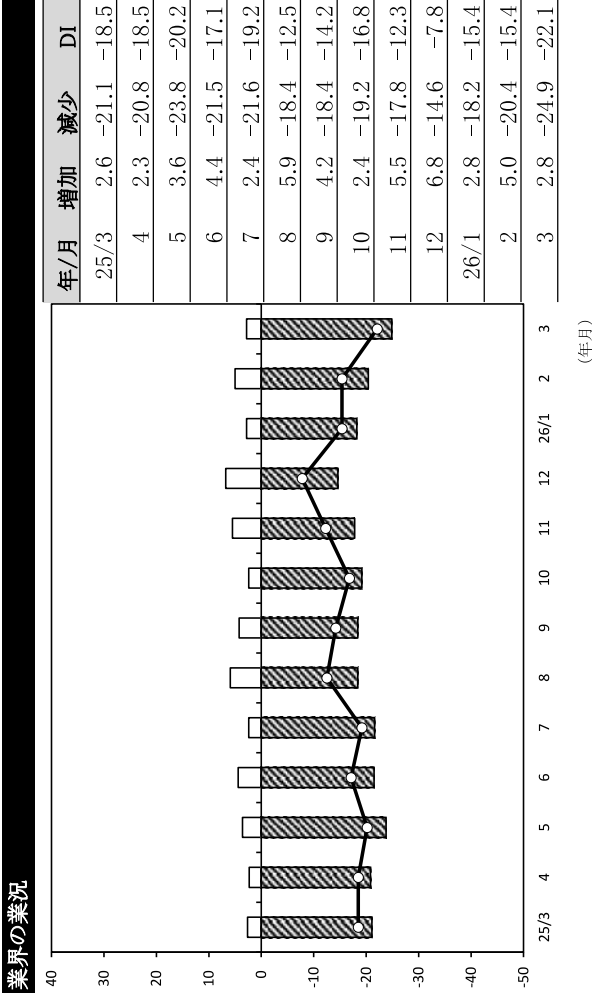
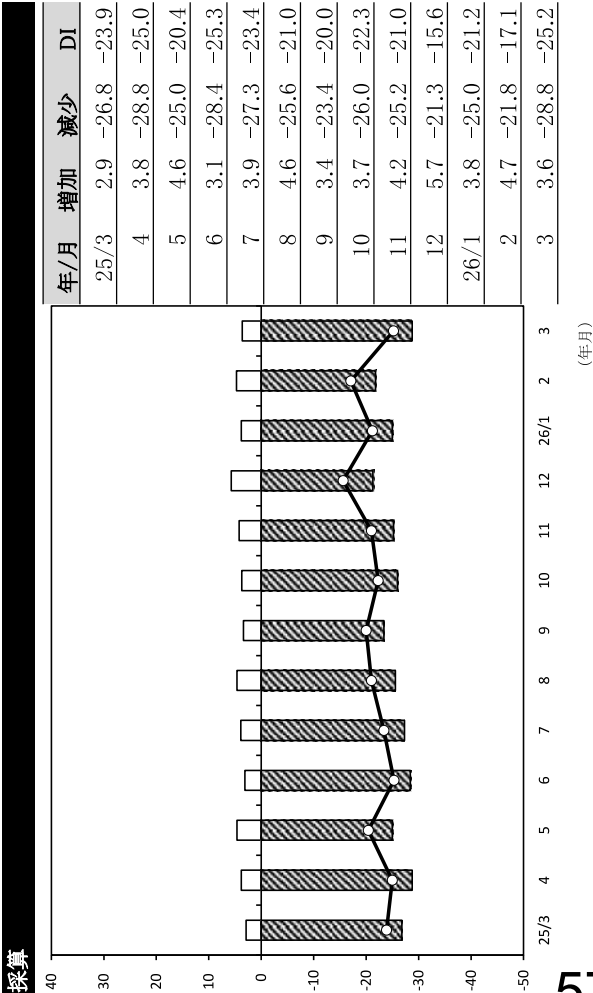
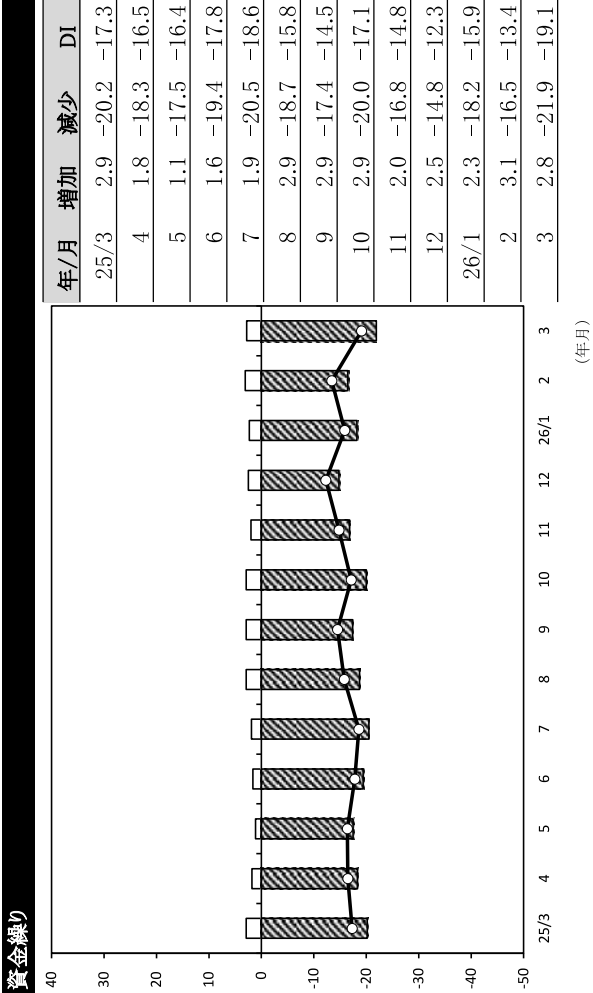
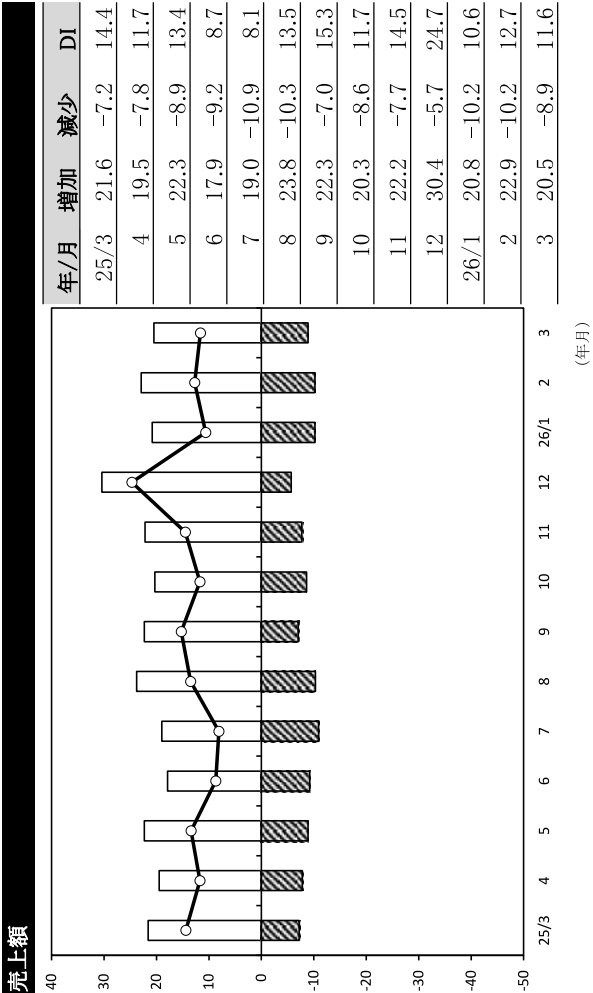
産業全体(前年同月比)



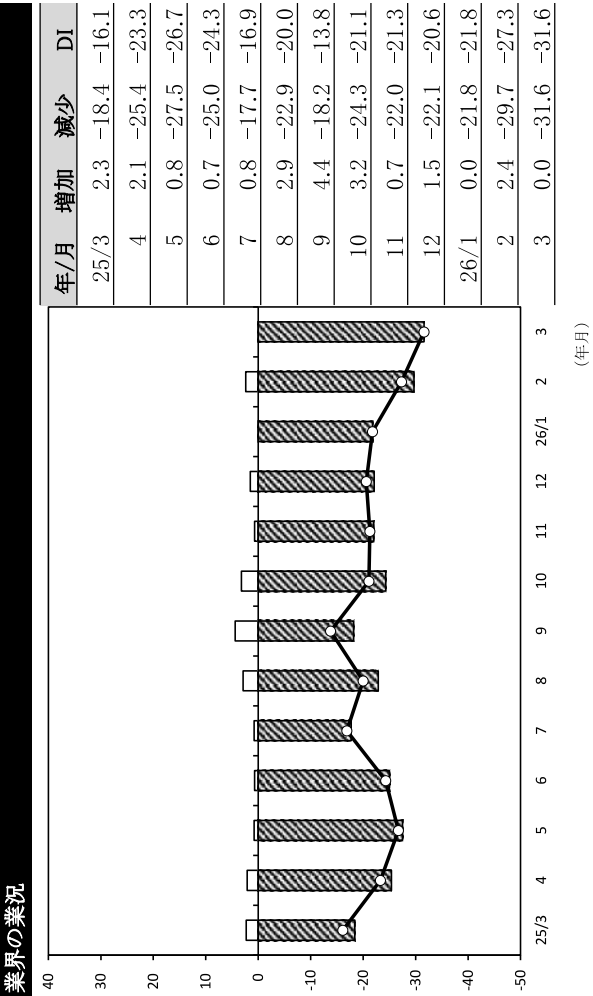
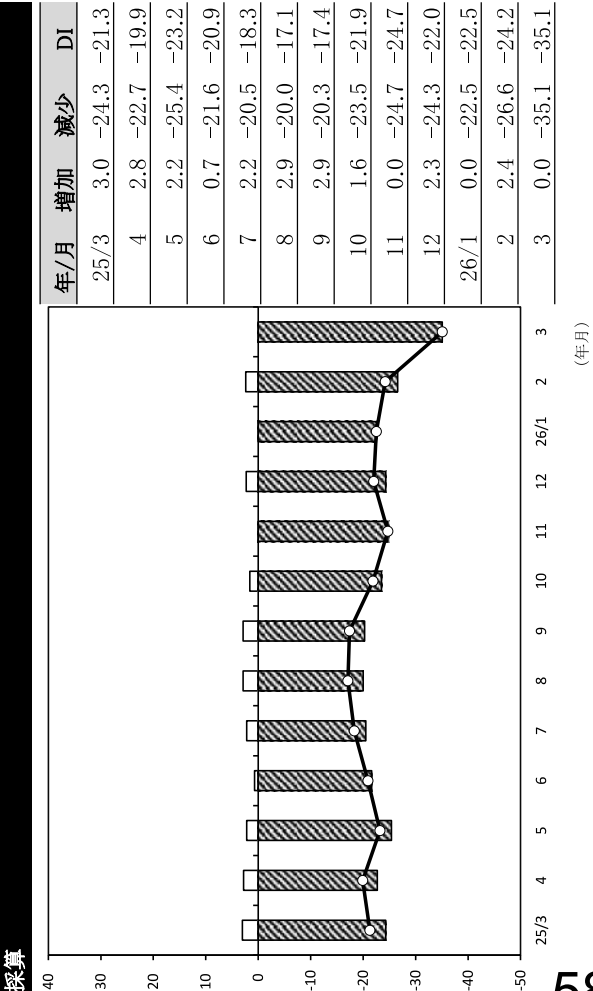
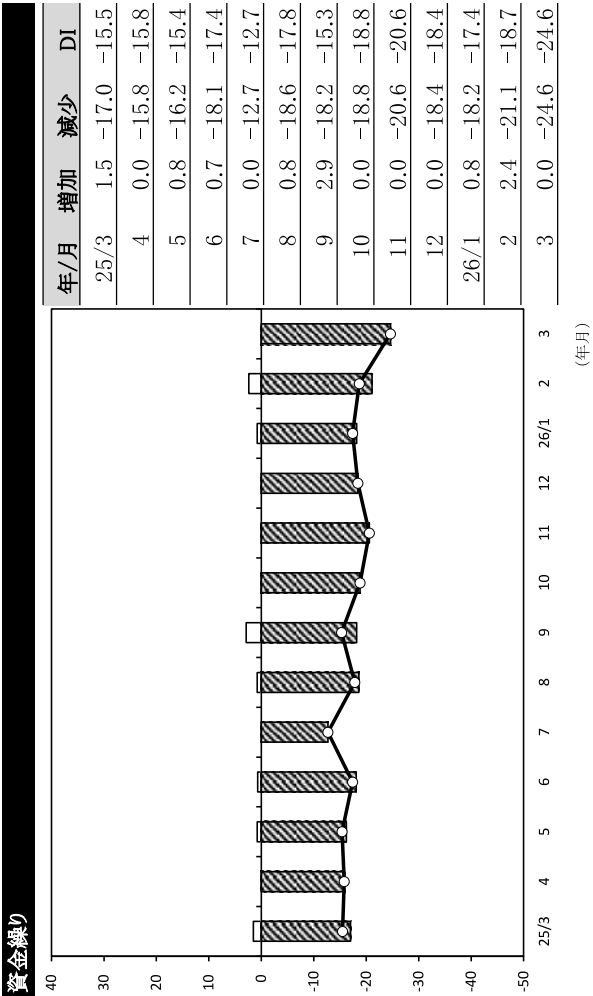
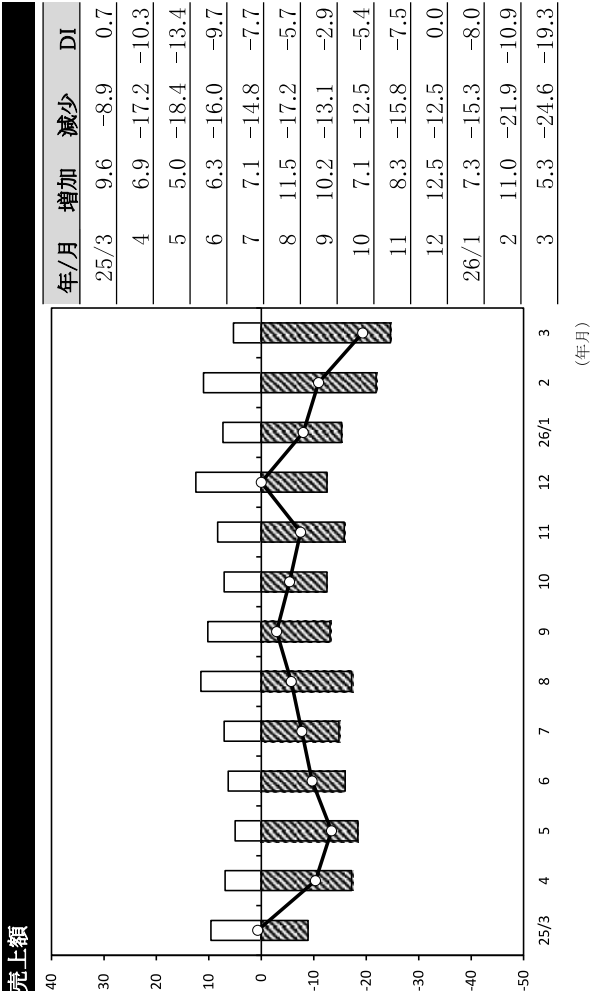
製造業(前年同月比)



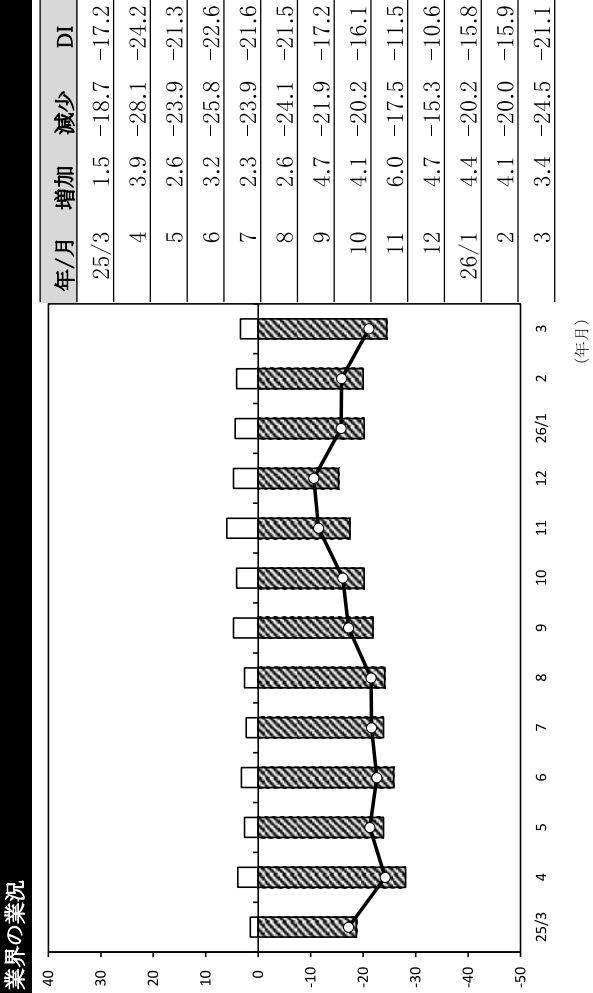
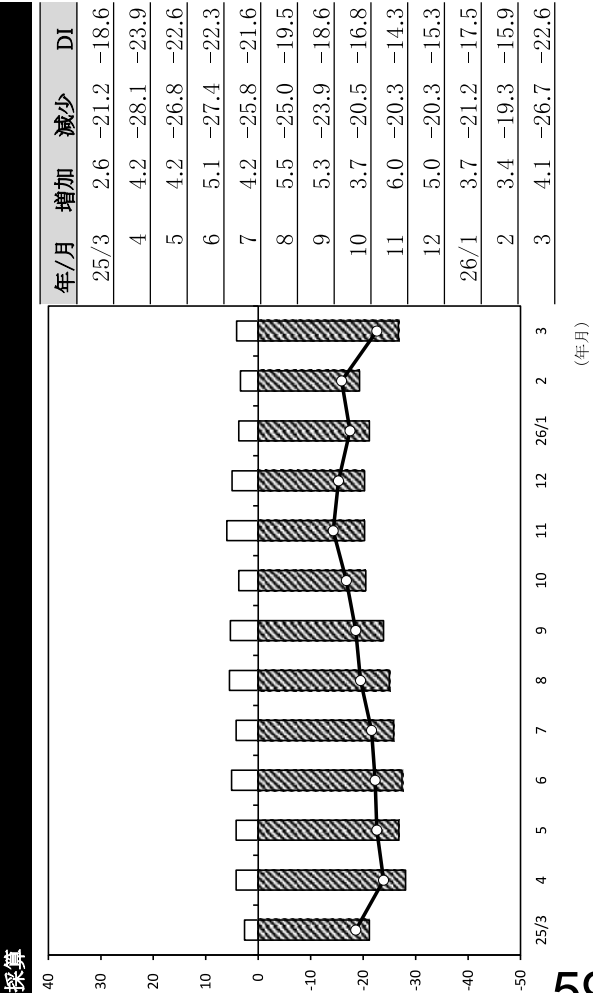
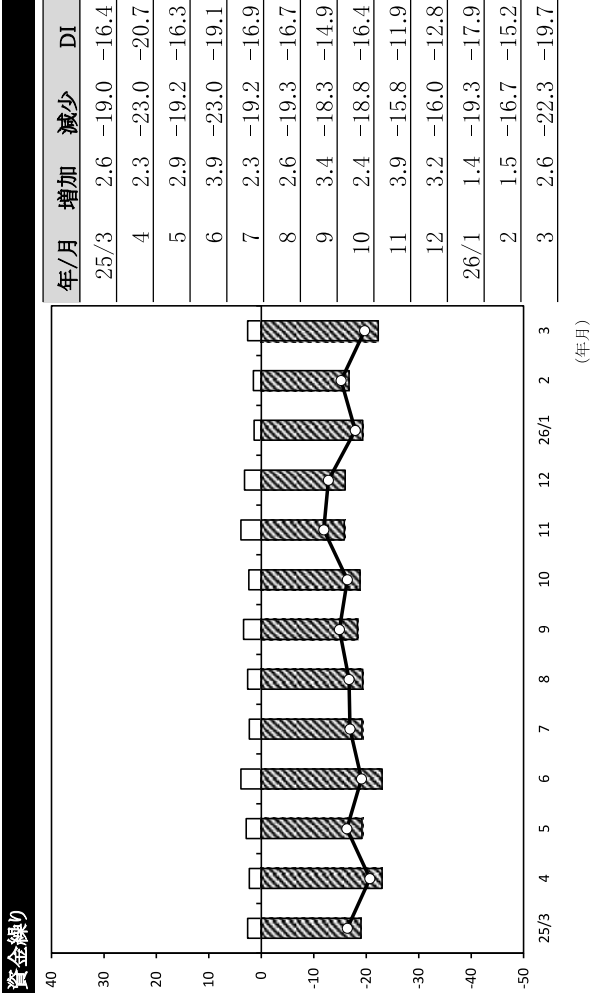
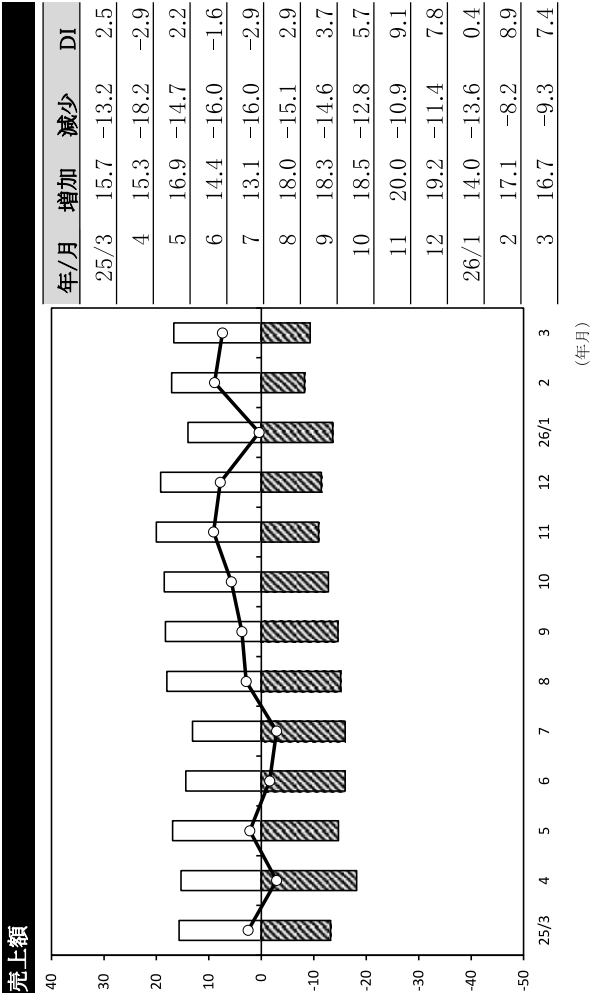
製造業【食料品】（前年同月比）



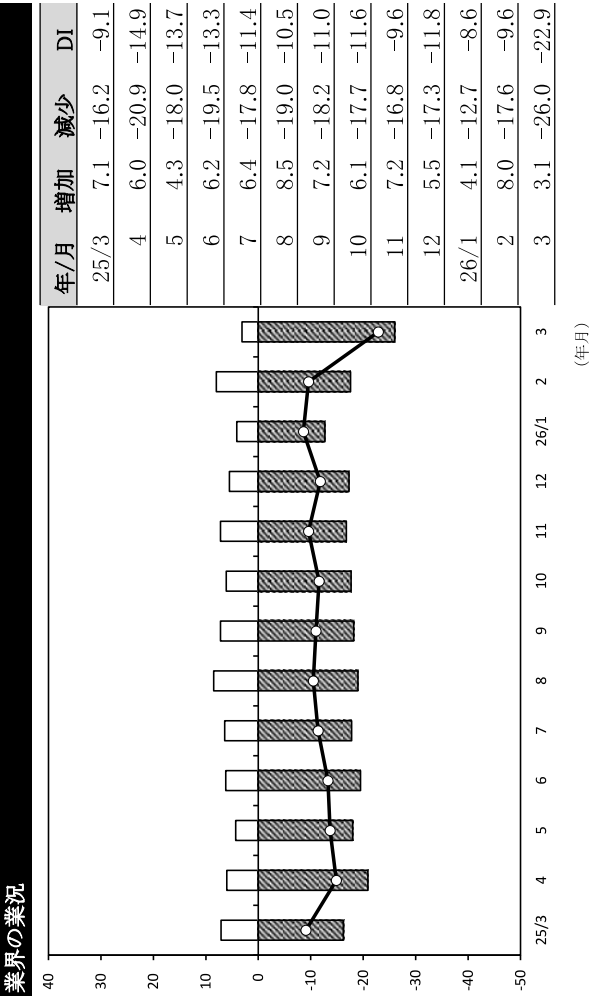
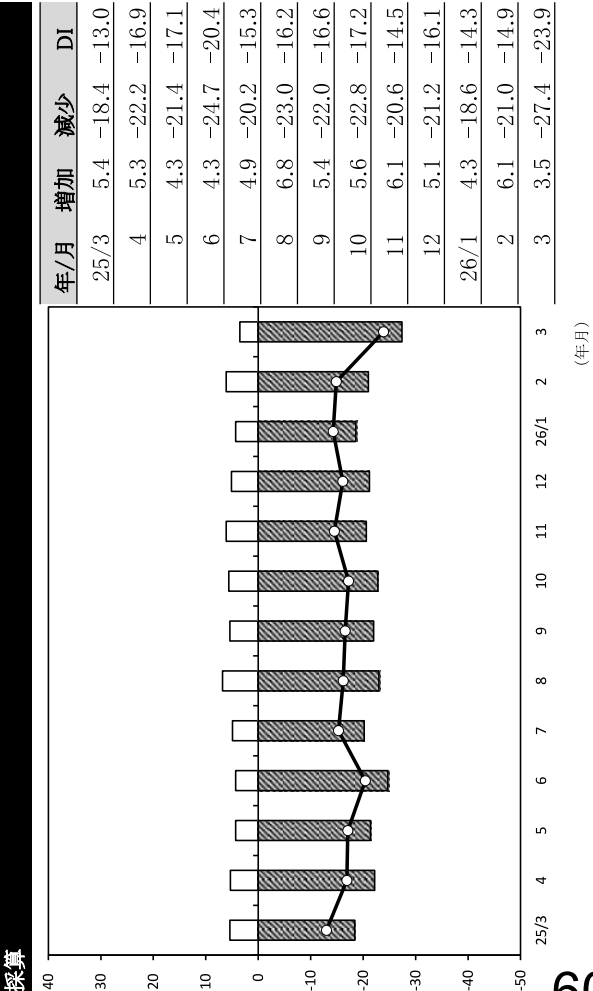
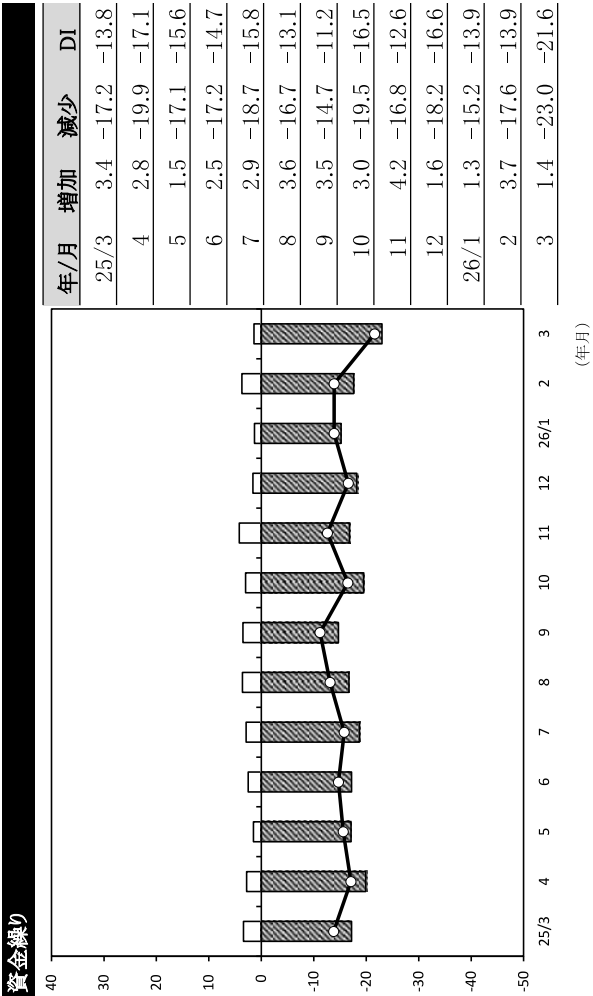
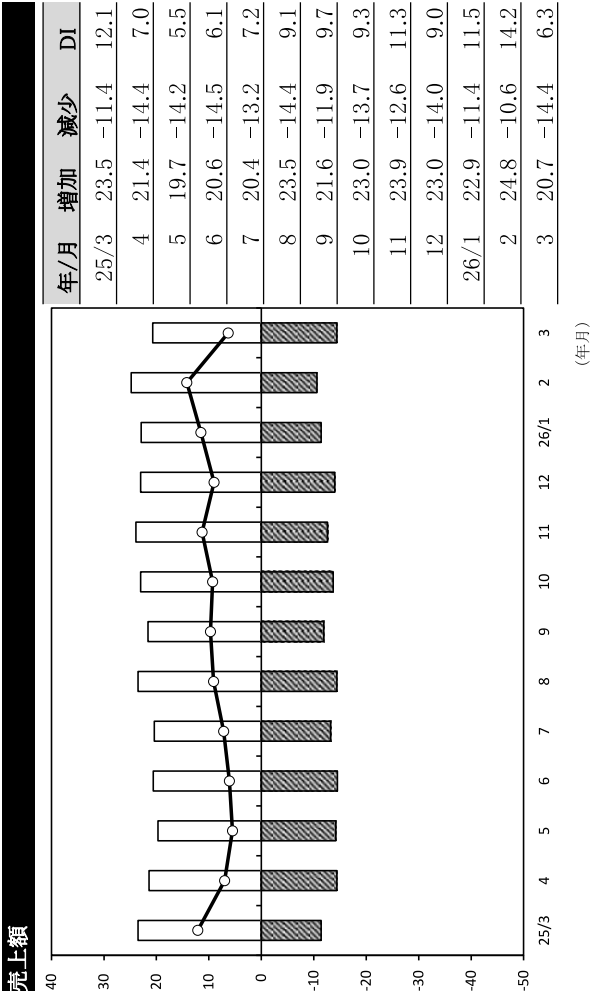
製造業【繊維】(前年同月比)



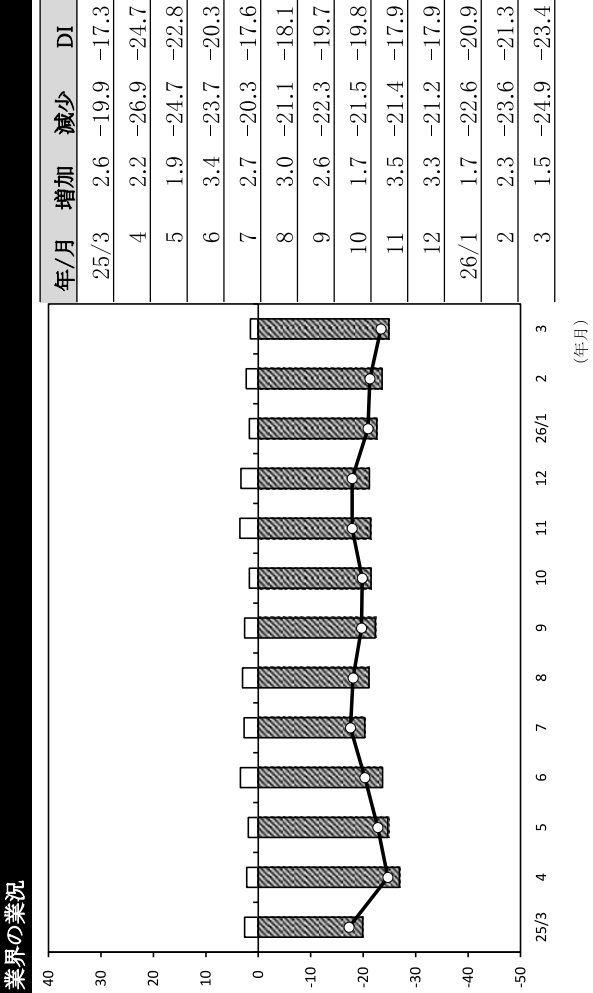
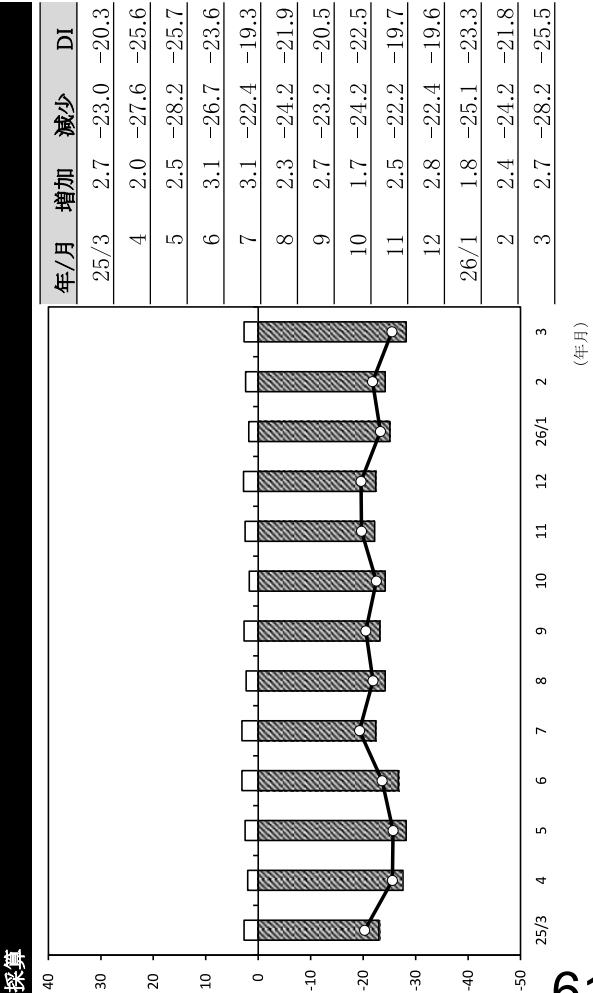
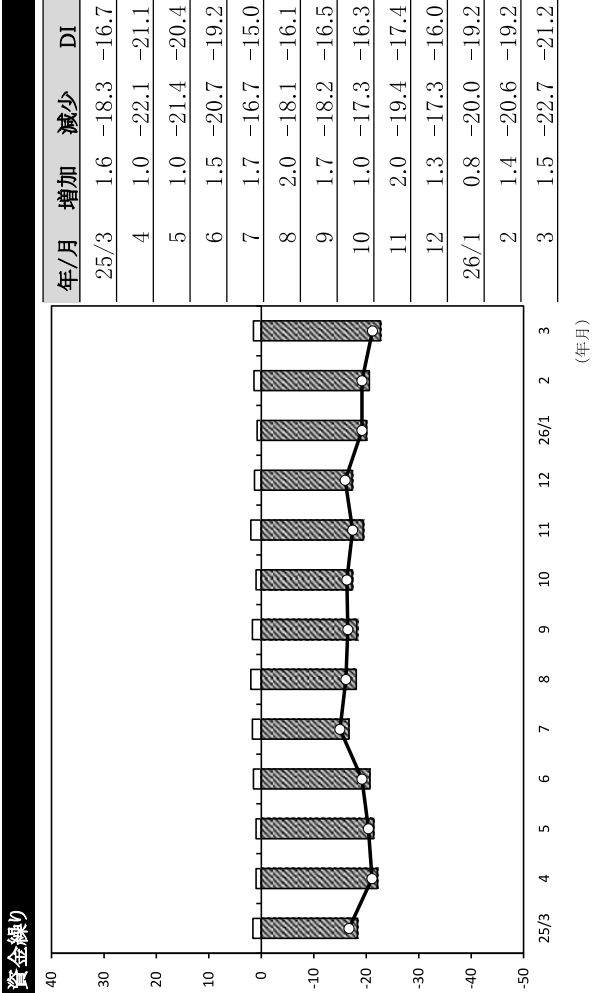
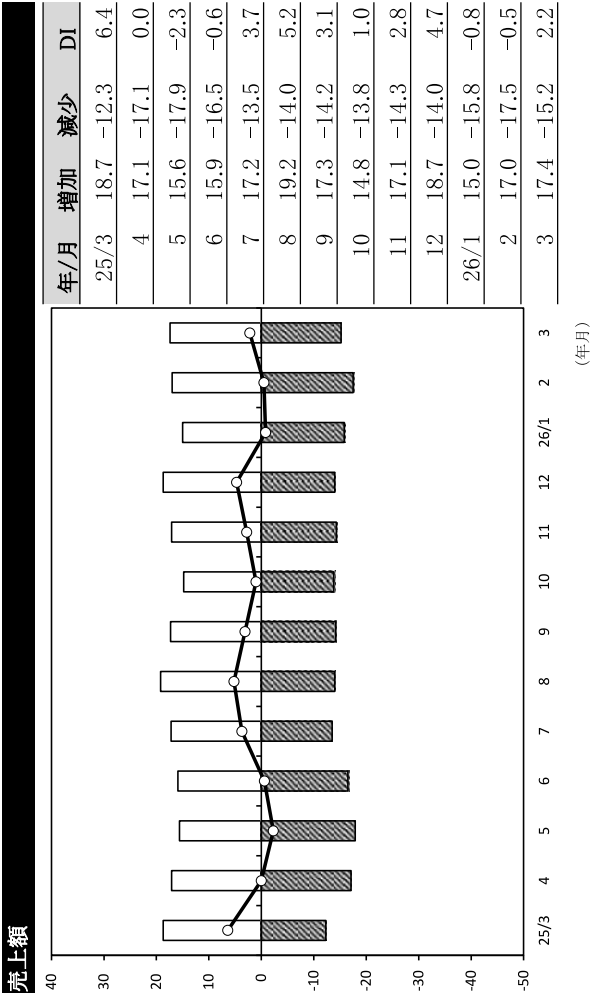
製造業【機械・金属】（前年同月比）



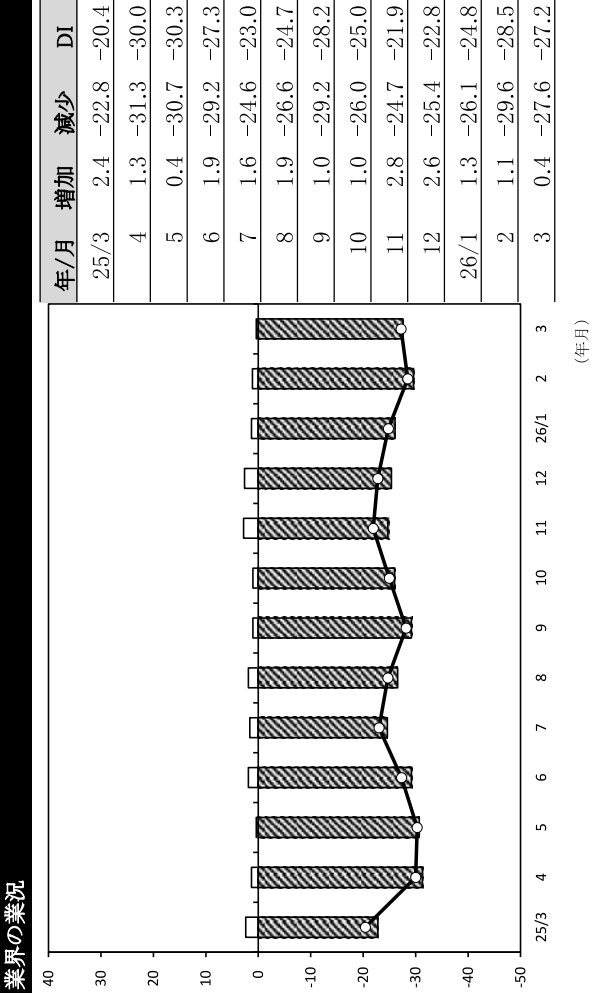
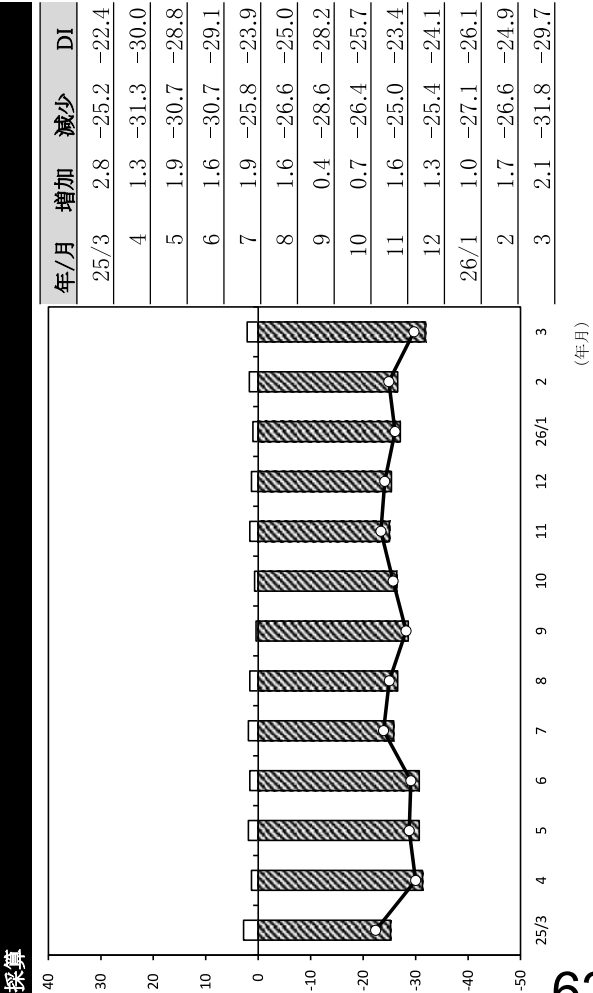
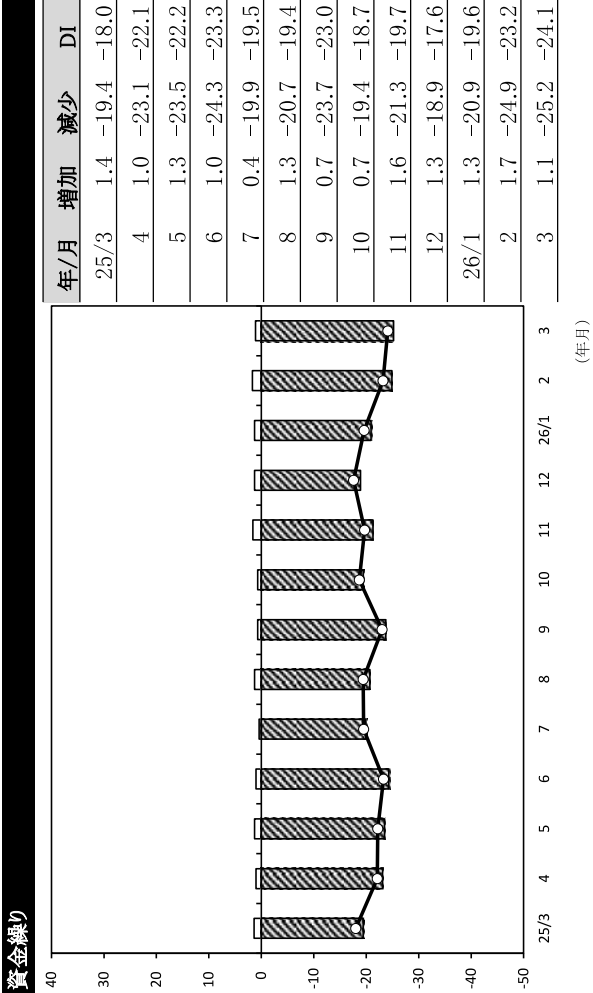
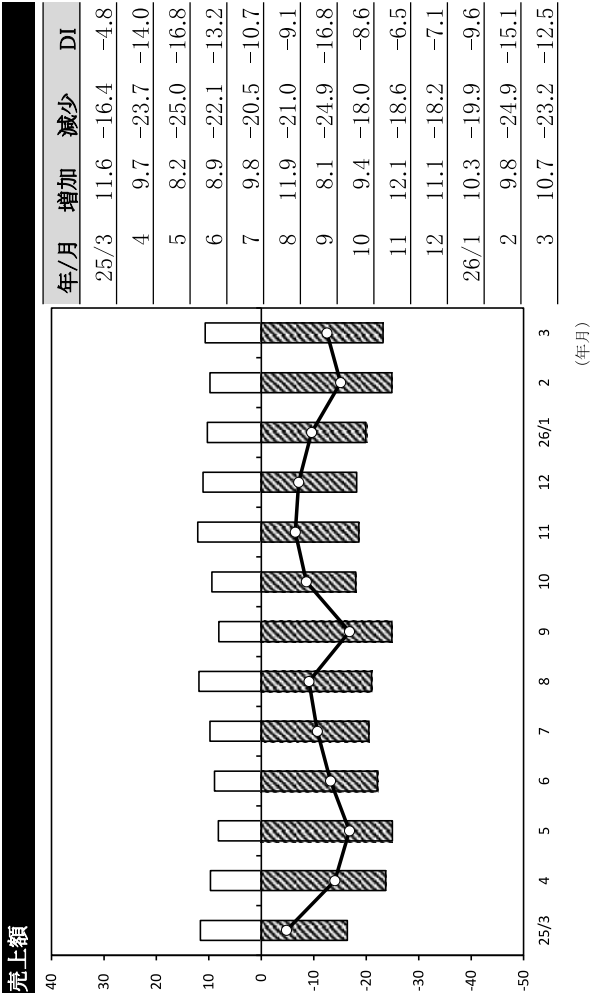
建設業(前年同月比)



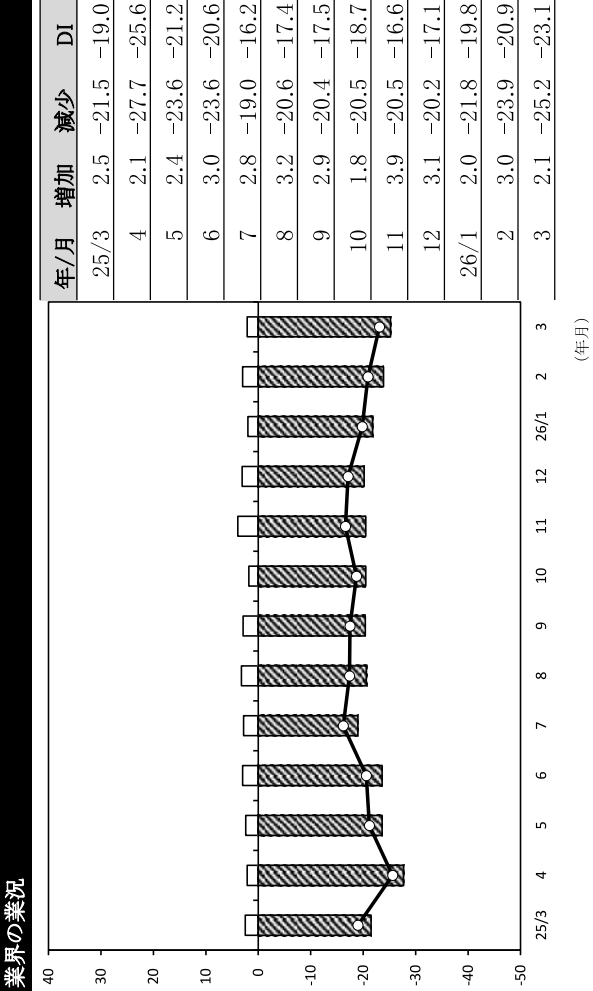
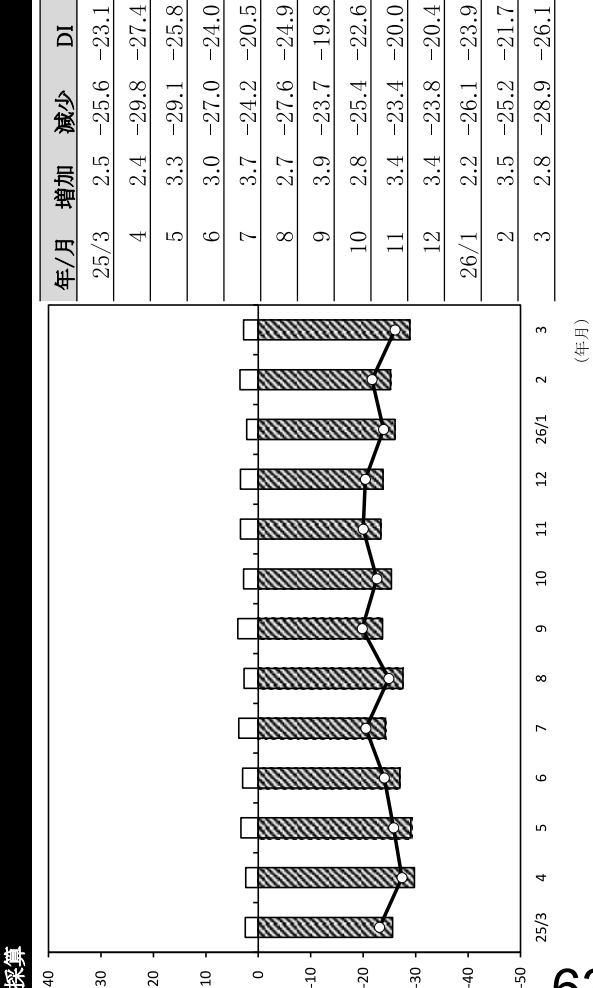
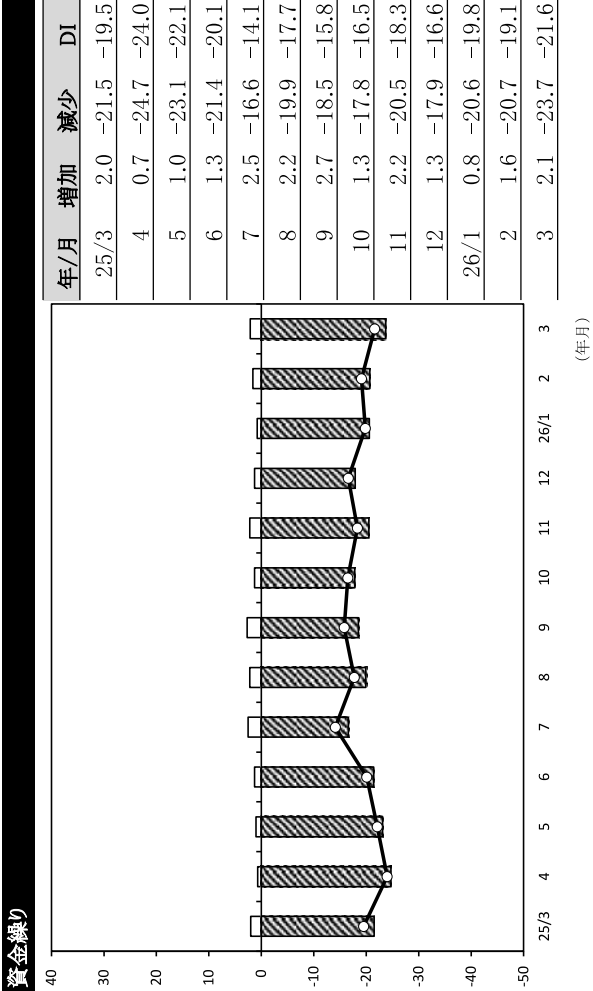
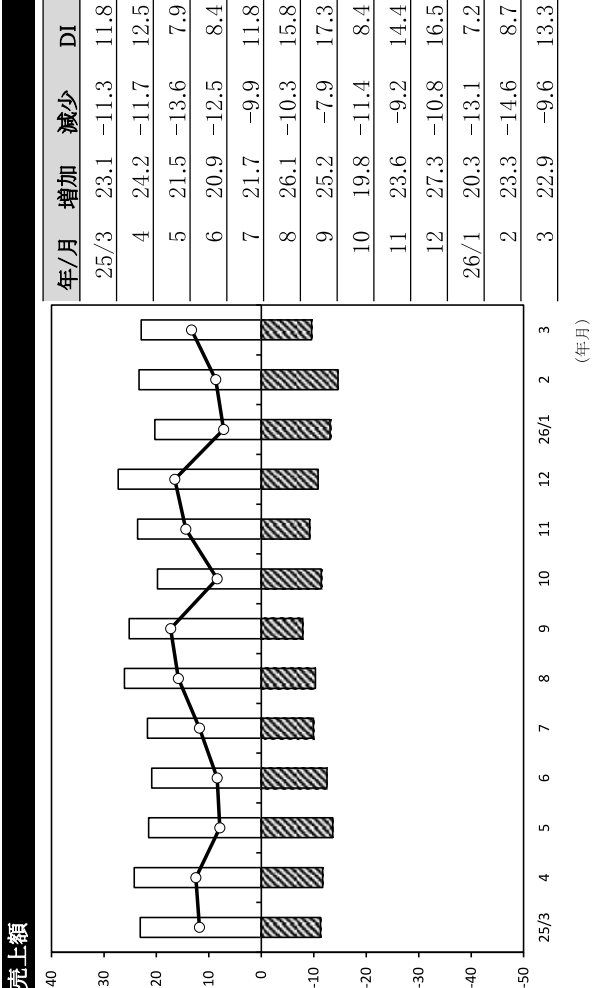
小 売 業 (前年同月比)



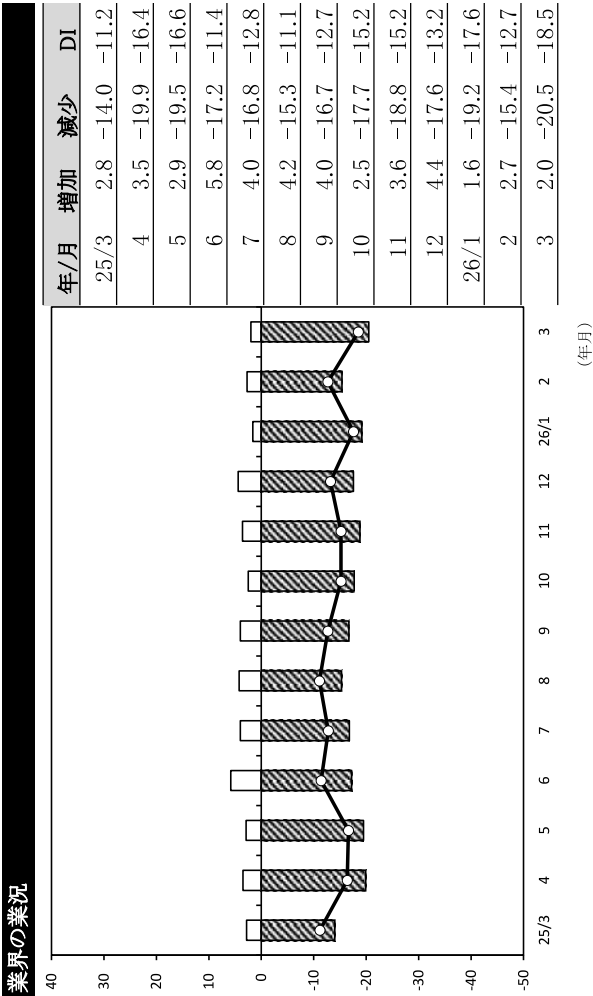
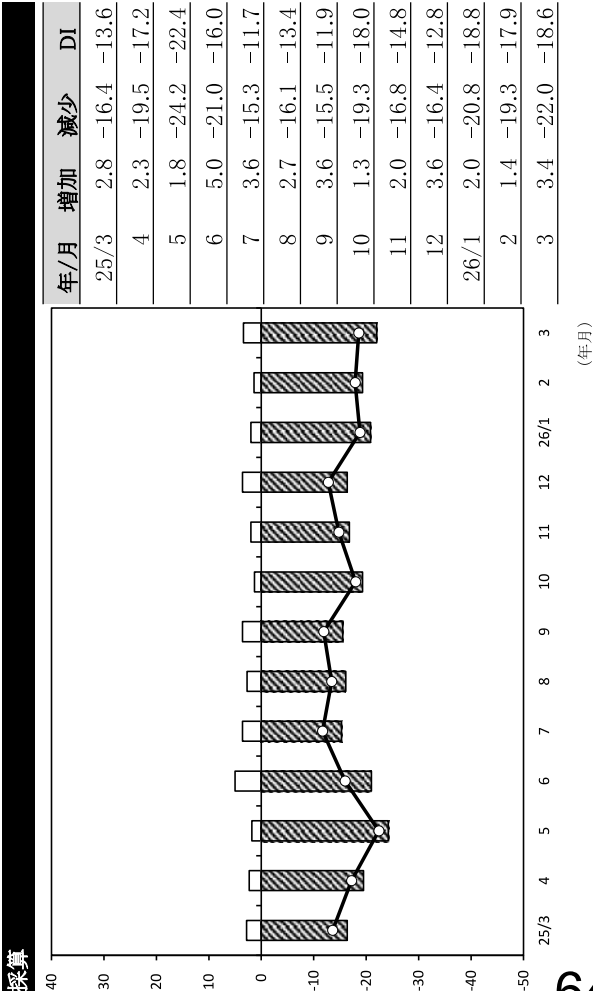
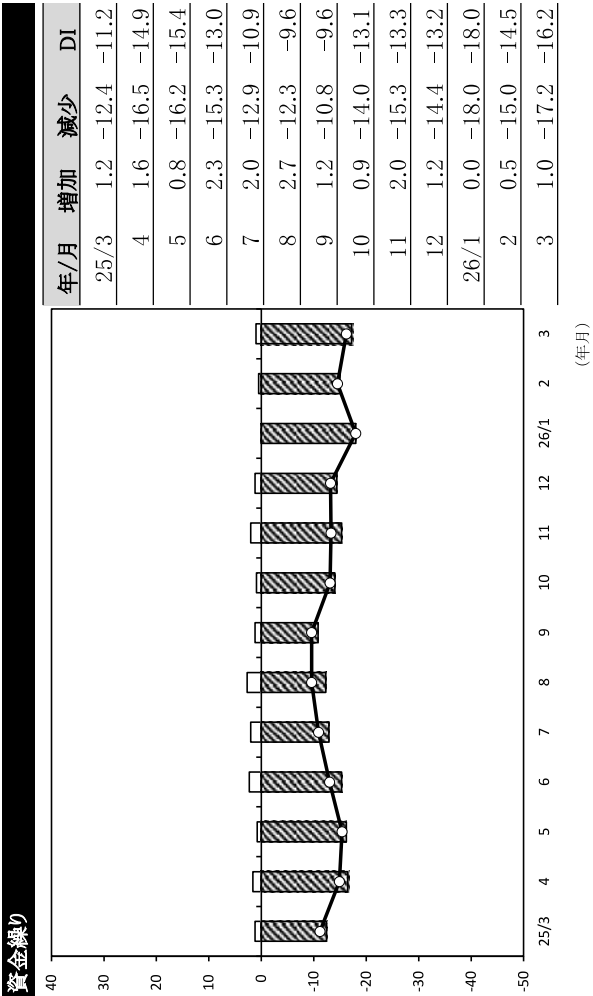
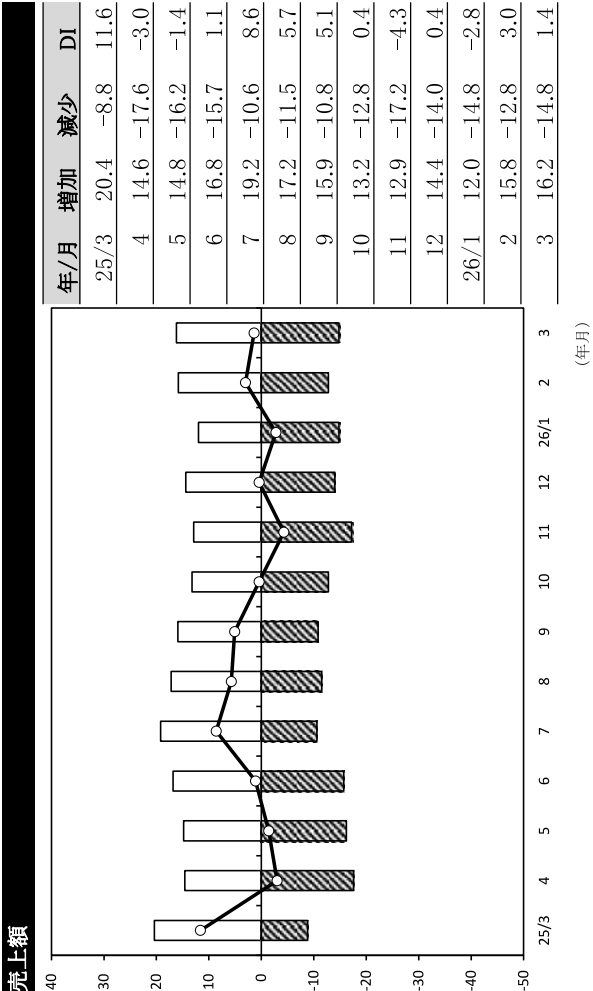
小 売 業【衣料品】（前年同月比）



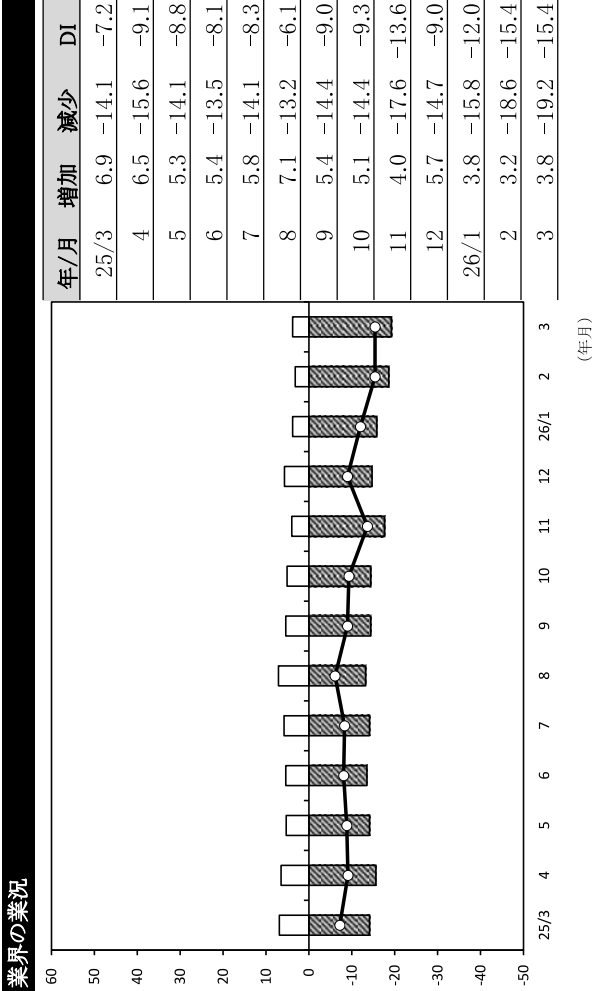
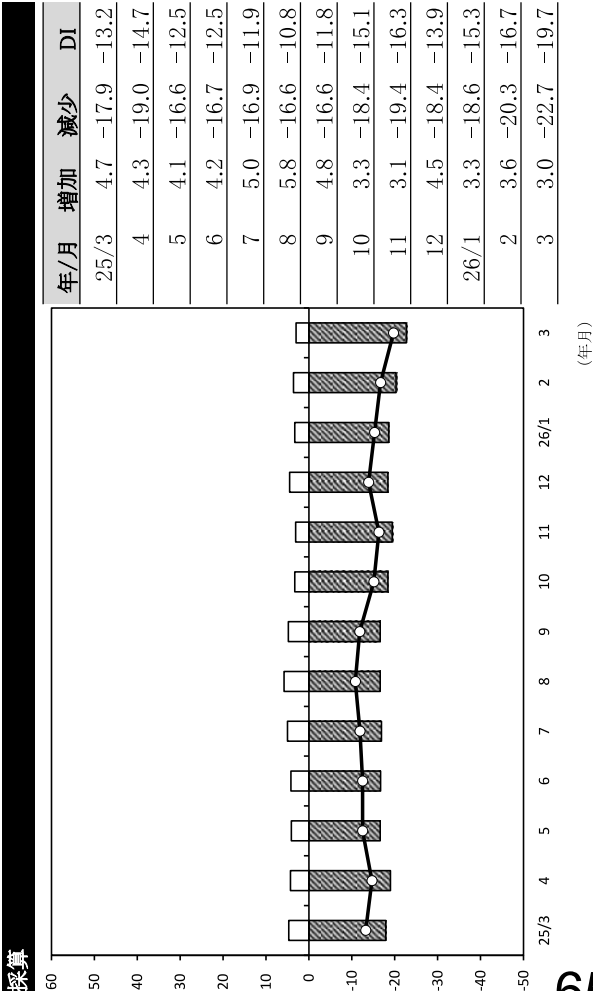
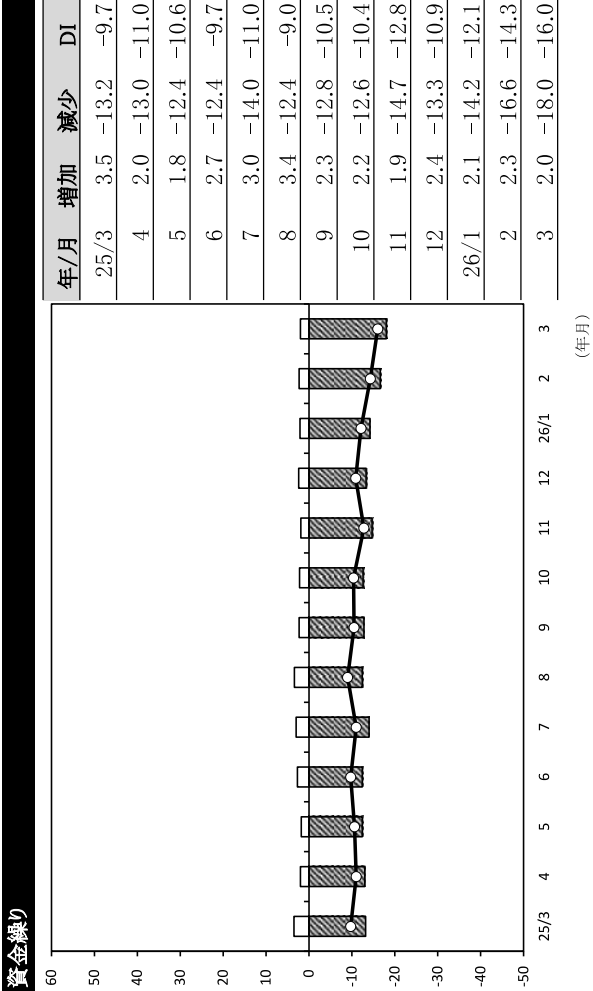
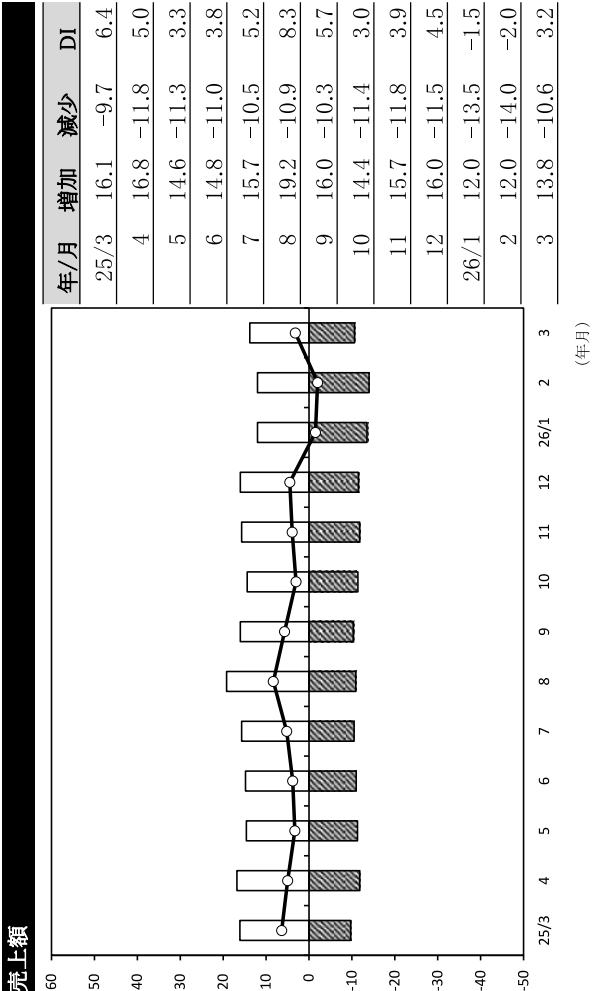
小 売 業【食料品】（前年同月比）



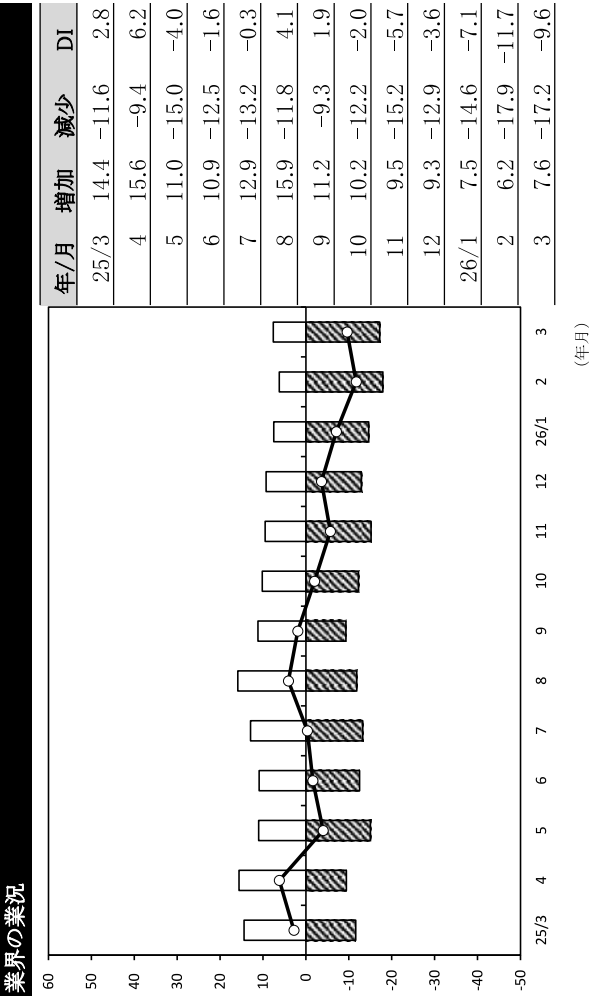
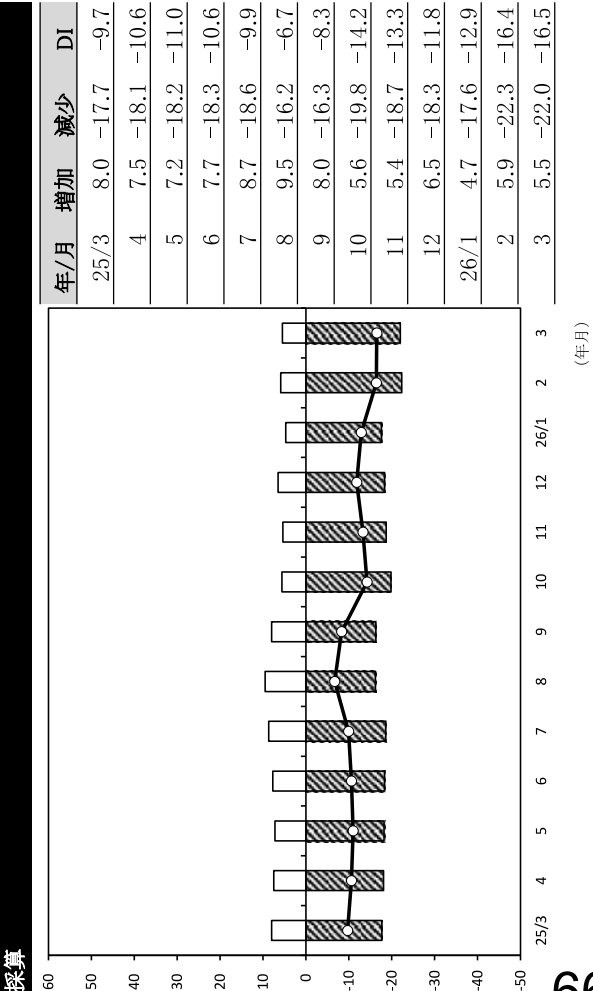
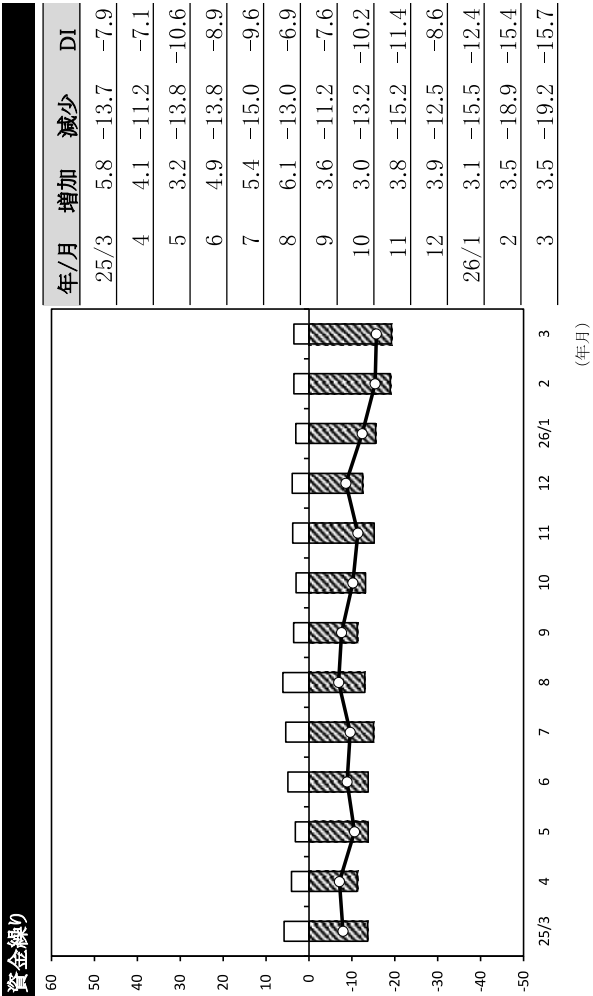
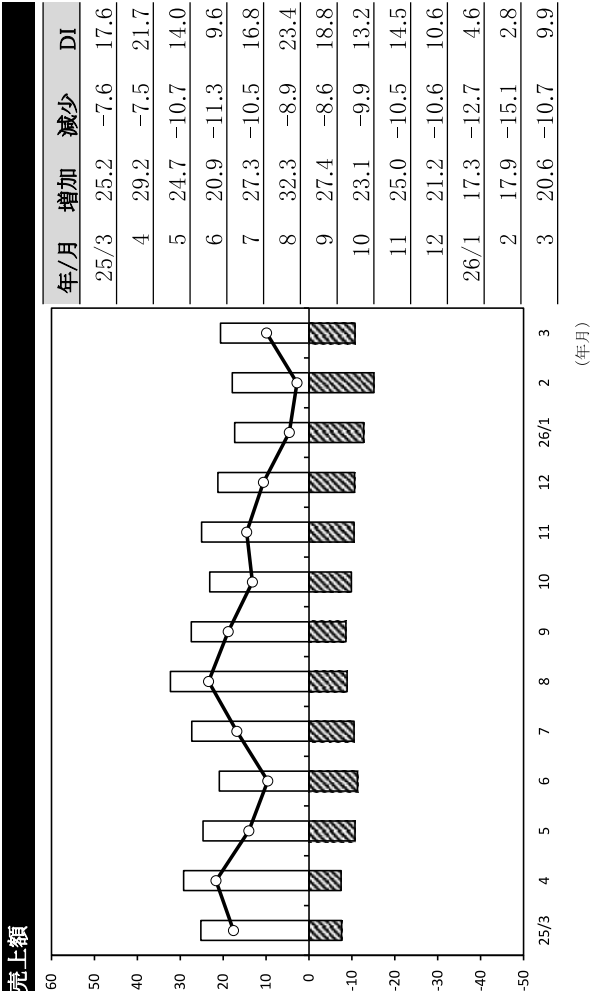
小 売 業 【耐久消費財】（前年同月比）



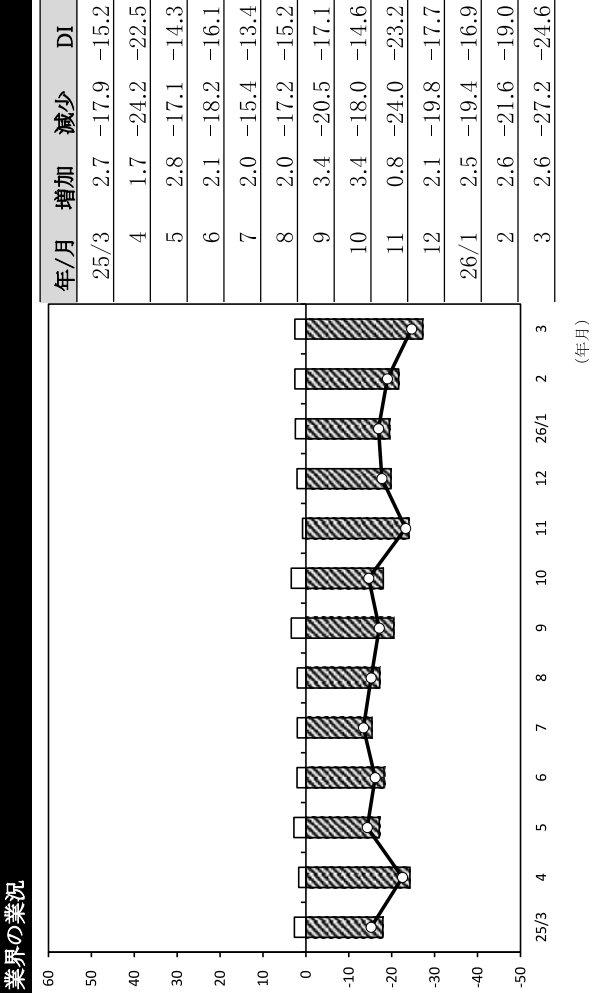
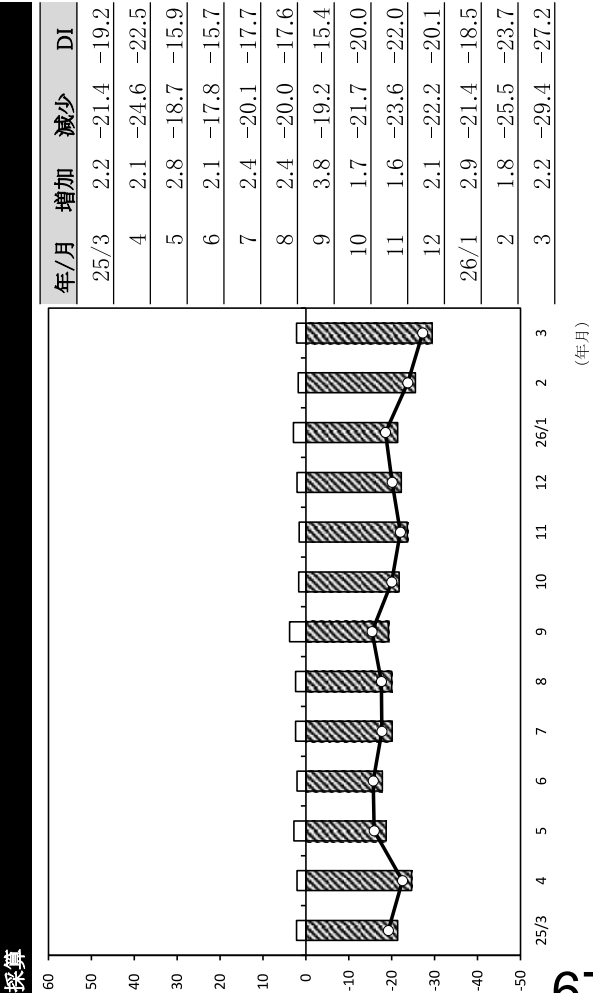
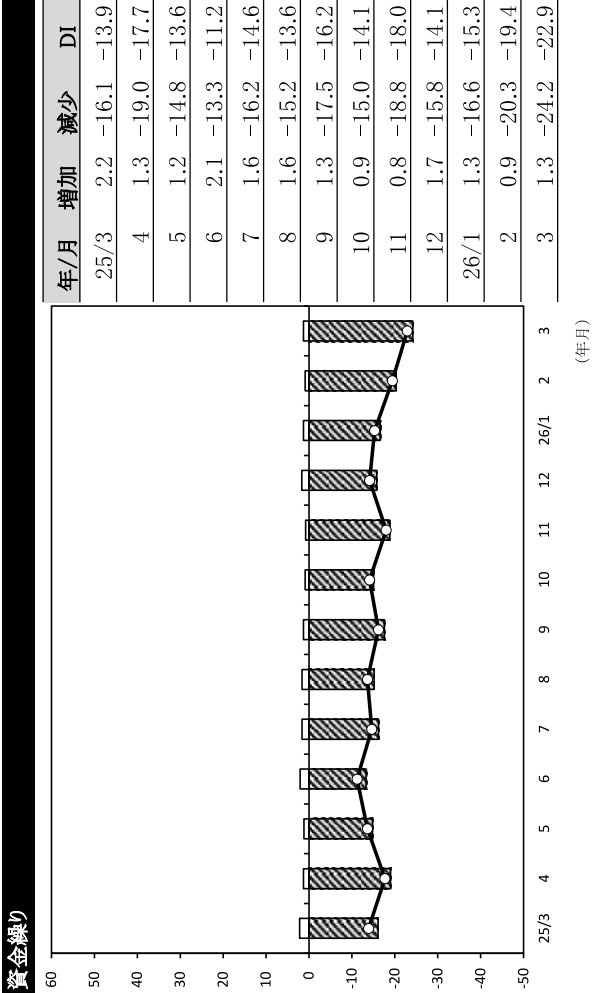
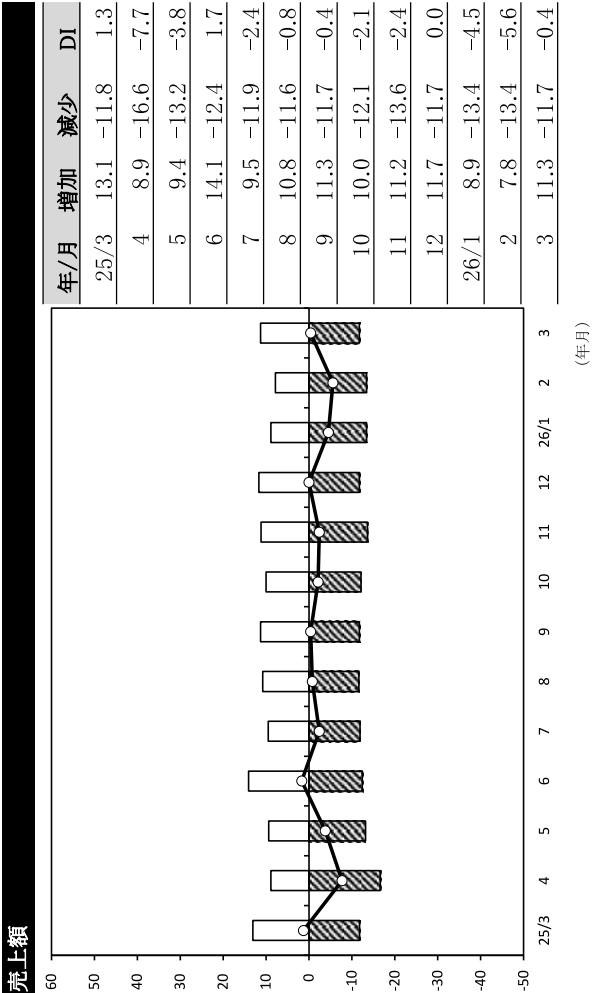
サービス業(前年同月比)



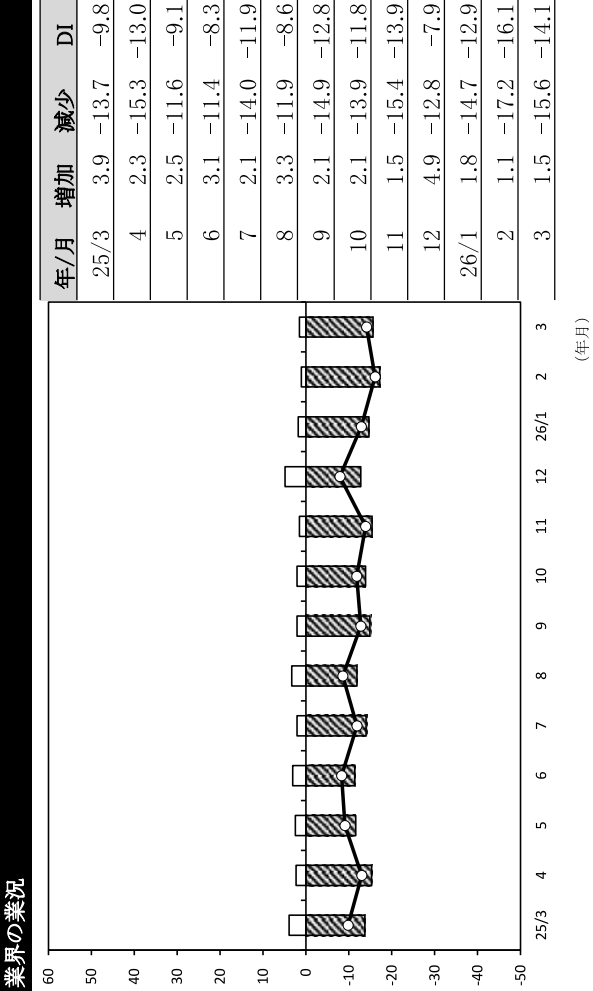
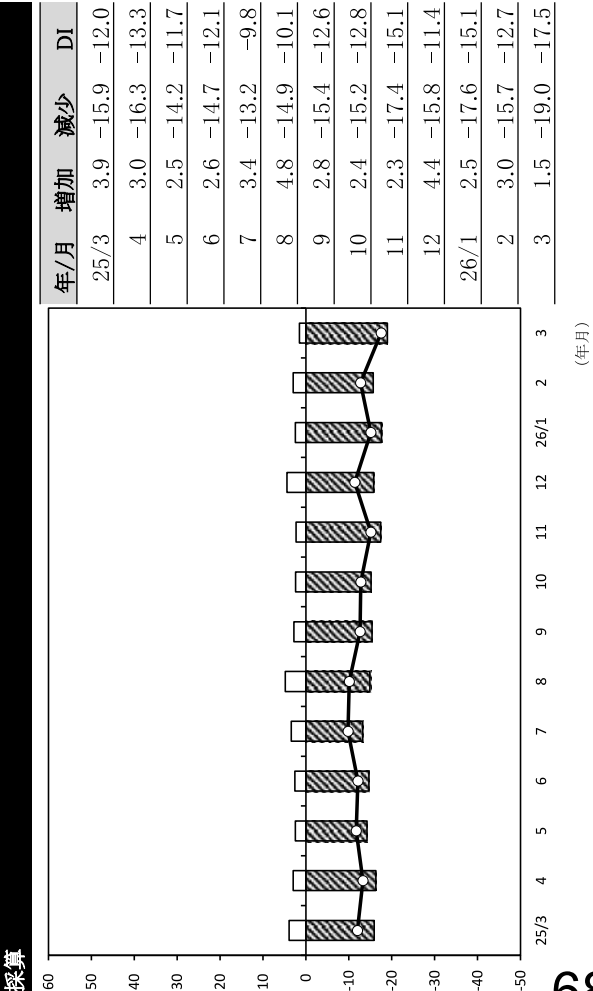
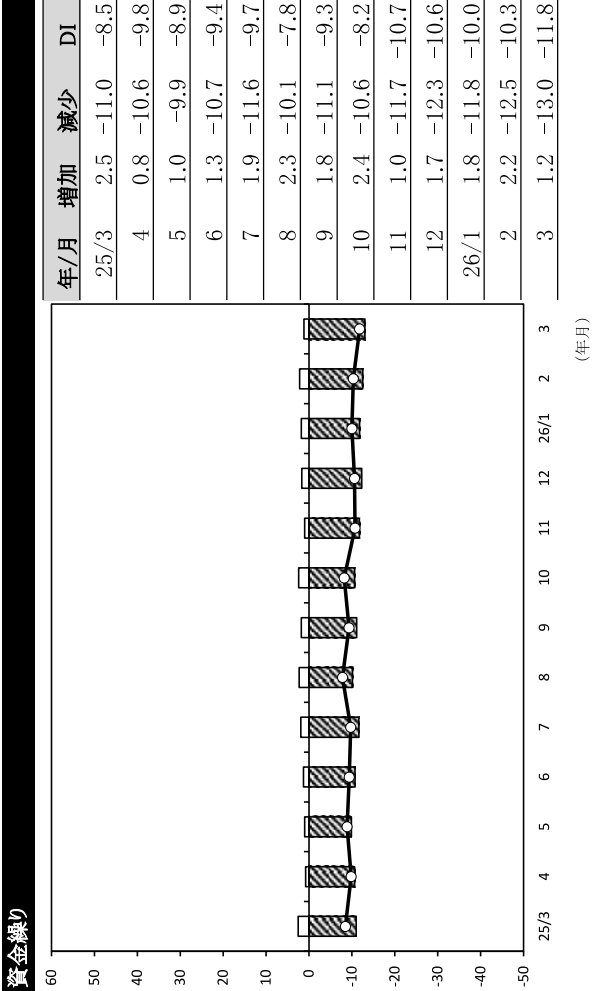
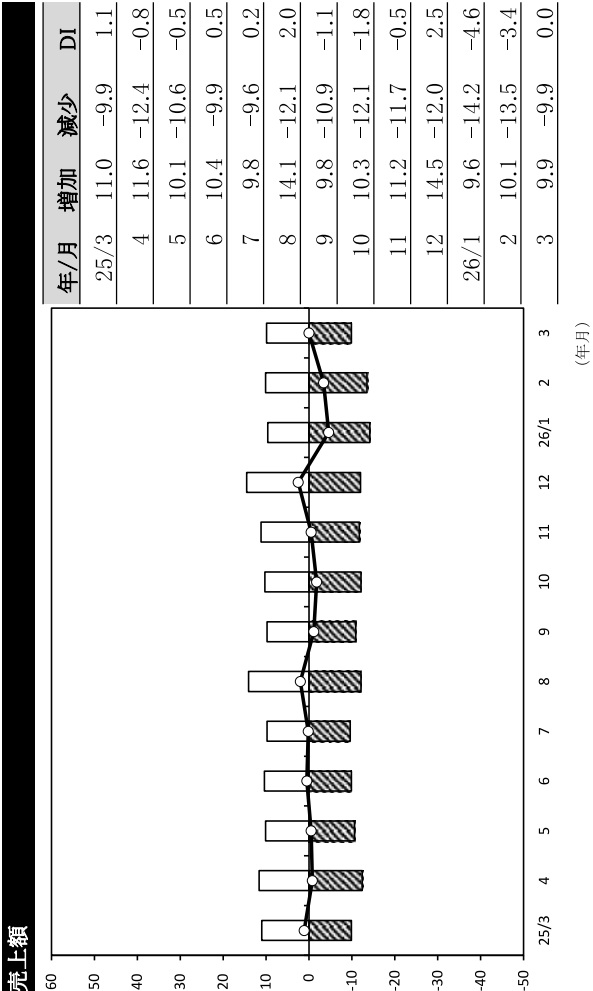
サービス業【旅館】（前年同月比）



サービス業【グリーンニング】（前年同月比）



サービス業【理・美容】（前年同月比）



小規模企業景気動向調査(3月期)における商工会経営指導員の主なコメント

*コメントについては、経営指導員回答の原文を掲載。

1. 景気全般

<改善傾向を示すコメント>

一部業種で受注量や利用客の減少が見られるが、仕事量は安定しており全体として横ばい傾向。エネルギーを含めた物価高が経営に与える影響が懸念材料としてあるが、そんな中、値上げ実施に踏み切る声や、新規事業展開や他業種への参入を計画している動きも見られた。賃上げに関する今後の影響は、様子見が必要である。

(秋田県由利本荘市商工会)

全体的に景気は不変である。

(石川県美川商工会)

インバウンド需要が持続的に増加しており、厳原地区・上対馬地区などの観光客を受け入れることができる地域においては、小売・飲食・宿泊業などで引き続き好況感がある。ただし、人口減少や物価高の影響は全産業に及んでおり、特に小規模事業者の経営環境は依然として厳しい。

(長崎県対馬市商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

雪解けが早い関係で原油高騰はあるものの灯油の消費量が例年より抑えられている感があり価格は高いものの大きな問題になっていないようだ。また、町が生活応援の趣旨で一律町民一人3万円分の商品券を配布したこともあり、ガソリン、灯油などの購入に充てるなど好影響もあるようだ。食品の値上げなど消費流しに輪を掛ける要因になっていること、又等地域の唯一のローソンでは人手不足や24時間の営業時を短縮し地域の実情に合わせた営業形態にしたかったが本部の了承が得られず契約更新せず閉店になる等小売店減少が続き、コンビニが4店から3店に、スーパーも無く高齢者だけが買い物難民ではない状況が進行しそうだ。

(北海道小平町商工会)

ガソリン価格の急激な値上がりにより、特に運送業関係は大きな打撃を受けている。全業種に影響が出ているため、今後早急な対策が求められる。

(宮城県遠田商工会)

事業者によっては、物価高騰の影響はもとより、客数の減少による売上減、経費の圧迫から、固定費の削減、人件費の削減などを強いられてしまっており、価格転嫁交渉も難航しているところもあり採算が悪化している者もある。そういった事業者が最悪の事態を避けるためにも、支援機関としては事業継続のため、計画の作成や見直しなど根本的な解決策を見出していく必要があると感じる。

(福島県保原町商工会)

世界情勢を受けて多くの業種が影響を受けることが予想され、今後の先行きは不透明、ただし、不安材料の方が多く事業者は不安を抱きながらの経営を迫られる。

(千葉県香取市商工会)

全体としては、原材料費やエネルギー価格、人件費の上昇が幅広い業種に影響を及ぼし、コスト負担の増加が続いている。米菓製造業や建設業では原材料・資材価格の高騰や供給不安が顕著であり、喫茶店や理美容業では消費者の節約志向の高まりによる買い控えが見られるなど、需要面にも弱さが見られる。一方で、旅館業においては観光需要の回復により一定の持ち直しが見られるものの、全体としては価格転嫁が十分に進まず、収益確保が難しい状況が続いている。このように、コスト増加と需要の伸び悩みが重なり、地域経済は依然として厳しい状況にある。

(岐阜県大垣市商工会)

3月は燃料代の変動が激しいことや、物価の高騰が続いている。柔軟な価格転嫁ができていない事業所と、できていない事業所で財務面に大きな暗雲が分かれている状況と捉えられます。この時期は事業者の決算書を拝見する機会も多いため、その対応の可否により顕著に差が出ていると感じました。必要な値上げは実施すべきであるという点を重点的に相談の際にはお伝えする場面が多々ありました。

(岐阜県中津川北商工会)

中東情勢に端を発する燃料・エネルギーコストの再騰が全業種に波及し、物価高騰の継続と人手不足の深刻化が重なる厳しい局面を迎えている。売上を維持しながらも人件費・仕入増で利益・資金繰りが実質悪化する「隠れ赤字」型の経営が広がっており、月次の収支把握(管理会計)の有無が事業の継続可否を左右する分水嶺となっている。

(京都府福知山市商工会)

外部環境の劇的な変化の影響もあると思うが、事業者の稼ぐ力・能力が衰えているのと、売り上げが伸ばせる好手な方法が少なくなっているのを感じる。

(広島県広島県央商工会)

全般的に、国際情勢に伴う燃料費高騰や物価高が、小規模企業の経営を強く圧迫している。製造・建設業では材料費や人件費増を価格転嫁する動きが見られるが、小売・サービス業では消費者の「買い控え」が顕著で、入学・卒業等の需要期でも売上が減少。年度末を機とした廃業や高齢化による組合脱退も進んでおり、コスト増への懸念と需要の減退が重なることで、先行きの不透明感が一段と高まっている。

(福岡県みやま市商工会)

2. 製造業

<改善傾向を示すコメント>

食料品製造業者は、仕入単価が上昇した分、受注単価も上昇できたことで採算は変わらずに確保できた。
(神奈川県小田原市橋商工会)

3月決算期のため受注が増え、売上がやや増加した。
(石川県能美市商工会)

昨年と比べ大きな変化はなかった。海外展開をかんがえており、豆乳はアジア圏にいいと聞くため積極的に挑戦している。コープにも商談中。
(岐阜県川辺町商工会)

3月に解禁された毛がには例年並みの漁獲量となっており、水産加工業等への影響はあまりないものと思われる。
(北海道枝幸町商工会)

コスト増加はあるものの、需要に特段の減少等はない。価格転嫁に対する理解も完全ではないが以前よりも進んでいる印象。
(宮城県栗原南部商工会 瀬峰支所)

<悪化傾向を示すコメント>

食料品製造関連の事業者は、イラン情勢により、原油由来資材等の入荷制限が発生し始めている。原材料関連については、今のところそういった動きはないが今後の情勢を注視する必要があると感じる。繊維工業関連の事業者は、中東情勢の懸念から、今後物価上昇が見込まれる。納品先が首都圏であり、運送費も掛かり増しとなる。資金繰りも懸念されるため、経営セーフティ共済の解約を検討している。機械金属製造業関連の事業者は、前年同月比で売上は10%ほど増加はしているが資金繰りは綱渡り状態である。
(秋田県かづの商工会)

食料品製造原材料高騰が続く中で需要が弱く、3月単月では売上・採算ともに前年を下回った。小規模事業者ほど価格転嫁が進まず、経営環境は一段と厳しさを増した一年となった。機械金属製造需要鈍化と材料費の高止まりが続く、3月単月では売上・採算とも前年を下回った。小規模事業者ほど固定費負担が重く、経営環境は一段と厳しさを増した。
(茨城県つくば市商工会)

機械・金属関連の製造業事業者は、イラン情勢の緊迫により、ガス関連の価格が高騰している。シンナーは入手困難になっている。
(石川県能登鹿北商工会 田鶴浜支所)

米菓製造業(あられ関連)においては、原油高の影響を受けた包装資材やフィルム価格の上昇に加え、原料であるもち米の価格が大幅に高騰しており、収益を圧迫している。近年は、主食用米への生産転換などを背景にもち米の供給が不安定となり、価格は前年から大きく上昇している状況にある。また、各種食品の値上げが続く中で消費者の節約志向が強まり、米菓についても数量ベースでは伸び悩みが見られ、例年と比較して売れ行きが鈍化している。業界全体では価格転嫁により売上は維持される傾向もあるが、中小事業者においては十分な転嫁が難しく、利益確保が課題となっている。
(岐阜県大垣市商工会)

燃料・原材料(溶接用ガス約10%値上げ、アルミ来月より約12%値上げ)の高騰が継続し、仕入単価の上昇が全製造業に共通している。在庫過多により生産調整を余儀なくされる業者がある一方、殊技術・独自製品を持つ事業者のみが採算を維持できている状況。
(京都府福知山市商工会)

食料品関連事業者は、何度か価格の見直しをしてきたが、更なる見直しに迫られている。取引先の要望でなかなか踏み切れない状況。
(兵庫県佐用町商工会)

製造業の景況感は業種間で差が見られます。食料品製造では、価格改定への理解が得られ仕入価格も落ち着きを見せていますが、燃料費高騰分の価格転嫁が今後の注視事項となっています。繊維工業では、安価な量販店との競争による受注悪化に加え、最低賃金引上げに伴う労務費増が経営を圧迫しており、価格転嫁を検討している状況です。機械金属はより深刻で、原材料費や販管費の増加が収益を強く圧迫し続けています。長引く売価の減少傾向から、事業売却や廃業を検討する企業も現れており、コスト増への対応と事業継続が極めて厳しい局面に入っています。
(鳥取県米子日吉津商工会)

木製家具製造業:塗料系価格が約40%の値上がりとなっており、発注制限もかかっている。今後、家具の材料費(樹脂製の材料)が値上がりするともいわれている。プラスチック製品製造業:メーカーからは価格や納期の保証が出来ないという通知が来ている。業界団体からも色々な情報があり、審議が取れない状況。ナフサを使用しているポリエチレンやポリプロピレンは日用品としての使用量も非常に多く、供給不足の影響も早々に心配される。
(香川県さぬき市商工会 寒川支所)

機械金属製造業の一部の事業者で、従来は元請けが材料を負担していましたが、最近では材料調達から請け負う契約に移行する事業者が現れています。これに伴い売上額は増加しているものの、仕入単価の上昇や先行する材料費の支払いにより、資金繰りは悪化傾向にあります。金利負担も考慮すると、採算面では「好転」とまでは言い切れない状況です。一方で業界全体としては受注数が堅調であり、景況感は緩やかに回復しつつあります。
(鹿児島県知名町商工会)

3. 建設業

<改善傾向を示すコメント>

建設業については年度末という事もあり、公共工事で忙しい状態が続いている。

(埼玉県東松山市商工会)

建設関連の事業者は、能登半島地震の復旧工事のため、忙しいのが続いている。イラン情勢の緊迫による原材料の値上げ要請はまだない。

(石川県能登鹿北商工会 田鶴浜支所)

建設業については、店舗改装の受注が相次いでおり、今後も堅調な売上が継続する見通しです。受注状況そのものは非常に活発で明るい兆しが見えているものの、将来的な収益をしっかりと確保するため、見積価格の提示にあたっては市場動向やコストを慎重に見極める必要があるとされています。需要が旺盛な時期だからこそ、適切な利益水準を維持するための価格管理と、コスト変動に即した柔軟な対応が今後の経営における重要な焦点となっています。

(鳥取県米子日吉津商工会)

建設業では、資材の高騰で新築着工数は減少しているが、住宅診断に関する依頼が増えている。電気工事設備業では、副業で開業する人が増えパッケージエアコンの受注件数が増加している。

(香川県高松市中央商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

業界問わず人材資源の不足に伴う機会損失が発生しており、特に建設業を中心に専門的な知識、技能を有する人材確保に苦慮しているとの声が多い

(宮城県みやぎ仙台商工会)

仕事は切れずにあるが、物価高の影響で予算内に一定量の工事が完成せず先送りとなっている。また人手不足の影響もあり、全体として廻っていない状況である。重機各種に使用している軽油が更に高騰しているため、ますます工期の遅延が予想される。

(秋田県由利本荘市商工会)

中東情勢の悪化により、重機を稼働する燃料費が急激に増加し、利益の圧迫に繋がっている。また、塗装業界においては、材料が品薄状態となっており、問屋でも在庫を抱えているところが少ない状況。原材料の価格については、中東情勢が悪化する以前と比較すると、物によっては6倍ぐらいの高値で取引されているという。これらを価格転嫁したところで最終的には消費者が負担することとなることから、延期やキャンセルなども増えてきており、なかなか受注に結び付かない状況にあるとのこと。

(福島県会津美里町商工会)

建設業に関しては、季節的に年度末を向えるこの時期に受注が生じている様子だが、作業員・従業員等雇用の確保が一つの課題でもある。雇用が整っても長期雇用に結びつかないこともあり、当面の課題、今後の経営維持に不安を残している。

(東京都清瀬商工会)

産廃(産業廃棄物)運送に関するナンバープレートの規制が、2026年4月の貨物自動車運送事業法改正を機に、白ナンバー(自家用)から緑ナンバー(事業用)への転換が強く求められることから、今後、特に公共工事の受注にも大きく影響すると見込んでおり、既に産廃の運搬依頼する際の単価も上昇傾向となっていることから費用増加が懸念される。

(神奈川県南足柄市商工会)

原材料価格の上昇に加え人件費の増加による資金繰りの悪化が続いている。現在は新築より専らリフォーム工事がメインであるが、客単価が下がっている。金融機関への借入の返済をストップさせ、経営改善計画書の作成に着手している。

(新潟県新潟にしかん商工会)

建設業においては、資材メーカーから夏以降に建設資材価格が30~40%程度上昇する見通しが示されており、今後のコスト増加への懸念が強まっている。近年は原材料価格の高騰や物流費の上昇に加え、資材供給の不安定化も続いており、必要な資材の確保に対する不安の声が多く聞かれる。また、人手不足や人件費の上昇も重なり、受注は一定程度あるものの、採算確保が難しい状況となっている。価格転嫁の動きは見られるものの、民間工事を中心に転嫁が進みにくく、収益環境は引き続き厳しい状況にある。

(岐阜県大垣市商工会)

受注機会はあるものの、資材の高止まりと人材確保の困難が重なり採算悪化が継続している。特殊工事(特定技能工事)を手がける事業者は単価アップで売上増を確保できているが、一般工事は価格競争が激化しており粗利率の低下が顕著。施工管理システムの導入等DX化への取り組みに格差が生じており、IT活用力の有無が今後の競争力を左右する局面となっている。また、安く施工する業者の増加による「首の絞め合い」を懸念する声もある。

(京都府福知山市商工会)

■材料高が予想以上に進むため、工期が当初より遅れた場合は資材の高騰の影響により予定していた利益の確保が難しい事がある。■4月1日から自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取り扱いが変更となる。自社の車両で土砂を運ぶ事があるため申請を考えているが、制度の内容及手続きが複雑で困っている。■リフォーム業:今住んでいる住宅の改修や中古住宅を購入しリフォームしたいとの相談が増えており、業界としては依頼は多くあり忙しい。しかし、職人は不足している。

(岡山県瀬戸内市商工会)

4. 小売業

<改善傾向を示すコメント>

生花販売店においては、時期的に彼岸、離任式、役場など各所の異動による生花の需要が増加しているとのことであった。

(宮城県遠田商工会)

食料品小売業は、仕入単価が上昇したが、販売単価も上昇できたことで採算は変わらずに確保できた。

(神奈川県小田原市橘商工会)

3月は天気が良い日が続いた事と、卒業や転勤等の動きがある月なので人通りがあり忙しかった。大幅ではないが売上が増加した。海外での需要が増大したため売上が大幅に増加し、節税対策のため小規模企業共済への加入申込が増えた。SNSによる口コミで売上は上々。仕入が高騰している分、新たな試みに力を入れていくため、今後の安定した収益を出すための計画を進行中。引き続き状況確認を行う。

(静岡県天竜商工会)

・鮮魚店では、鮮魚の仕入が高騰しており売上増加はしているものの利益確保が課題。給食などの卸の受注を増やしている。・中古車販売店では、高額な車両が売れている。整備の外注でコスト増のため内製化する動きがある。

(香川県高松市中央商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

物価高騰による売り上げの増であり、仕入向上に伴う価格転嫁がうまくいかず採算は悪化し、買い物控えによって業況も悪化した

(青森県藤崎町商工会)

衣料品小売業節約志向と気温変動で来店が伸びず、3月単月では売上・採算が前年を下回った。値引き増加と在庫負担が重なり、小規模店ほど経営環境の厳しさが増した一年となった。食料品小売物価高で仕入負担が増す一方、買い控えで数量が伸びず、3月単月では採算・資金繰りが悪化。小規模店ほど価格転嫁が難しく、経営環境は前年より厳しさを増した。耐久消費財小売高額商品の買い控えが続き、3月単月では売上・採算が前年を下回った。在庫負担も重く、小規模店ほど資金繰りが悪化し、経営環境は一段と厳しさを増した。

(茨城県つくば市商工会)

小売業界は仕入価格の上昇に伴って、収益圧迫が多く見受けられている。人手不足問題も小売・流通業界にも課題となっていて、大手ではセルフレジ導入などで機械化が進んでいるが、小規模事業者は機械化や省力化が進みにくい状況が続いている。

(群馬県みどり市商工会)

食肉小売業関連の事業者は売上金額は変わらないものの、仕入金額の高止まりが続いているため、利益額が減少している。消費税8%分を無くす議論がなされているが、あまりお客様の消費行動は変化しないのではないかと考えている。

(新潟県新潟にしかん商工会)

酒類販売業：飲食品の消費税率が0%となった場合、外食需要の低迷が見込まれ、業務用酒類の納品量が減少することを懸念している。家庭向け需要では補填が難しく、酒類市場全体の縮小につながる可能性がある。

(長野県上松町商工会)

喫茶店においては、コーヒー豆をはじめとする原材料価格の高騰に加え、電気代等の光熱費の上昇が経営を圧迫している。特にコーヒー豆は、主要産地の天候不順や円安の影響により価格上昇が続いており、仕入コストの増加が顕著である。また、最低賃金の引上げに伴う人件費の増加も重なり、収益確保が難しい状況となっている。一方で、値上げの影響や節約志向の高まりにより来店頻度が低下する傾向も見られ、売上は伸び悩んでいる。このように、コスト増加と需要の弱含みが重なり、厳しい経営環境が続いている。

(岐阜県大垣市商工会)

燃料小売(ガソリンスタンド)では中東情勢の影響でノンブランド燃料の仕入困難が生じ、メーカー仕入れへの切り替えで利益率が低下している。工場・ホテル等の大口需要家へのローリー充填が制限される可能性もあり、先行き不透明感が強い。食料品小売では廃業案件が発生し、残存事業者も仕入高騰と供給不安が課題。主力商品の供給不足が来客機会の損失につながっており、付加価値販売への転換が急務となっている。

(京都府福知山市商工会)

食料品・耐久消費財に加え、衣料品も物価高騰による買い控えの影響を強く受けている。特に衣料品は入学・卒業シーズンにもかかわらず売上が減少し、採算・資金繰りともに悪化。業界全体で廃業者の増加や高齢化による業況悪化が目立つ。デジタル決済等に対応できる層と、コスト増・需要減に苦しむ層で二極化が進んでいる。

(福岡県みやま市商工会)

食料品小売業(スーパーマーケット)を営む事業者は、4月からの食料品値上げがメディアで報道されたことで、3月後半は駆け込み需要が高まり、売上はやや増加。消費者は度重なる食料品の値上げに敏感になっている印象。

(佐賀県多久市商工会)

5. サービス業

<改善傾向を示すコメント>

旅館業では、年度末の時期ということもあり工事関係者の需要が回復傾向。仕入値は上昇しているものの、状況は好転している。

(茨城県常陸大宮市商工会)

理美容業は、年度末のセレモニーシーズンも重なり好調。一方で安価なサービス価格の店舗が集客力を高めている傾向。

<悪化傾向を示すコメント>

コスト増加の負担が大きく、需要が不変～微減の状況で利幅の縮小に苦慮しているコメントが多かった。高齢者が利用者の中心の事業環境では、景気循環が実感しづらく、廃業や同業他社へのパートタイム労働をしているなど、現状の維持で精一杯とのコメントがあった。

(宮城県栗原南部商工会 瀬峰支所)

洗濯業在宅勤務の定着で需要が戻らず、光熱費や資材費の高止まりも続き、3月単月では売上・採算が悪化。小規模事業者ほど価格転嫁が難しく、経営環境は前年より一段と厳しくなった。理美容来店頻度の低下と材料費・光熱費の高止まりが重なり、3月単月では売上・採算が悪化。価格転嫁が進みにくい中、小規模サロンほど経営環境の厳しさが増した一年となった。

(茨城県つくば市商工会)

クリーニング業者について、衣替えのシーズンに入り冬布団などの依頼が増加しているが、地域の顧客の減少や消費の流出等もあって依然として売上は減少傾向。

(福井県福井東商工会)

飲食業では、原材料費の著しい高騰により原価率が跳ね上がり、前年に引き続き大幅な赤字を計上するなど非常に厳しい状況にある。理美容業においても、既存顧客の高齢化や来店サイクルの長期化によって売上が半減するなど、需要の縮小に直面している店舗が多い。価格転嫁が難しく、経費負担の増加がダイレクトに経営を圧迫している。

(兵庫県丹波市商工会)

運送業：原油価格高騰に伴い、運送コストは大幅に増加傾向にある。国やトラック協会からは燃料サーチャージ制導入の推奨を受けるものの、人出不足禍での事務負担の増加、取引先との交渉難航(最悪の場合、取引先ロス)が想定され、導入には至っていない。運賃へ価格転嫁した場合、「油下がったら運賃下げてよ。」になりかねないため慎重な対応を強いられている状況。

(香川県さぬき市商工会 寒川支所)

燃料及び資材高騰の影響を受けて厳しい状況である。洗濯業において石油の高騰の負担は大きく資金繰りが難しい状況があり、今後も続く場合倒産の企業も出てくる可能性がある。理美容業は燃料資材高騰を受け、値上げを行った関係で一時的に客離れが起きたが大きな影響はないとのこと。しかし高騰が続けば経営に大きな影響を及ぼすため早めの対策を要する。

(熊本県御船町商工会)

・中東戦争の影響で石油関連資材が高騰し、仕入負担が増大。価格転嫁が進まず選択業界は逼迫している(クリーニング業)。・中東戦争の影響で石油関連商品の仕入単価が高騰。値上げはしているが理容業界の資金繰りは依然厳しい状況が続いている(理容業)。

(鹿児島県日置市商工会 日吉支所)

宿泊業については観光客の利用が増えてきており売上を伸ばしている。サービス業全般で仕入れ・水道光熱費等の物価上昇の影響はまだ続いている。

(沖縄県嘉手納町商工会)

3月の中小企業月次景況調査

〔令和8年3月末現在〕



全国中小企業団体中央会
National Federation of Small Business Associations

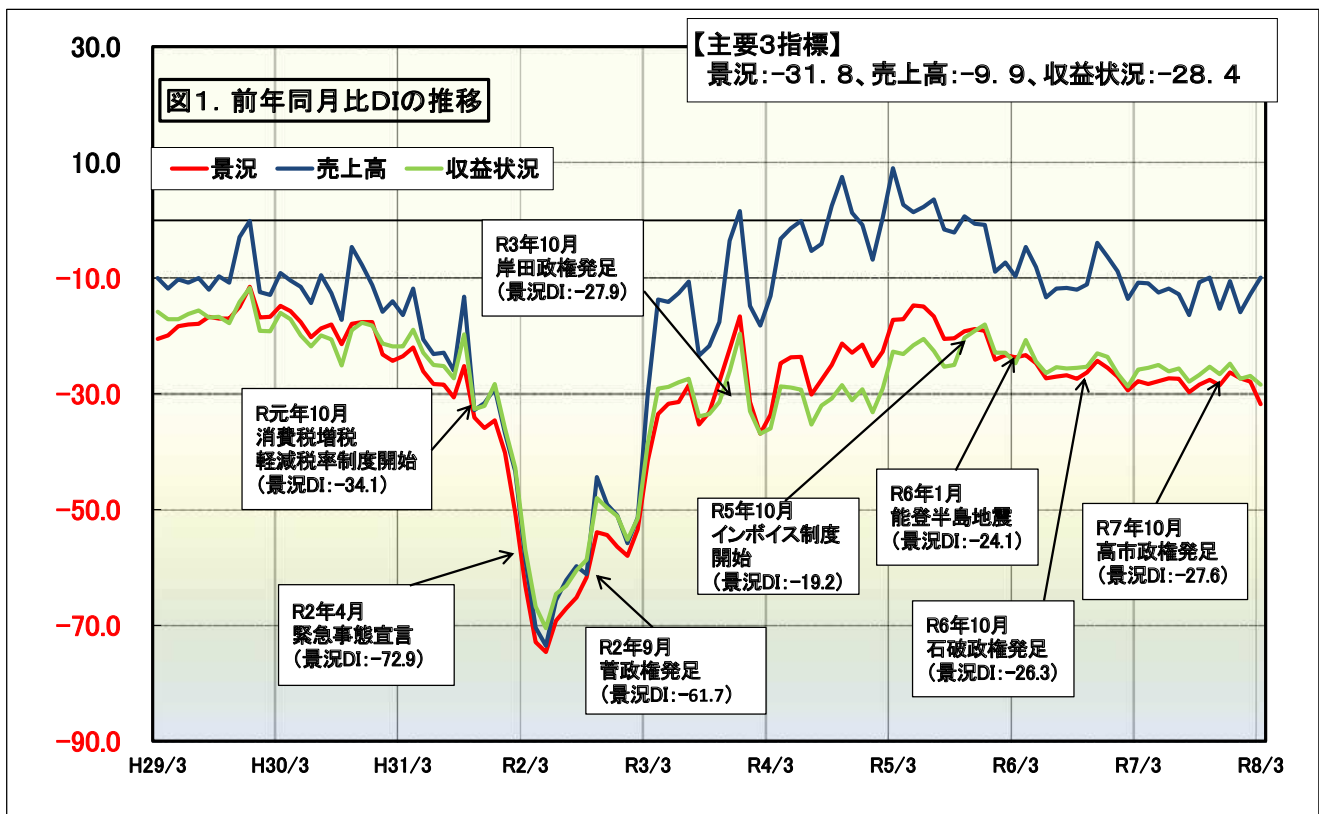
令和8年4月27日発表

◎3月の景況DIは、製造業・非製造業ともに大幅に低下

○製造業では、ほぼ全ての業種において中東情勢による経営への悪影響が懸念されており、景況感は12業種中9業種で低下となった。特に化学・ゴム製造業において、原料調達や価格上昇などの先行きへの不安から大幅に低下した。

○非製造業においても、原油価格高騰の影響により、ガソリン等燃料価格の上昇などが懸念され、運輸業において景況感は大幅な低下となった。

○製造業、非製造業ともに、今後の中東情勢による経営への悪影響を懸念する声が数多く寄せられており、当面の景況感は低調な推移が見込まれる。



※DIとは、Diffusion Index (ディフュージョン・インデックス) の略で、好転 (増加・上昇) したとする割合から、悪化 (減少・低下) したとする割合を差し引いた値です。

本調査は、都道府県中央会に設置されている情報連絡員〔中小企業の組合 (協同組合、商工組合等) の役職員約2,450名に委嘱〕による調査結果です。
調査の対象は、情報連絡員が所属する組合の組合員の全体的な景況 (前年同月比) です。

(本発表資料のお問い合わせ先)
全国中小企業団体中央会
担当: 政策推進部
TEL 03-3523-4902
<https://www.chuokai.or.jp>

3月の調査結果のD I 概況

【指標D Iの動向とポイント】

1. 引き続き原材料価格の上昇、人件費の増加、人手不足の深刻化による経営への悪影響が懸念される状況に加え、中東情勢による経営への悪影響が幅広く懸念される状況となっており、当面の景況感は低調な推移が見込まれる。
2. 主要3指標以外については、販売価格は大幅な上昇となったものの、その他の指標については、概ね低下となった。

全指標の前年同月比D Iの推移（直近1年間）

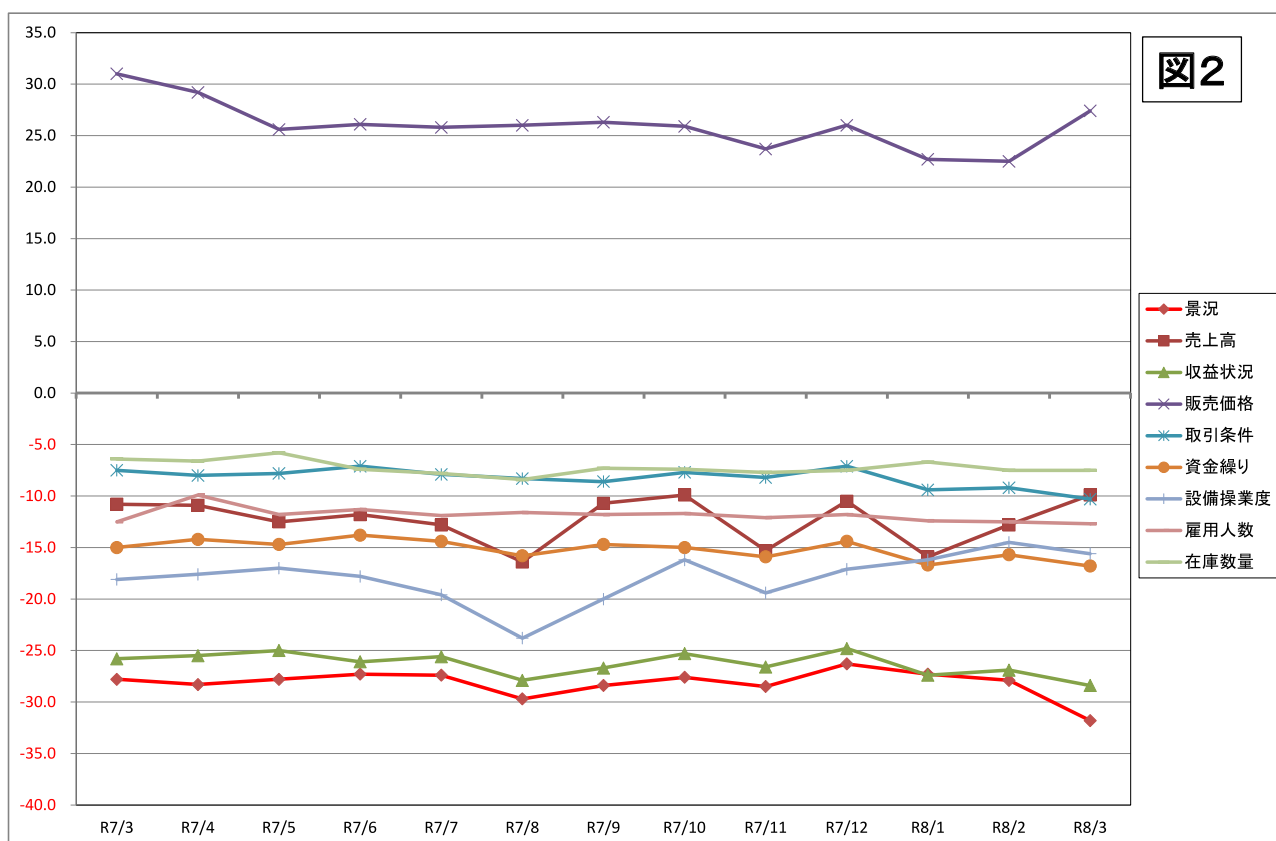


表1	R7 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	前月比
景況	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	-27.4	-29.7	-28.4	-27.6	-28.5	-26.3	-27.3	-27.9	-31.8	-3.9
売上高	-10.8	-10.9	-12.5	-11.8	-12.8	-16.4	-10.7	-9.9	-15.3	-10.5	-15.9	-12.8	-9.9	2.9
収益状況	-25.8	-25.5	-25.0	-26.1	-25.6	-27.9	-26.7	-25.3	-26.6	-24.8	-27.4	-26.9	-28.4	-1.5
販売価格	31.0	29.2	25.6	26.1	25.8	26.0	26.3	25.9	23.7	26.0	22.7	22.5	27.4	4.9
取引条件	-7.5	-8.0	-7.8	-7.1	-7.9	-8.3	-8.6	-7.7	-8.2	-7.1	-9.4	-9.2	-10.3	-1.1
資金繰り	-15.0	-14.2	-14.7	-13.8	-14.4	-15.8	-14.7	-15.0	-15.9	-14.4	-16.7	-15.7	-16.8	-1.1
設備操業度	-18.1	-17.6	-17.0	-17.8	-19.6	-23.8	-20.0	-16.2	-19.4	-17.1	-16.2	-14.5	-15.6	-1.1
雇用人員	-12.5	-9.9	-11.8	-11.3	-11.9	-11.6	-11.8	-11.7	-12.1	-11.8	-12.4	-12.5	-12.7	-0.2
在庫数量	-6.4	-6.6	-5.8	-7.4	-7.8	-8.4	-7.3	-7.4	-7.7	-7.5	-6.7	-7.5	-7.5	0.0

【情報連絡員報告から総括する景況調査のPOINT】

中東情勢の長期化による経営への悪影響を懸念する声が、ほぼ全ての業種から数多く寄せられた。大半は今後の経営への悪影響を不安視するものであった。

《主な報告内容》

◇中東情勢が長期化することによる経営への悪影響を懸念する事業者の声

- ・中東の軍事衝突によるエネルギー価格の高騰で、燃料、包装資材、物流等の業界からは、「紛争が長期化した場合には、納品価格の値上げをお願いしたい」との通知があったようだ。その場合の味噌・醤油の価格設定なども含めての対応に苦慮している。(北海道/食料品)
- ・中東情勢の不安定化によりボイラー燃料の重油、包装資材のフィルムの出荷制限や印刷に必要な溶剤関係製品の在庫が厳しいといった情報が寄せられ、様々な影響が出始めている。他にも容器関連のPET等の再度の価格改定の案内も入り始めている。(宮城/食料品)
- ・中東向け製品の輸出が止まり、新規受注も停滞し始めている。(富山/繊維工業)
- ・イラン情勢により、既に原油を原料とする消耗品などに値上げや供給不安が発生し始めており、例えばCAM用ビニールシートにおいて値上げや供給数量制限が発生したとのこと。(岡山/繊維工業)
- ・イランによるホルムズ海峡封鎖の影響で、塗料関連が売り止めや販売数量が制限されてきており、ウレタンなど石油関連商品も軒並み仕入れが困難な状況になりつつある。(神奈川/木材・木製品)
- ・組合員の取り扱う住宅関連資材全体では、重油の輸入障害のため、断熱材や石油に由来する商品の大幅な価格アップの通知が激増している。4月から値上げ予定の商品についても、前倒しで出荷制限や値上げに踏み切った会社もある。(京都/木材・木製品)
- ・中東情勢の悪化により原油価格が高騰し、それに伴い重油も高騰し始め、ナフサその他の原油由来の製品価格が急騰し、収益の悪化に繋がっている。また、製品によっては、オーダーを入れても数量制限がかかっており、今後の入荷が不透明な状態にあり懸念している。(茨城/紙・紙加工品)
- ・中東情勢悪化の影響により、溶剤その他石化原料に供給不安&価格高騰の動きが出てきた。この状況が長引けば、収益に大きく影響が出る懸念。(東京/印刷)
- ・中東情勢に関する影響として、ナフサ由来、特にオレフィン系のものに影響が出始め、樹脂材料、プラスチック部材の追加注文は受け付けられなくなっている。特に、袋類は常時流通量が多いこともあり、在庫も少なく、早くに供給制限の影響が出始めている。(京都/化学・ゴム)
- ・中東情勢悪化の影響を受け、原油価格が急激に高騰、建設資材の価格高(特に発砲ウレタン系、ボードや塗装工事などは4割増し)となっています。急激な価格変動の懸念もあり、今後の計画現場の縮小や延期も予測される。(福岡/窯業・土石製品)
- ・中東情勢の影響によりガス浸炭熱処理で使用するメタノールの入手が困難となっている。(東京/鉄鋼・金属)
- ・シンナー不足により塗装やさび止めが出来ない。ナフサ不足により工業用洗浄剤が入荷しない。と言ったことにより、作業を一部ストップしなければならない事態となっている。(兵庫/鉄鋼・金属)
- ・中東情勢の悪化に起因して産業用機械全般に用いるプラスチック製カバーや切削用機械の油の入手など石油製品が足りず入手困難になっている。(福井/一般機械)
- ・イラン情勢は前月と比較して更に先行きが不透明な状況にある。原油不足による影響が今後拡大した場合、数年前に経験した物資不足を上回る深刻な事態も懸念される。(広島/電気機器)
- ・イラン戦争の情勢変化等により、幅広い業種に影響が出ており、農業関連では石油を原料とする資材、肥料の値上げが顕著。品目によっては値上率が30%超のものも出ている。(山形/卸売)
- ・緊迫するイラン情勢が、国内の中古車流通に深刻な影響を及ぼし始めている。輸出の要衝であるドバイの市場機能が停滞したことで、これまで高値で取引されていた車両の相場が急落し、成約価格が伸び悩んでいる。その結果、相場下落前に高値で下取りした車両について、損失を確定させる「損切り」を余儀なくされる事態が発生している。(宮崎/小売)
- ・中東情勢を背景に、断熱材の価格が高騰しており、石油製品への影響は大きく、生活に係るすべての事柄における影響を懸念している。(福島/建設)
- ・イラン情勢により燃料価格が一時的には大きく値上がりした。燃料のインタンク(自車燃料タンク)への納品が遅れており、割高なスタンドでの給油も行っている。(茨城/運輸)

※ 後述の「Pick up!」ならびに「情報連絡員からの報告(要旨)」等も参照。

1. 景 況

	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 27.9	▲ 31.8	▲ 3.9	悪化	↘
製造業	▲ 30.3	▲ 33.9	▲ 3.6	悪化	↘
非製造業	▲ 26.0	▲ 30.1	▲ 4.1	悪化	↘
DIが大きく上昇した業種	10ポイント超	なし			
	5～10ポイント	なし			
DIが大きく悪化した業種	10ポイント超	紙・紙加工品、化学・ゴム、運輸業、その他の非製造業			
	5～10ポイント	印刷、窯業・土石製品、鉄鋼・金属、その他の製造業			

表2. 業種別【景 況】D Iの推移（前年同月比）

業 種 名	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	8/1	8/2	8/3	前月比
全 体	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	-27.4	-29.7	-28.4	-27.6	-28.5	-26.3	-27.3	-27.9	-31.8	-3.9
製 造 業	-35.3	-36.1	-35.7	-33.9	-34.5	-36.6	-34.5	-34.1	-35.3	-32.6	-31.8	-30.3	-33.9	-3.6
食 料 品	-25.6	-26.5	-33.4	-27.8	-24.4	-29.9	-26.4	-27.1	-29.7	-26.8	-31.8	-31.8	-32.1	-0.3
織 維 工 業	-43.6	-44.1	-43.2	-38.2	-38.2	-47.7	-46.4	-45.0	-46.4	-41.6	-42.7	-41.6	-45.5	-3.9
木 材 ・ 木 製 品	-45.6	-34.8	-39.6	-47.3	-50.0	-47.4	-46.4	-45.6	-44.8	-41.8	-39.4	-39.2	-41.6	-2.4
紙 ・ 紙 加 工 品	-36.4	-29.2	-30.4	-16.7	-34.8	-41.7	-52.2	-45.9	-48.0	-54.5	-43.5	-40.9	-52.2	-11.3
印 刷	-50.8	-48.3	-45.8	-45.8	-50.9	-50.0	-37.3	-43.1	-41.4	-40.7	-46.6	-34.5	-42.1	-7.6
化 学 ・ ゴ ム	-25.9	-29.6	-25.9	-22.2	-17.9	-16.6	-14.3	-17.8	-10.4	-17.8	-7.1	-10.7	-28.6	-17.9
窯 業 ・ 土 石 製 品	-37.6	-41.7	-35.5	-43.4	-37.1	-33.8	-35.0	-33.1	-35.8	-38.5	-38.1	-36.7	-42.4	-5.7
鉄 鋼 ・ 金 属	-37.4	-45.0	-38.1	-29.4	-35.1	-37.7	-35.1	-38.1	-39.0	-32.6	-28.8	-25.2	-30.3	-5.1
一 般 機 器	-32.4	-38.1	-34.2	-31.8	-31.2	-36.2	-31.0	-28.5	-26.7	-24.8	-23.8	-20.0	-20.0	0.0
電 気 機 器	-7.4	-17.8	-14.3	-10.7	-7.4	0.0	-18.5	-14.8	-18.5	-11.1	-3.7	0.0	0.0	0.0
輸 送 機 器	-17.0	-15.9	-18.2	-22.7	-23.8	-23.1	-18.2	-11.4	-11.3	0.0	4.5	-9.1	-7.0	2.1
そ の 他 の 製 造 業	-41.7	-38.0	-38.0	-31.4	-42.0	-39.6	-40.0	-38.0	-50.0	-42.9	-37.3	-32.0	-40.0	-8.0
非 製 造 業	-22.1	-22.4	-22.0	-22.3	-22.0	-24.6	-23.7	-22.6	-23.2	-21.4	-23.6	-26.0	-30.1	-4.1
卸 売 業	-24.2	-32.0	-28.2	-27.5	-26.7	-24.6	-26.0	-23.5	-27.7	-26.1	-24.4	-29.3	-28.7	0.6
小 売 業	-36.2	-30.3	-32.9	-31.1	-30.6	-33.1	-34.8	-34.0	-35.3	-33.1	-34.7	-37.1	-41.0	-3.9
商 店 街	-29.9	-28.6	-30.0	-33.1	-35.3	-37.4	-36.9	-34.8	-30.2	-23.4	-33.6	-31.7	-31.0	0.7
サ ー ビ ス 業	0.8	-2.2	-0.3	-9.6	-7.0	-10.0	-9.4	-5.8	-8.7	-8.5	-15.5	-13.4	-15.1	-1.7
建 設 業	-22.6	-20.7	-22.4	-16.3	-17.1	-22.5	-18.3	-19.7	-18.3	-20.0	-18.2	-24.5	-27.3	-2.8
運 輸 業	-28.8	-29.6	-25.2	-22.2	-22.0	-24.8	-20.0	-23.5	-20.0	-17.9	-14.7	-21.6	-42.6	-21.0
そ の 他 の 非 製 造 業	3.2	-6.4	-6.4	0.0	-3.3	-13.3	-10.4	-6.9	-16.6	0.0	-6.7	-6.6	-24.2	-17.6

Pick up!

「輸送機器」：自動車関連、鉄道関連の需要は回復基調にあり、造船関連においても円安に加え、国の後押しも期待出来る状況にあることから、景況D Iは前月比2.1ポイントの改善となった。売上高D Iについても14.1ポイント改善となったが、収益状況D Iは4.9ポイントの低下となった。

「運 輸」：中東情勢の影響により燃料コストが上昇しており、景況D Iは▲21.0ポイントと大幅な低下となった。底堅い運送需要に支えられていることにより、売上高D Iは▲3.8ポイントの低下に止まったが、収益状況D Iは▲22.6ポイントの大幅な低下となった。

2. 売 上 高

	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 12.8	▲ 9.9	2.9	上昇	↗
製造業	▲ 14.0	▲ 12.7	1.3	上昇	↗
非製造業	▲ 11.9	▲ 7.8	4.1	上昇	↗
DIが大きく上昇した業種	10ポイント超	電気機器、輸送機器、商店街			
	5～10ポイント	卸売業、小売業、建設業			
DIが大きく悪化した業種	10ポイント超	紙・紙加工品			
	5～10ポイント	食料品			

表3. 業種別【売上高】D I の推移（前年同月比）

業 種 名	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	8/1	8/2	8/3	前月比
全 体	-10.8	-10.9	-12.5	-11.8	-12.8	-16.4	-10.7	-9.9	-15.3	-10.5	-15.9	-12.8	-9.9	2.9
製 造 業	-18.2	-13.5	-15.5	-17.0	-18.3	-25.3	-15.1	-14.2	-21.8	-18.2	-18.4	-14.0	-12.7	1.3
食 料 品	-10.0	-2.5	-6.1	-8.6	-8.1	-11.7	-9.2	-1.5	-4.5	-10.8	-15.4	-11.1	-16.1	-5.0
織 維 工 業	-17.2	-19.8	-19.8	-26.4	-20.0	-33.3	-22.7	-29.7	-36.3	-24.8	-30.9	-25.7	-24.1	1.6
木 材 ・ 木 製 品	-33.4	-11.6	-8.1	-25.0	-36.9	-47.4	-30.7	-26.3	-25.8	-33.1	-35.1	-28.7	-23.9	4.8
紙 ・ 紙 加 工 品	13.7	8.4	-4.4	4.2	8.7	-33.4	13.0	-41.7	-32.0	-40.9	-30.5	-9.1	-26.1	-17.0
印 刷	-35.1	-29.4	-28.8	-23.7	-38.6	-43.1	-20.3	-27.6	-31.0	-32.2	-24.2	-15.6	-17.6	-2.0
化 学 ・ ゴ ム	-7.4	-7.4	-18.5	3.7	-14.3	12.5	17.8	21.4	-3.5	14.3	17.8	0.0	-3.6	-3.6
窯 業 ・ 土 石 製 品	-32.4	-20.5	-20.0	-35.3	-20.8	-20.2	-20.4	-10.3	-27.7	-30.4	-32.8	-26.4	-25.5	0.9
鉄 鋼 ・ 金 属	-17.9	-20.6	-18.3	-9.3	-13.0	-30.8	-21.3	-10.7	-29.7	-15.9	-18.2	-11.5	-10.6	0.9
一 般 機 器	-15.1	-16.2	-24.8	-24.1	-18.8	-24.5	-12.7	-29.5	-21.0	-11.5	-10.5	-4.8	-1.0	3.8
電 気 機 器	14.8	14.2	-3.6	21.4	0.0	7.7	7.4	3.7	-14.8	7.4	3.7	7.4	25.9	18.5
輸 送 機 器	-14.6	-11.3	-6.8	-2.3	-11.9	-25.7	0.0	15.9	-4.5	11.6	22.7	9.1	23.2	14.1
そ の 他 の 製 造 業	-18.8	-26.0	-28.0	-21.6	-36.0	-39.6	-24.0	-22.0	-42.0	-26.6	-13.7	-14.0	-12.0	2.0
非 製 造 業	-5.3	-9.0	-10.1	-8.0	-8.5	-9.6	-7.3	-6.7	-10.3	-4.6	-13.9	-11.9	-7.8	4.1
卸 売 業	-1.5	-19.2	-12.9	-9.3	-8.4	-6.7	2.5	-2.5	-15.3	-6.4	-4.5	-6.4	1.0	7.4
小 売 業	-16.8	-11.8	-24.3	-20.1	-12.6	-22.8	-17.6	-18.7	-24.1	-21.8	-33.5	-29.7	-24.4	5.3
商 店 街	-18.5	-15.3	-14.4	-12.9	-26.3	-17.2	-21.0	-17.7	-18.9	5.1	-21.5	-19.8	-5.0	14.8
サ ー ビ ス 業	14.2	12.2	18.4	11.9	3.7	15.5	4.7	11.9	14.1	8.5	-2.5	6.2	3.6	-2.6
建 設 業	-14.4	-14.6	-19.8	-13.3	-14.9	-20.0	-13.1	-13.3	-14.0	-7.9	-13.4	-18.4	-13.0	5.4
運 輸 業	-0.8	-16.8	-17.3	-6.1	7.0	-13.2	0.8	-1.5	-10.0	-0.8	-0.8	3.1	-0.7	-3.8
そ の 他 の 非 製 造 業	32.2	6.4	19.4	6.7	0.0	16.6	6.9	6.9	16.7	30.0	3.4	0.0	-3.4	-3.4

Pick up!

「電気機器」：民生用電子機器向け、産業用機器向けが好調に推移。また、白物家電においてもルームエアコン、電気冷蔵庫が堅調であり、売上高D I は前月比18.5ポイントの改善となった。収益状況D I についても7.4ポイント改善となった。

「食料品」：価格上昇により買い控える動きが広がっていることに加え、中東情勢の影響により今後一層の価格上昇が見込まれていることから、売上高D I は前月比▲5.0ポイントとなった。価格転嫁の難航が見込まれることから、収益状況D I は▲6.8ポイントの低下となった。

3. 収益状況

	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 26.9	▲ 28.4	▲ 1.5	悪化	↘
製造業	▲ 27.9	▲ 28.4	▲ 0.5	悪化	↘
非製造業	▲ 26.1	▲ 28.4	▲ 2.3	悪化	↘
DIが大きく上昇した業種	10ポイント超	その他の製造業			
	5～10ポイント	一般機器、電気機器			
DIが大きく悪化した業種	10ポイント超	運輸業、その他の非製造業			
	5～10ポイント	食料品、化学・ゴム			

表4. 業種別【収益状況】DIの推移（前年同月比）

業 種 名	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	8/1	8/2	8/3	前月比
全 体	-25.8	-25.5	-25.0	-26.1	-25.6	-27.9	-26.7	-25.3	-26.6	-24.8	-27.4	-26.9	-28.4	-1.5
製 造 業	-31.1	-31.1	-29.9	-30.2	-31.0	-33.0	-31.7	-28.8	-31.0	-29.3	-29.3	-27.9	-28.4	-0.5
食 料 品	-29.8	-31.5	-30.3	-32.3	-31.6	-29.4	-31.0	-27.7	-25.7	-30.4	-33.8	-29.3	-36.1	-6.8
織 維 工 業	-36.4	-35.1	-32.4	-33.7	-30.9	-36.0	-40.0	-39.6	-43.7	-35.4	-38.1	-31.9	-36.6	-4.7
木 材 ・ 木 製 品	-43.0	-25.9	-30.6	-31.3	-37.7	-43.1	-42.1	-30.7	-30.2	-34.7	-41.3	-34.8	-33.6	1.2
紙 ・ 紙 加 工 品	-18.2	-12.5	-17.4	0.0	-13.0	-41.7	-34.8	-37.5	-40.0	-36.4	-34.8	-18.2	-17.4	0.8
印 刷	-45.6	-46.6	-39.0	-45.7	-45.6	-48.3	-33.9	-46.6	-39.7	-44.0	-41.4	-39.7	-36.9	2.8
化 学 ・ ゴ ム	-22.2	-18.5	-25.9	-22.2	-17.8	-20.8	-14.3	-7.2	-6.9	-10.7	7.1	-10.7	-17.9	-7.2
窯 業 ・ 土 石 製 品	-36.9	-28.8	-25.2	-34.6	-28.9	-32.3	-31.4	-24.2	-32.1	-30.4	-32.1	-33.9	-33.6	0.3
鉄 鋼 ・ 金 属	-27.6	-38.9	-29.0	-27.1	-32.1	-35.4	-31.3	-28.2	-31.3	-25.0	-24.2	-24.4	-23.5	0.9
一 般 機 器	-23.2	-34.3	-34.2	-25.0	-26.5	-26.4	-25.2	-29.5	-32.3	-20.0	-20.0	-23.8	-18.1	5.7
電 気 機 器	7.4	-3.5	-17.8	-3.6	-22.2	7.7	-7.4	0.0	-22.2	-11.1	0.0	0.0	7.4	7.4
輸 送 機 器	-17.1	-20.5	-20.5	-25.0	-23.9	-23.1	-20.5	-9.1	-18.1	-14.0	-6.8	-6.8	-11.7	-4.9
そ の 他 の 製 造 業	-33.3	-32.0	-38.0	-37.3	-36.0	-37.7	-38.0	-38.0	-36.0	-38.8	-29.5	-34.0	-22.0	12.0
非 製 造 業	-21.8	-21.4	-21.4	-22.9	-21.5	-24.0	-22.9	-22.5	-23.0	-21.3	-25.9	-26.1	-28.4	-2.3
卸 売 業	-18.7	-25.1	-19.3	-25.2	-22.3	-20.0	-22.5	-17.5	-22.8	-23.6	-16.5	-23.8	-22.7	1.1
小 売 業	-36.9	-25.2	-31.3	-33.6	-26.8	-33.1	-31.0	-36.5	-36.5	-36.9	-40.7	-40.2	-38.7	1.5
商 店 街	-26.8	-28.0	-31.2	-29.4	-34.0	-39.3	-34.4	-29.1	-27.0	-16.4	-37.4	-32.3	-28.5	3.8
サ ー ビ ス 業	-5.1	-7.8	-3.7	-11.8	-10.3	-9.4	-13.0	-7.2	-7.9	-9.9	-20.5	-14.5	-18.7	-4.2
建 設 業	-21.8	-23.3	-27.2	-22.4	-22.6	-22.9	-20.5	-24.9	-26.0	-26.1	-25.6	-28.7	-28.5	0.2
運 輸 業	-27.2	-27.2	-18.1	-13.8	-16.6	-27.1	-18.4	-19.5	-19.2	-7.8	-11.0	-12.3	-34.9	-22.6
そ の 他 の 非 製 造 業	6.5	-3.3	-12.9	-6.7	-10.0	0.0	-6.9	-10.4	3.3	6.6	10.0	-3.3	-17.3	-14.0

Pick up!

「商店街」：前月に引き続き、物価上昇に一服感が見られ、地域商品券の発売等、各種物価高対策の実施により消費が喚起されるとの期待感もあり、収益状況DIは前月比3.8ポイントの改善となった。売上高DIは14.8ポイントの改善、景況DIもわずかではあるが改善し、2カ月連続で主要3指標ともに改善となった。

「化学・ゴム」：中東情勢の影響により石油由来原料の供給不安が広がっており、収益状況DIは前月比▲7.2ポイントとなった。景況DIは▲17.9ポイント、売上高DIは▲3.6ポイントとなり、主要3指標ともに低下となった。

4. 資金繰り、販売価格、取引条件、設備操業度、雇用人員、在庫数量

(1) 資金繰り	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 15.7	▲ 16.8	▲ 1.1	悪化	↘
製造業	▲ 16.4	▲ 16.9	▲ 0.5	悪化	↘
非製造業	▲ 15.2	▲ 16.7	▲ 1.5	悪化	↘
(2) 販売価格	前月	当月	増減	傾向	
全体	22.5	27.4	4.9	上昇	↗
製造業	21.5	26.0	4.5	上昇	↗
非製造業	23.2	28.5	5.3	上昇	↗
(3) 取引条件	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 9.2	▲ 10.3	▲ 1.1	悪化	↘
製造業	▲ 5.2	▲ 5.1	0.1	上昇	↗
非製造業	▲ 12.3	▲ 14.3	▲ 2.0	悪化	↘
(4) 設備操業度	前月	当月	増減	傾向	
製造業	▲ 14.5	▲ 15.6	▲ 1.1	悪化	↘
(5) 雇用人員	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 12.5	▲ 12.7	▲ 0.2	悪化	↘
製造業	▲ 15.0	▲ 15.6	▲ 0.6	悪化	↘
非製造業	▲ 10.6	▲ 10.6	0.0	不変	→
(6) 在庫数量	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 7.5	▲ 7.5	0.0	不変	→
製造業	▲ 7.8	▲ 7.0	0.8	上昇	↗
非製造業	▲ 7.1	▲ 8.3	▲ 1.2	悪化	↘

Calendar 2026

～～ 国内外の主なトピックス（令和8年4月）～～

4月8日（水）	毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）：厚生労働省 物価の変動を加味した働き手1人当たりの2月の実質賃金は、前年同月比1.9%増で2カ月連続のプラスとなった。名目賃金が3%台の高い伸びとなったことに加え、ガソリンの暫定税率廃止や電気・ガス代の補助金などで物価上昇が抑制された。
4月8日（水）	国際収支統計（速報）：財務省 2月の経常収支は3兆9327億円の黒字となり、2025年2月から13カ月連続の黒字となった。前年同月比では、中華圏の春節休暇入りの時期が2月にずれ込んだこともあり、輸入額が前年より増加したため、黒字幅は57億円縮小した。輸出は半導体・電子部品を中心に堅調に推移した。
4月8日（水）	景気ウォッチャー調査（街角景気）：内閣府 街角の景況感を示す現状判断指数（DI）が季節調整値で42.2と前月比6.7ポイント下がり、2カ月ぶりに低下した。中東情勢の悪化による影響が鮮明に現れた。 基調判断は、「景気は、中東情勢によるマインド面の下押しを背景に、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。先行きについては、中東情勢による不透明感がみられる。」に下方修正された。

表5. 主要指標の業種別 D I(前年同月比)

(令和8年3月末現在)

	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	設備操業度	雇用人員	在庫数量
全	-31.8	-9.9	-28.4	27.4	-10.3	-16.8	-15.6	-12.7	-7.5
製造業	-33.9	-12.7	-28.4	26.0	-5.1	-16.9	-15.6	-15.6	-7.0
非製造業	-30.1	-7.8	-28.4	28.5	-14.3	-16.7		-10.6	-8.3

(製造業)

業種名	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	設備操業度	雇用人員	在庫数量
食料品	-32.1	-16.1	-36.1	42.9	-10.2	-21.4	-9.7	-17.5	-9.8
繊維工業	-45.5	-24.1	-36.6	13.4	-11.6	-23.2	-18.7	-15.2	-12.5
木材・木製品	-41.6	-23.9	-33.6	5.3	-7.1	-16.8	-22.2	-18.6	-8.0
紙・紙加工品	-52.2	-26.1	-17.4	47.9	-8.7	-13.0	-34.8	-17.4	-8.7
印刷	-42.1	-17.6	-36.9	36.9	3.5	-21.0	-19.3	-22.8	-7.0
化学・ゴム	-28.6	-3.6	-17.9	35.7	7.1	-10.8	-3.6	0.0	0.0
窯業・土石製品	-42.4	-25.5	-33.6	43.1	-2.2	-17.6	-29.2	-18.3	-4.4
鉄鋼・金属	-30.3	-10.6	-23.5	18.9	-1.5	-14.4	-15.1	-19.0	-5.3
一般機器	-20.0	-1.0	-18.1	16.2	0.9	-5.7	-10.5	-5.7	-0.9
電気機器	0.0	25.9	7.4	7.4	-3.7	-3.7	11.1	-14.8	3.7
輸送機器	-7.0	23.2	-11.7	6.9	-6.9	-16.3	-2.3	-11.6	0.0
その他の製造業	-40.0	-12.0	-22.0	22.0	-10.0	-20.0	-12.0	-10.0	-20.0

(非製造業)

業種名	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	設備操業度	雇用人員	在庫数量
卸売業	-28.7	1.0	-22.7	32.3	-13.2	-11.1		-6.6	-0.5
小売業	-41.0	-24.4	-38.7	30.8	-26.0	-25.0		-13.3	-14.0
商店街	-31.0	-5.0	-28.5	37.3	-19.0	-24.1		-6.3	-7.0
サービス業	-15.1	3.6	-18.7	30.5	-6.1	-8.9		-6.8	
建設業	-27.3	-13.0	-28.5	20.4	-13.9	-14.3		-15.1	
運輸業	-42.6	-0.7	-34.9	17.8	-6.2	-17.0		-16.3	
その他の非製造業	-24.2	-3.4	-17.3	20.7	0.0	-17.2		-3.4	

表6. 主要指標の業種別景況調査総括表(前年同月比)

(令和 8年 3月 末現在)
(単位: %)

業 種	項 目	業界の景況			売上高			収益状況			販売価格			取引条件			資金繰り			設備稼働率			雇用人員			在庫数量		
		好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	増加	不変	減少	増加	不変	減少
全 体		3.9	60.4	35.7	22.0	46.1	31.9	7.4	56.8	35.8	33.3	60.8	5.9	3.3	83.1	13.6	2.7	77.9	19.5	7.8	68.9	23.4	3.0	81.4	15.7	9.6	73.3	17.1
製 造 業		4.2	57.8	38.1	21.3	44.7	34.0	8.3	54.9	36.7	30.8	64.3	4.8	4.5	85.9	9.6	3.3	76.6	20.2	7.8	68.9	23.4	3.0	78.4	18.6	8.1	76.7	15.1
非 製 造 業		3.7	62.5	33.8	22.5	47.2	30.3	6.7	58.1	35.1	35.2	58.1	6.7	2.4	80.9	16.7	2.2	78.9	18.9	0.0	0.0	0.0	2.9	83.6	13.5	11.8	68.1	20.1

(製造業)

業 種	項 目	業界の景況			売上高			収益状況			販売価格			取引条件			資金繰り			設備稼働率			雇用人員			在庫数量		
		好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	増加	不変	減少	増加	不変	減少
食 料 品		2.0	63.9	34.1	17.6	48.8	33.7	5.4	53.2	41.5	44.9	53.2	2.0	2.0	85.9	12.2	1.5	75.6	22.9	4.9	80.5	14.6	1.0	80.5	18.5	7.3	75.6	17.1
繊 維 工 業		1.8	50.9	47.3	8.0	59.8	32.1	4.5	54.5	41.1	20.5	72.3	7.1	1.8	84.8	13.4	1.8	73.2	25.0	4.5	72.3	23.2	3.6	77.7	18.8	4.5	78.6	17.0
木 材 ・ 木 製 品		0.9	56.6	42.5	17.7	40.7	41.6	5.3	55.8	38.9	16.8	71.7	11.5	3.5	85.8	10.6	0.0	83.2	16.8	3.5	70.8	25.7	0.9	79.6	19.5	8.8	74.3	16.8
紙 ・ 紙 加 工 品		4.3	39.1	56.5	21.7	30.4	47.8	21.7	39.1	39.1	52.2	43.5	4.3	4.3	82.6	13.0	8.7	69.6	21.7	13.0	39.1	47.8	4.3	73.9	21.7	13.0	65.2	21.7
印 刷		3.5	50.9	45.6	17.5	47.4	35.1	7.0	49.1	43.9	40.4	56.1	3.5	10.5	82.5	7.0	1.8	75.4	22.8	15.8	49.1	35.1	1.8	73.7	24.6	3.5	86.0	10.5
化 学 ・ コ ー ン		0.0	71.4	28.6	25.0	46.4	28.6	10.7	60.7	28.6	35.7	64.3	0.0	7.1	92.9	0.0	7.1	75.0	17.9	14.3	67.9	17.9	14.3	71.4	14.3	14.3	71.4	14.3
窯 業 ・ 土 石 製 品		3.6	50.4	46.0	23.4	27.7	48.9	7.3	51.8	40.9	46.0	51.1	2.9	5.1	87.6	7.3	3.6	75.2	21.2	7.3	56.2	36.5	0.7	80.3	19.0	10.2	75.2	14.6
鉄 鋼 ・ 金 属		5.3	59.1	35.6	21.2	47.0	31.8	8.3	59.8	31.8	25.0	68.9	6.1	6.1	86.4	7.6	4.5	76.5	18.9	7.6	69.7	22.7	3.0	75.0	22.0	7.6	79.5	12.9
一 般 機 器		7.6	64.8	27.6	25.7	47.6	26.7	14.3	53.3	32.4	20.0	76.2	3.8	7.6	85.7	6.7	6.7	81.0	12.4	10.5	68.6	21.0	6.7	81.0	12.4	10.5	78.1	11.4
電 気 機 器		14.8	70.4	14.8	37.0	51.9	11.1	22.2	63.0	14.8	14.8	77.8	7.4	3.7	88.9	7.4	14.8	66.7	18.5	22.2	66.7	11.1	3.7	77.8	18.5	14.8	74.1	11.1
輸 送 機 器		16.3	60.5	23.3	39.5	44.2	16.3	11.6	65.1	23.3	11.6	83.7	4.7	4.7	83.7	11.6	0.0	83.7	16.3	14.0	69.8	16.3	7.0	74.4	18.6	7.0	86.0	7.0
そ の 他 の 製 造 業		4.0	52.0	44.0	24.0	40.0	36.0	10.0	58.0	32.0	26.0	70.0	4.0	2.0	86.0	12.0	4.0	72.0	24.0	4.0	80.0	16.0	4.0	82.0	14.0	6.0	68.0	26.0

(非製造業)

業 種	項 目	業界の景況			売上高			収益状況			販売価格			取引条件			資金繰り			設備稼働率			雇用人員			在庫数量		
		好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	増加	不変	減少	増加	不変	減少
卸 売 業		5.6	60.1	34.3	30.3	40.4	29.3	10.6	56.1	33.3	44.4	43.4	12.1	2.5	81.8	15.7	3.0	82.8	14.1				4.0	85.4	10.6	16.2	67.2	16.7
小 売 業		1.9	55.2	42.9	18.1	39.4	42.5	5.4	50.5	44.1	41.0	48.9	10.2	1.3	71.4	27.3	1.0	73.0	26.0				1.6	83.5	14.9	10.8	64.4	24.8
商 店 街		2.5	63.9	33.5	18.4	58.2	23.4	5.7	60.1	34.2	41.1	55.1	3.8	0.6	79.7	19.6	0.6	74.7	24.7				1.9	89.9	8.2	8.2	76.6	15.2
サ ー ビ ス 業		5.8	73.4	20.9	27.0	49.6	23.4	7.6	66.2	26.3	32.7	65.1	2.2	4.3	85.3	10.4	4.0	83.1	12.9				5.8	81.7	12.6			
建 設 業		3.0	66.7	30.3	19.0	48.9	32.0	3.5	64.5	32.0	27.3	65.8	6.9		84.8	13.9	0.9	84.0	15.2				2.6	79.7	17.7			
運 輸 業		3.9	49.6	46.5	23.3	52.7	24.0	8.5	48.1	43.4	21.7	74.4	3.9	3.9	86.0	10.1	4.7	73.6	21.7				0.8	82.2	17.1			
そ の 他 の 非 製 造 業		3.4	69.0	27.6	20.7	55.2	24.1	10.3	62.1	27.6	24.1	9.36	3.4	6.9	86.2	6.9	0.0	82.8	17.2				0.0	96.6	3.4			

表7. 全国及び各地域別の【業界の景況・売上高・収益状況】(前年同月比)

(令和 8年 3月 末現在)

〔全 国〕

項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	3.9	60.4	35.7	-31.8	22.0	46.1	31.9	-9.9	7.4	56.8
製造業	4.2	57.8	38.1	-33.9	21.3	44.7	34.0	-12.7	8.3	54.9
非製造業	3.7	62.5	33.8	-30.1	22.5	47.2	30.3	-7.8	6.7	58.1

〔近畿地方〕

項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	2.8	58.1	39.1	-36.3	20.6	46.8	32.7	-12.1	6.0	57.7
製造業	2.6	53.8	43.6	-41.0	23.9	37.6	38.5	-14.6	7.7	56.4
非製造業	3.1	61.8	35.1	-32.0	17.6	55.0	27.5	-9.9	4.6	58.8

滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県

〔北海道・東北地方〕

項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	3.0	61.3	35.7	-32.7	24.9	42.0	33.1	-8.2	7.2	57.0
製造業	1.8	54.9	43.4	-41.6	20.4	38.1	41.6	-21.2	7.1	48.7
非製造業	3.6	65.1	31.3	-27.7	27.6	44.3	28.1	-0.5	7.3	62.0

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

〔中国地方〕

項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	5.9	63.2	31.0	-25.1	31.0	38.9	30.1	0.9	10.5	57.3
製造業	8.0	56.6	35.4	-27.4	28.3	44.2	27.4	0.9	11.5	55.8
非製造業	4.0	69.0	27.0	-23.0	33.3	34.1	32.5	0.8	9.5	58.7

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

〔関東・甲信越地方〕

項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	4.2	64.6	31.1	-26.9	23.2	46.8	30.0	-6.8	9.5	57.6
製造業	4.2	64.2	31.7	-27.5	23.4	47.9	28.7	-5.3	11.3	56.6
非製造業	4.3	65.0	30.7	-26.4	23.0	46.0	31.0	-8.0	8.3	58.3

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県

〔四国地方〕

項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	0.0	62.1	37.9	-37.9	16.7	49.4	33.9	-17.2	4.6	59.8
製造業	0.0	72.2	27.8	-27.8	20.3	48.1	31.6	-11.3	6.3	63.3
非製造業	0.0	53.7	46.3	-46.3	13.7	50.5	35.8	-22.1	3.2	56.8

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

〔東海・北陸地方〕

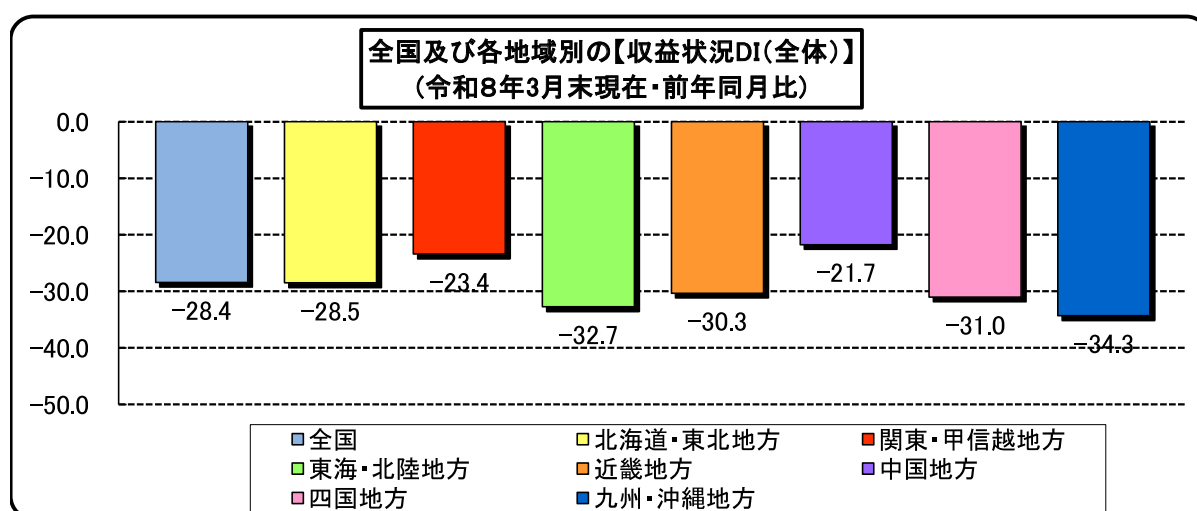
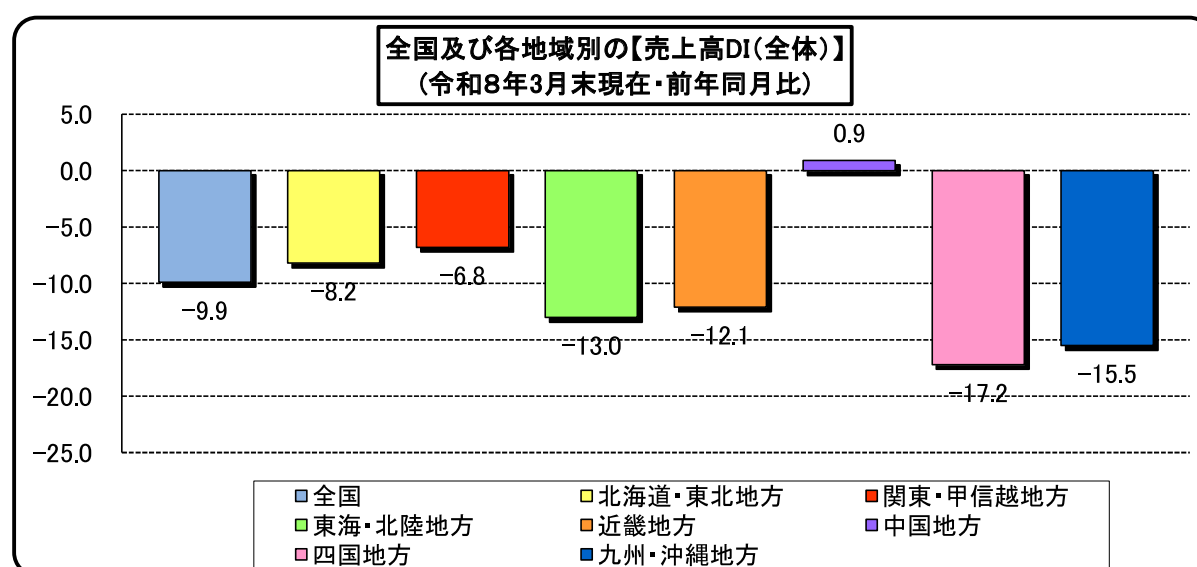
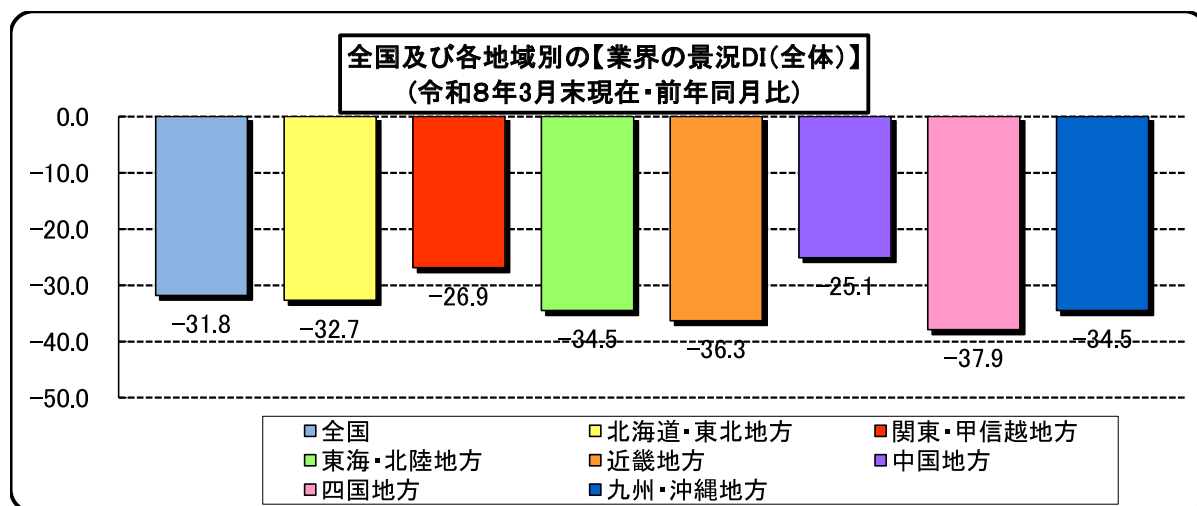
項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	4.6	56.3	39.1	-34.5	18.7	49.6	31.7	-13.0	6.4	54.5
製造業	5.6	52.8	41.5	-35.9	16.9	49.7	33.3	-16.4	7.7	51.3
非製造業	3.6	59.7	36.7	-33.1	20.4	49.5	30.1	-9.7	5.1	57.7

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県

〔九州・沖縄地方〕

項 目	業界の景況				売上高			収益状況		
	好転	不変	悪化	DI	増加	不変	減少	好転	不変	悪化
業 種										
全 体	4.8	55.9	39.3	-34.5	18.7	47.1	34.2	-15.5	5.3	55.1
製造業	4.7	51.3	44.0	-39.3	17.3	41.3	41.3	-24.0	4.0	55.3
非製造業	4.9	58.9	36.2	-31.3	19.6	50.9	29.5	-9.9	6.3	54.9

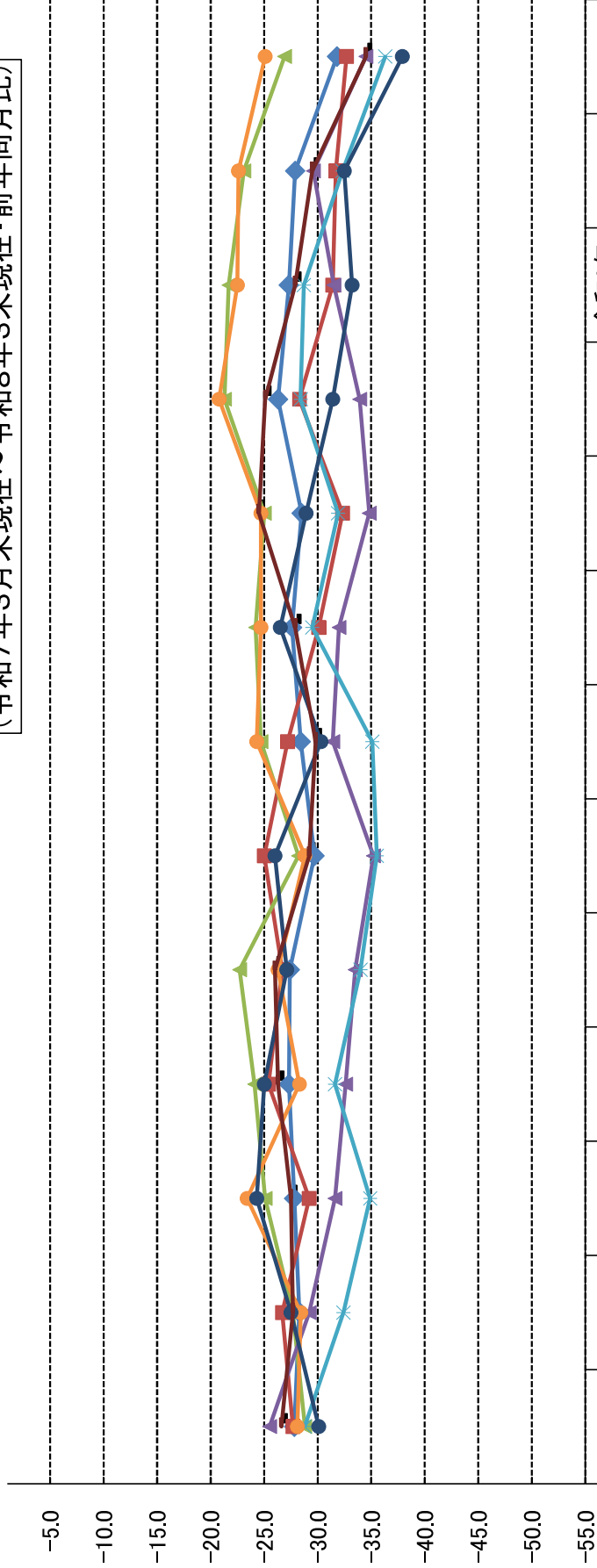
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



〔北海道・東北地方〕
〔関東・甲信越地方〕
〔東海・北陸地方〕
〔近畿地方〕
〔中国地方〕
〔四国地方〕
〔九州・沖縄地方〕

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県
静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県
滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

全国及び各地域別の【業界の景況DI(全体)の推移】
(令和7年3月末現在～令和8年3月末現在・前年同月比)



	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	令和8年 1月末	2月末	3月末
●系列1	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	-27.4	-29.7	-28.4	-27.6	-28.5	-26.3	-27.3	-27.9	-31.8
■系列2	-27.7	-26.7	-29.2	-25.4	-26.7	-25.0	-27.2	-30.1	-32.3	-28.3	-31.4	-31.7	-32.7
▲系列3	-28.8	-27.7	-25.1	-24.1	-22.7	-28.2	-24.7	-24.2	-25.0	-21.3	-21.7	-23.1	-26.9
▼系列4	-25.5	-29.2	-31.6	-32.6	-33.5	-35.2	-31.4	-32.0	-34.8	-33.9	-31.5	-29.6	-34.5
✱系列5	-28.8	-32.4	-34.9	-31.6	-34.0	-35.5	-35.1	-29.5	-31.9	-28.4	-28.7	-32.3	-36.3
●系列6	-28.1	-28.4	-23.4	-28.3	-26.3	-28.8	-24.3	-24.7	-24.7	-20.8	-22.5	-22.6	-25.1
●系列7	-30.1	-27.5	-24.3	-25.0	-27.1	-26.0	-30.3	-26.5	-28.9	-31.4	-33.2	-32.5	-37.9
■系列8	-26.6	-27.7	-27.5	-26.3	-26.0	-29.2	-29.8	-27.9	-24.5	-25.1	-27.9	-29.5	-34.5

〔北海道・東北地方(系列2)〕 北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
〔関東・甲信越地方(系列3)〕 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 長野県, 山梨県
〔東海・北陸地方(系列4)〕 静岡県, 愛知県, 岐阜県, 三重県, 富山県, 石川県, 福井県
〔近畿地方(系列5)〕 滋賀県, 京都府, 奈良県, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県
〔中国地方(系列6)〕 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
〔四国地方(系列7)〕 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
〔九州・沖縄地方(系列8)〕 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

※系列1は全国の数値です。

2026 年 5 月 12 日（火）

《問い合わせ先》
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者 各位

**中堅・中小組合の健闘が続く！
短時間等労働者の時給引き上げ率は一般組合員を上回る！
～2026 春季生活闘争 第 5 回回答集計結果について～**

連合（会長：芳野友子）は 5 月 7 日（木）10:00 時点で、2026 春季生活闘争の第 5 回回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 平均賃金方式で回答を引き出した 4,046 組合の加重平均（規模計）は 16,733 円・5.05%（昨年同時期比 16 円減・0.27 ポイント減）であった。300 人未満の中小組合（2,706 組合）は 13,260 円・4.81%と、金額では昨年同時期を上回った（同 163 円増・0.12 ポイント減）であった。
- 賃上げ分が明確にわかる 3,042 組合の賃上げ分は 11,629 円・3.51%（同 308 円減・0.24 ポイント減）であった。うち中小組合（1,838 組合）は 10,037 円・3.57%と、金額では昨年同時期を上回るとともに（同 268 円増・0.04 ポイント減）、率では全体を上回った。
- 個別賃金 A 方式のその他では、金額で昨年同時期を上回った（同 2,061 円増）。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 76.32 円（同 7.84 円増）と、昨年同時期を上回った。時給の引き上げ率（概算）は 6.26%で、一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。
- 妥結進捗率は 3,941 組合・81.1%で昨年同時期を上回っている。

添付資料：

1. 第 5 回回答集計結果総括表（賃金）..... 2

●連合ホームページにも掲載中：

連合ホームページ＞主な活動＞労働・賃金・雇用＞春闘（春季生活闘争）＞2026 年春闘
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2026.html>



●今後の公表予定：

6 月 4 日（木） 第 6 回回答集計結果（5 月末） 連合ホームページ掲載
7 月 3 日（金） 第 7 回（最終）回答集計結果（6 月末） 連合ホームページ掲載



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2026回答（2026年5月12日公表）				昨年対比	2025回答（2025年5月8日公表）			
	集計組合数	定昇相当込み賃上げ計		率		集計組合数	定昇相当込み賃上げ計		率
	集計組合員数	額	率			集計組合員数	額	率	
	4,046 組合 2,691,253 人	16,733 円	5.05 %	▲ 16 円 ▲ 0.27 ポイント		3,809 組合 2,732,621 人	16,749 円	5.32 %	
300人未満 計	2,706 組合 268,927 人	13,260 円	4.81 %	▲ 163 円 ▲ 0.12 ポイント		2,520 組合 256,643 人	13,097 円	4.93 %	
～99人	1,588 組合 68,727 人	11,518 円	4.43 %	▲ 94 円 ▲ 0.12 ポイント		1,440 組合 63,734 人	11,424 円	4.55 %	
100～299人	1,118 組合 200,200 人	13,864 円	4.93 %	▲ 219 円 ▲ 0.11 ポイント		1,080 組合 192,909 人	13,645 円	5.04 %	
300人以上 計	1,340 組合 2,422,326 人	17,111 円	5.07 %	▲ 34 円 ▲ 0.29 ポイント		1,289 組合 2,475,978 人	17,145 円	5.36 %	
300～999人	859 組合 462,765 人	15,434 円	5.06 %	▲ 290 円 ▲ 0.08 ポイント		810 組合 436,151 人	15,144 円	5.14 %	
1,000人～	481 組合 1,959,561 人	17,488 円	5.07 %	▲ 82 円 ▲ 0.33 ポイント		479 組合 2,039,827 人	17,570 円	5.40 %	

※ 2026年と2025年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2026回答 (2026年5月12日公表)				賃上げ分 昨年対比	2025回答 (2025年5月8日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分	
300人未満 計	3,042 組合 2,391,973 人	17,120 円 5.13 %	11,629 円 3.51 %	▲ 308 円 ▲ 0.24 ポイント	2,859 組合 2,523,254 人	17,102 円 5.39 %	11,937 円 3.75 %		
	1,838 組合 210,286 人	14,113 円 4.99 %	10,037 円 3.57 %	268 円 ▲ 0.04 ポイント	1,701 組合 197,827 人	13,860 円 5.09 %	9,769 円 3.61 %		
	～99人	927 組合 45,341 人	12,787 円 4.75 %	8,915 円 3.31 %	118 円 ▲ 0.08 ポイント	848 組合 43,592 人	12,627 円 4.85 %	8,797 円 3.39 %	
	100～299人	911 組合 164,945 人	14,470 円 5.06 %	10,345 円 3.64 %	302 円 ▲ 0.02 ポイント	853 組合 154,235 人	14,195 円 5.15 %	10,043 円 3.66 %	
300人以上 計	1,204 組合 2,181,687 人	17,399 円 5.14 %	11,783 円 3.50 %	338 円 ▲ 0.26 ポイント	1,158 組合 2,325,427 人	17,383 円 5.41 %	12,121 円 3.76 %		
	767 組合 414,443 人	15,787 円 5.16 %	11,218 円 3.68 %	95 円 ▲ 0.08 ポイント	720 組合 389,658 人	15,628 円 5.28 %	11,123 円 3.76 %		
	300～999人	437 組合 1,767,244 人	17,757 円 5.14 %	11,916 円 3.46 %	406 円 ▲ 0.30 ポイント	438 組合 1,935,769 人	17,731 円 5.44 %	12,322 円 3.76 %	
	1,000人～								

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2026回答（2026年5月12日公表）				引上げ額／率 昨年対比	2025回答（2025年5月8日公表）			
	集計組合数	引上げ額	改定前水準	引上げ率		集計組合数	引上げ額	改定前水準	引上げ率
	集計組合員数	引上げ率	到達水準			集計組合員数	引上げ率	到達水準	
A方式35歳	190 組合	10,549 円	291,063 円	▲ 1,147 円 ▲ 0.51 ポイント	177 組合	11,696 円	283,497 円	▲ 936 円 ▲ 0.39 ポイント	
	96,106 人	3.62 %	301,612 円		91,765 人	4.13 %	295,126 円		
A方式30歳	192 組合	10,329 円	264,611 円	▲ 936 円 ▲ 0.39 ポイント	178 組合	11,265 円	262,742 円	▲ 2,061 円 ▲ 0.41 ポイント	
	124,657 人	3.90 %	274,940 円		106,703 人	4.29 %	274,007 円		
A方式その他	60 組合	13,617 円	327,752 円	2,061 円 0.41 ポイント	91 組合	11,556 円	308,733 円	▲ 1,720 円 ▲ 0.76 ポイント	
	152,214 人	4.15 %	341,368 円		202,138 人	3.74 %	320,273 円		
B方式35歳	151 組合	15,575 円	289,506 円	▲ 1,720 円 ▲ 0.76 ポイント	145 組合	17,295 円	281,730 円	▲ 2,071 円 ▲ 1.07 ポイント	
	90,068 人	5.38 %	305,081 円		91,351 人	6.14 %	299,025 円		
B方式30歳	128 組合	16,571 円	256,566 円	▲ 2,071 円 ▲ 1.07 ポイント	112 組合	18,642 円	247,474 円	▲ 1,113 円 ▲ 0.43 ポイント	
	47,643 人	6.46 %	273,136 円		39,422 人	7.53 %	266,116 円		
C方式35歳	93 組合		317,309 円		113 組合		311,485 円		
	138,957 人		332,701 円		277,140 人		326,071 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技術職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技術職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくら引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくらにするかを要求する方式。

回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2026回答 (2026年5月12日公表)				昨年対比	2025回答 (2025年5月8日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)			集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)
単純平均	306 組合 845,480 人	70.36 円	1,302.59 円	5.34 円	0.12 ポイント	280 組合 808,433 人	65.02 円	1,231.20 円
		5.70 %					5.58 %	
加重平均		76.32 円	1,294.66 円	7.84 円	0.33 ポイント		68.48 円	1,224.09 円
		6.26 %					5.93 %	
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)		昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
単純平均	90 組合 20,024 人	12,022 円	4.92 %	700 円		89 組合 20,434 人	11,322 円	4.79 %
加重平均		12,173 円	4.98 %	834 円			11,339 円	4.77 %

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

基幹的労働者	2026回答 (2026年5月12日公表)				昨年対比	2025回答 (2025年5月8日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)			集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率
基幹的労働者	闘争前協約あり					闘争前協約なし	
	闘争前水準	回答組合数	回答額			回答組合数	回答額
	18歳月額	193,675 円	204 組合	207,143 円		8 組合	216,595 円
時間額	1,178 円	38 組合	1,231 円			1 組合	1,311 円
基幹的労働者以外	闘争前水準					闘争前協約なし	
	18歳月額	189,652 円	296 組合	203,346 円		121 組合	210,137 円
	時間額	1,111 円	155 組合	1,166 円		63 組合	1,147 円

※ 要求提出組合の単純平均

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ 〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金		2026回答 (2026年5月12日公表)			昨年対比	2025回答 (2025年5月8日公表)		
		集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	1,719 組合 1,604,373 人	5.07 月	▲ 0.05 月		1,780 組合 1,651,290 人	5.12 月	
	金額	827 組合 761,428 人	1,783,426 円	122,313 円		706 組合 662,766 人	1,661,113 円	
季別	月数	1,541 組合 1,311,760 人	2.53 月	▲ 0.03 月		1,605 組合 1,349,847 人	2.56 月	
	金額	858 組合 529,565 人	822,065 円	52,728 円		887 組合 564,457 人	769,337 円	
短時間労働者 一時金		2026回答 (2026年5月12日公表)			昨年対比	2025回答 (2025年5月8日公表)		
		集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	39 組合 46,543 人	1.15 月	▲ 0.38 月		32 組合 60,486 人	1.53 月	
	金額	43 組合 60,302 人	97,096 円	▲ 34,908 円		34 組合 90,741 人	132,004 円	
季別	月数	48 組合 71,447 人	0.46 月	▲ 0.17 月		21 組合 49,001 人	0.63 月	
	金額	74 組合 78,463 人	61,350 円	7,613 円		23 組合 72,153 人	53,737 円	
契約社員 一時金		2026回答 (2026年5月12日公表)			昨年対比	2025回答 (2025年5月8日公表)		
		集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	35 組合 3,851 人	2.36 月	▲ 0.21 月		38 組合 4,795 人	2.57 月	
	金額	15 組合 3,572 人	256,987 円	▲ 150,744 円		13 組合 2,713 人	407,731 円	
季別	月数	70 組合 13,032 人	1.36 月	0.15 月		38 組合 7,145 人	1.21 月	
	金額	42 組合 9,316 人	278,236 円	62,206 円		8 組合 3,882 人	216,030 円	

回 答 集 計

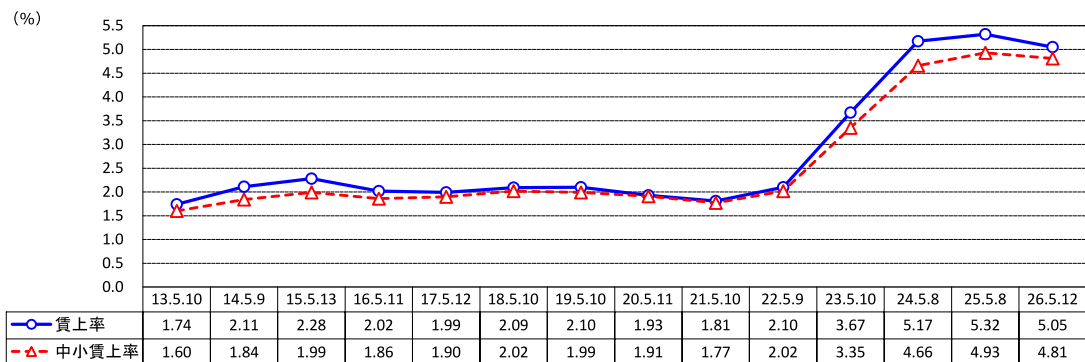
3. 要求状況・妥結進捗状況

〔注〕率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

		2026回答（2026年5月12日公表）		2025回答（2025年5月8日公表）	
		組合数	率	組合数	率
集計組合 計		7,878 組合		7,518 組合	
要求を提出（賃金に限らず全ての要求）		5,845 組合	74.2 %	5,844 組合	77.7 %
うち、月例賃金改善（定昇維持含む）を要求		4,857 組合	61.7 %	4,952 組合	65.9 %
要求検討中・要求状況不明		2,033 組合	25.8 %	1,674 組合	22.3 %
要求提出組合（月例賃金改善限定）		4,857 組合		4,952 組合	
妥結済	ヤマ場週より前 （2026:3/15まで・2025:3/9まで）	251 組合	5.2 %	134 組合	2.7 %
	先行組合回答ゾーン （2026:3/16-19・2025:3/10-14）	775 組合	16.0 %	827 組合	16.7 %
	3月内決着回答ゾーン《前半》 （2026:3/20-27・2025:3/15-21）	978 組合	20.1 %	830 組合	16.8 %
	3月内決着回答ゾーン《後半》 （2026:3/28-31・2025:3/22-31）	522 組合	10.7 %	1,077 組合	21.7 %
	4月中	897 組合	18.5 %	739 組合	14.9 %
	5月中	7 組合	0.1 %	1 組合	0.0 %
	確認中	511 組合	10.5 %	221 組合	4.5 %
	小計	3,941 組合	81.1 %	3,829 組合	77.3 %
	未妥結	916 組合	18.9 %	1,123 組合	22.7 %
妥結済組合（月例賃金改善限定）		3,941 組合		3,829 組合	
賃金改善分獲得		2,317 組合	58.8 %	2,401 組合	62.7 %
定昇相当分確保のみ（協約確定含む）		32 組合	0.8 %	55 組合	1.4 %
定昇相当分確保未達成		2 組合	0.1 %	0 組合	0.0 %
確認中（※）		1,590 組合	40.3 %	1,373 組合	35.9 %

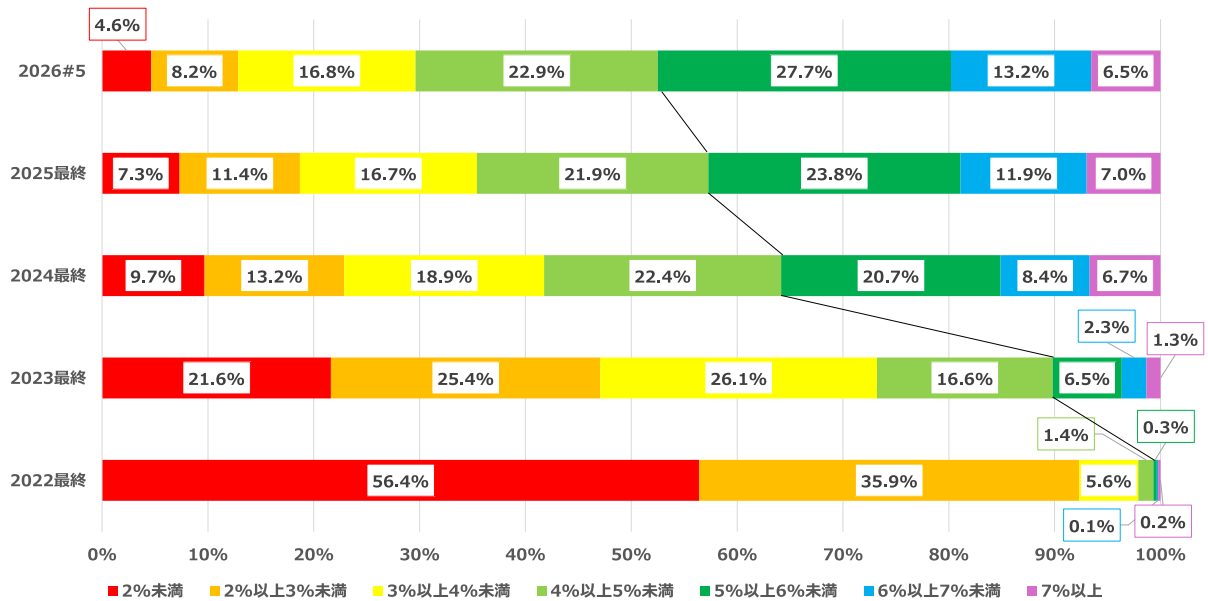
※賃金改善分と定昇相当分を分離できず、定昇相当分込みの計のみ把握している組合は、「確認中」に含まれている。

2013以降の第5回回答集計結果の推移

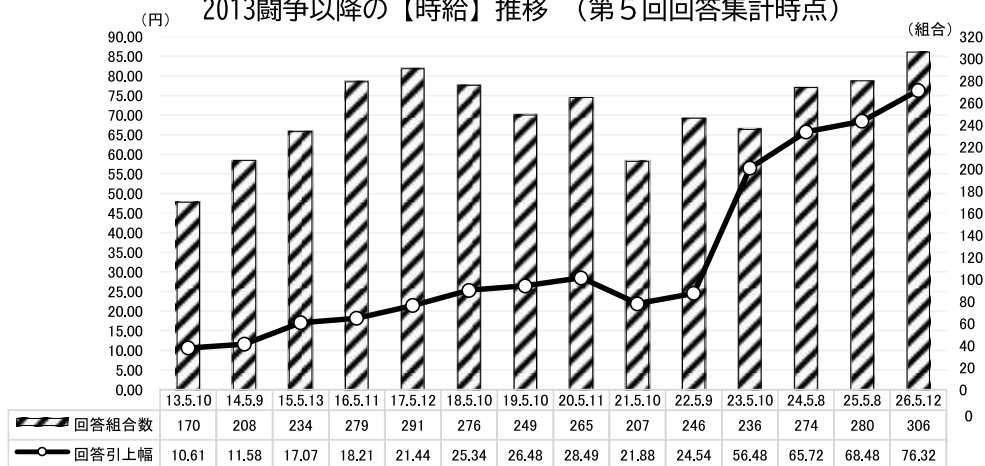


※各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当分込み賃上げ率

定昇込みの賃上げ率の単組数の比率(規模計)

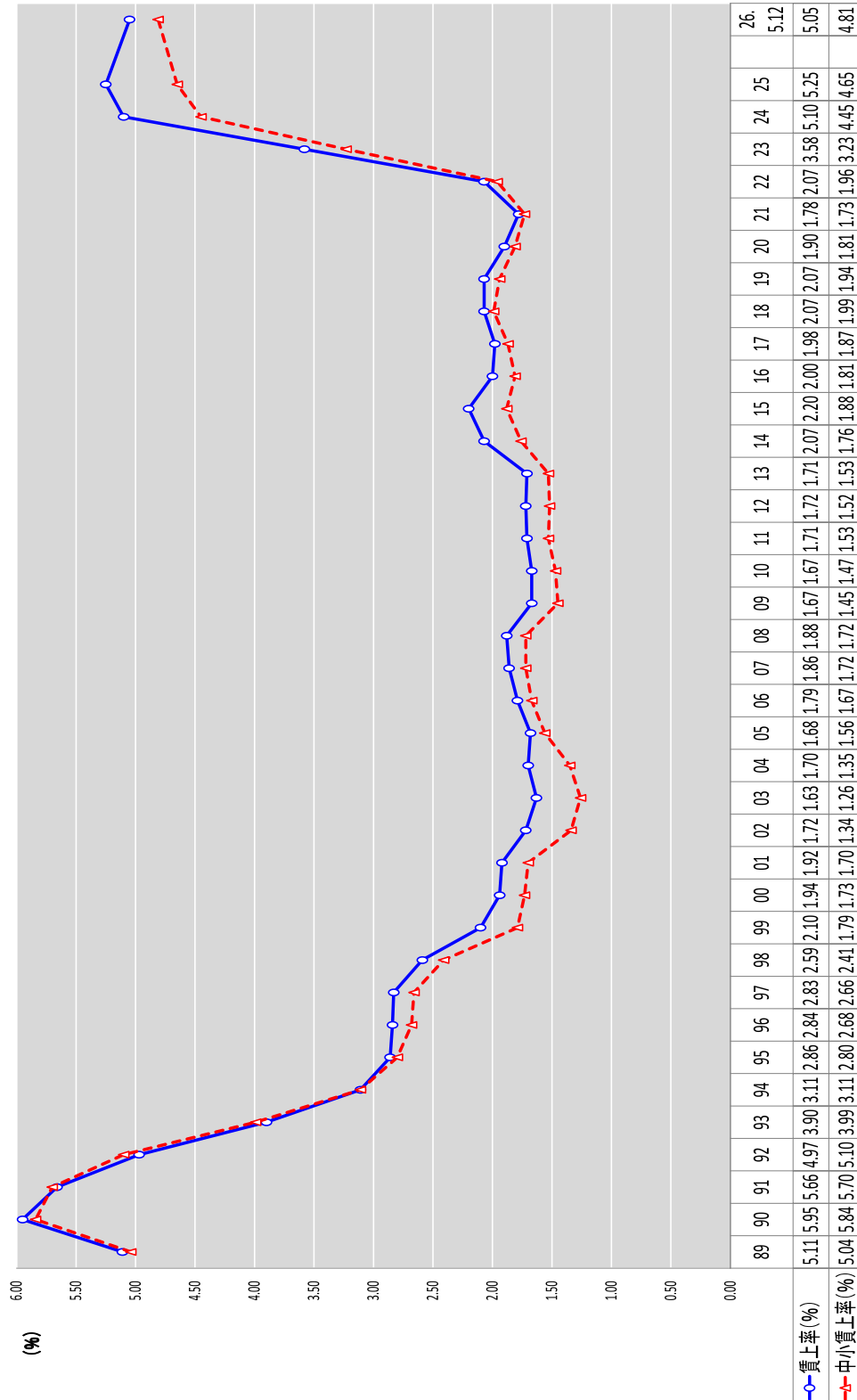


有期・短時間・契約等労働者の賃上げ
2013闘争以降の【時給】推移 (第5回回答集計時点)



※2014 年は第 6 回回答集計

平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注)1989～2025年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

兵庫労働局長 殿
 兵庫労働局賃金室長 殿
 兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

2026年 5月15日

兵庫県労働組合総連合
 議長 成山 太志



最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

2025年度の兵庫県最低賃金は時給1,116円とされましたが、単身者が人間らしい生活を送るために必要な水準には遠く及びません。兵庫県内で実施した最低生計費試算調査では、単身の若者が暮らしていくためには月額25万円以上、時給換算で1,700円以上が必要です。

また、物価高騰に賃金が追いつかず、実質賃金のマイナスが続いていること、最低賃金近傍労働者の生活が厳しいこと、健康で文化的な生活を営むために必要な水準に到達していないことが社会的に問題となっています。

一方で、中小企業・小規模事業者にとっても、原材料費、エネルギーコスト、人件費の上昇が重くのしかかっており、最低賃金の引き上げを実現するためには、直接的かつ継続的な支援が不可欠です。兵庫地方最低賃金審議会自身も、価格転嫁対策の強化、業務改善助成金の拡充、賃上げ支援助成金の充実、公定価格分野への支援などを政府に強く要望しています。

以上を踏まえ、下記の事項を強く要請します。

■ 要 請 項 目 ■

1. 兵庫県最低賃金を直ちに時給1,700円へ引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制度の実現に向けて国に上申すること。
3. 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への直接支援を抜本的に拡充すること。
4. 業務改善助成金について、対象要件の緩和、支給額の引き上げ、申請手続きの簡素化を行い、すべての中小零細事業者が活用できる制度とすること。
5. キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金など、賃上げを支援する各種制度を大幅に拡充すること。
6. 看護、介護、保育、福祉、書籍販売など、価格転嫁が困難な分野については、公定価格や委託費の見直しを含めた特別な支援策を講じること。
7. 社会保険料の企業負担軽減、消費税負担の軽減、下請取引適正化など、中小企業が賃上げしやすい環境整備を進めること。
8. より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

最低賃金の引き上げは、低賃金労働者の生活改善だけでなく、地域経済の活性化、人手不足の解消、消費拡大にもつながります。兵庫県内で働くすべての人が、人間らしく安心して暮らせる賃金水準を実現するため、貴職におかれましては、上記要請事項の実現に向けて最大限努力されるよう求めます。

以上

2026年 4月 8日

兵庫労働局
局長 金成真一様兵庫県パートナーネットワーク
共同代表 山本三千子ひょうご地域労働運動連絡会
議長 酒井 浩二ひょうごユニオン
委員長 岡 崎 進NPO法人ひょうご働く人の相談室
理事長 大槻信夫

申 入 書

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

私たちは労働運動の諸課題を前進させるために、県下の労働組合と関連する団体で構成する共同組織です。今春闘では「ひょうご非正規春闘実行委員会」を立ち上げ、正規と非正規労働者の均等待遇や最低賃金引上げをめざし活動を進めています。

26春闘では集中回答日の3月18日、大手企業では満額回答が相次いで出されました。その一方で、労働者の7割を占める中小・零細企業では賃上げ原資の確保や価格転嫁の遅れなどにより、企業間格差の拡大が鮮明になっています。その上、米国・イスラエルのイラン攻撃の影響で原油価格が急騰し、働き手が賃上げを実感する実質賃金のプラス転換が定着するかは不透明となっています。

このような中で私たちは、2月23日にJR元町駅周辺で最低賃金1,500円のは非を問うシール投票を行いました。1時間ほどで259人に協力していただきました。結果は、242人93%が「最低賃金1,500円は必要」と回答し、反対意見は13人でした。大手企業の春闘の結果が非正規職労働者へと波及しにくい構造に加えて、4年におよぶ円安・物価高のもとで最低賃金を引き上げていくことは喫緊の課題と言えないでしょうか。

この状況を踏まえ、非正規職労働者の待遇改善に向けて、私たちの日常活動を通じて感じていることを含めて、下記のとおり、貴局に対する申し入れ事項をまとめました。

ついては、貴局として書面にて回答いただくとともに、私たちの意見交換の場を設定していただきますよう要請します。

記

1. 最低賃金について

- (1) 右破政権時に掲げていた2020年代に「平均最低賃金1,500円」を、現政権でも引き続き目標と明言し、1年でも早く達成できるよう上申されたい。また、現行の「地域別最低賃金」

- 制度では東京と最低額の差は203円で、年間約36.5万円もの年収格差が生じています。そこで、私たちは物価上昇に見合う全国一律の最低賃金制度に改めるように申し入れます。
- (2) 最低賃金地方審議会において、労働側委員は大手の労働組合からだけを選出するのではなく、中小・零細企業で働く未組織労働者たちから相談を受けている、個人加盟の労働組合からも委員を選出するように改善されたい。
- (3) 最低賃金地方審議会の委員が、零細企業の職場を訪問し、実際に働いている人から賃金についての意見を聞くようにされたい。
- (4) 現行の最低賃金の発効日は、「公示の日から起算して30日を経過した日」(最低賃金法第14条2項)となっていますが、「(労働局長の)公示から30日」として法律を改正するよう上申されたい。

例年であれば、全国的に10月1日が多く、遅れても2～3日程度でした。ところが、2025年の最低賃金では、10月発効は20都道府県にとどまり、11月発効が13府県、12月8県、翌年1月4県、3月2県となっています。

最低賃金法では「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」とありますが、秋田県では3月31日の発効になりました。最低賃金は80円と平均引き上げ額を上回りましたが、半年遅れたことで、平均すると40円しか上がっていないことになりました。これでは最低賃金を引き上げる効果は半減します。

兵庫県でも同じことが起こらないようにするために、答申からの日数を定めるよう求めます。

- (5) 最低賃金の周知は年々強化されているが、いまだに最低賃金を下回る時間給で働かされている人からの相談がある。個人事業主や10人未満の零細企業を中心に、周知の強化を実施されるとともに、随時監督では重点項目として位置づけられたい。

2. 同一労働同一賃金、非正規労働者の待遇改善について

2025年11月、厚労省は「同一労働同一賃金ガイドライン」の見直し案を公表し、最高裁判決に基づき、賞与、退職金、夏季・冬季休暇等の不合理な待遇差を明確化・厳格化しました。見直し案の基本的な考え方は、本指針に原則となる考え方や具体例が示されていない待遇であっても不合理と認められる可能性があること、また、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系を議論するに当たり、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の意向を十分に考慮すべきであることが明記されています。

さらに、短時間・有期雇用労働者や派遣労働者の待遇の改善という目的に鑑み、通常の労働者の労働条件を不利益に変更する方法ではなく、短時間・有期雇用労働者や派遣労働者の労働条件の改善を図ることが原則であることが示されています。そのことを踏まえて、以下のことを求めます。

- (1) 働き方改革関連法の施行5年後の見直しとして、今回のガイドライン案に示されている非正規雇用労働者の待遇格差の事例について、兵庫労働局が把握している相談件数とその主な内容について明らかにされたい。また、見直し案が真に実効あるものとなるよう短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の意向を考慮・反映した内容となるよう上申されたい。

- (2) 合理的理由のない有期労働契約を規制し、5年で契約満了を規定している企業に対して、明確な合理性を採用時に説明するよう法改正を上申されたい。

- (3) 最賃アップに伴い労働者の同意なく、会社都合で確定したシフトを一方的に削減する「シフトカット」の相談事例が増えている。会社都合で休業させる場合は、平均賃金の60%以上の「休業手当」を支払う義務が発生することを、周知徹底されたい。

- (4) 有期労働契約労働者の育児休業取得について、雇用契約期間にかかわらず、雇止めになるまで育児休業給付金を受給できるように法改正を上申されたい。

- (5) 有期労働契約で6年目以降の契約を合理的理由なく更新を拒否されている場合、育児休業給付金を受給できなくなっている。民事的な争い(裁判や労働組合での交渉など)になっている場合は、継続の更新が「未定」として、育児休業給付金の受給ができるようハローワークに通知されたい。

< 具体的事例 >

実際に起こっているケースです。有期労働契約4年目の女性が、2025年12月に出産し、2026年1月末から育児休業に入りました。この女性の場合、有期労働契約のため育児休業給付金を受給するためには、子どもが1歳6ヵ月になる2027年6月まで雇用が継続されなければ、育児休業給付金を受給することができません。

ところが、企業は、入社時の2022年には無期転換ができるとしながら、詳細な説明もなく経営悪化を理由に「2027年3月31日を限度」に契約の更新を拒否しています。6年目以降になると無期転換の権利が発生するため、更新を拒否しています。

現在、労働組合と交渉をすることになっていますが、会社側が更新をしないことを明確にしたため、育児休業給付金を受給できないだけでなく、復職する職場も奪われることになりました。子どもを産んで、生活ができなくなっています。

有期労働者の育児休業取得を「子が1歳6ヵ月に達する日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと」と定めているのは、一般的には1年更新が多く、有期労働契約で働く人にも育児休業が取得できること、安心して子育てができるように考えられた法律のほうです。法の趣旨に反し、有期労働契約で働く人が育児休業を安心して取得できなくなるような運用をする企業に対しては、厳しく指導すべきです。

指導および法改正されるように要望します。

重点支援地方交付金

事務連絡

令和7年12月16日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

御中

内閣府地方創生推進室

令和7年度補正予算の成立を踏まえた
「重点支援地方交付金」の取扱い等について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）については、「重点支援地方交付金」の拡充について」（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）が計上された令和7年度補正予算が成立しました。

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）を改正し、重点支援地方交付金の取扱いについて下記のとおり定めるとともに、地方公共団体職員向けのQ&Aを作成しましたので、お知らせします。

つきましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り年内での予算化に向けた検討を引き続き進めていただくとともに、執行にあたっては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、庁内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 重点支援地方交付金の取扱いについて

これまで、重点支援地方交付金については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市区町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いいたします。

2. 重点支援地方交付金の対象について

(1) 交付対象事業

○基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和7年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・ 地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・ 地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業

○推奨事業メニュー

以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

【生活者支援】

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

【事業者支援】

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農

林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

○「①食料品の物価高騰に対する特別加算」について

今般の補正予算において計上された食料品の物価高騰に対する特別加算（0.4兆円）については、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施していただくこととしております。

この活用にあたっては、支援対象者や支給方法、支給額などの具体的な事業内容については、各市区町村にご判断にいただくこととしております。また、事業内容として、生活者への食料品の支援が含まれる場合は、広く消費下支えの取組に活用いただくなど、柔軟に活用いただくこととしております。

詳細については別添2をご参照ください。

（２）対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用

（物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる）

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当

すると認められるもの

- ③ 令和7年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和12年度末[※]まで、
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和9年度末[※]までに廃止するものであること
- ※ 令和7年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

3. 交付限度額について

令和7年度補正予算で措置された2兆円を配分することとします。推奨事業メニューに係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙1（14）の算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・ 都道府県分 $\alpha = 1.000672519$
 $\gamma = 1.003590165$
- ・ 市町村分 $\alpha = 1.001310508$
 $\delta = 0.997903435$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの交付限度額は、別途通知します。

4. 重点支援地方交付金の活用に当たっての留意点について

重点支援地方交付金の活用に当たっては、迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施を図っていただくとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たしていただくようお願いします。

（各府省庁からの情報提供について）

「重点支援地方交付金」の拡充について」（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、各府省庁において、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が速やかに提供されておりますので、推奨事業メニューを活用した支援の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」(令和4年11月4日付け事務連絡)のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(迅速かつ効率的・効果的な事業の実施について)

事業の実施に当たっては、迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施が図られるよう工夫してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添3を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

(会計検査院からの指摘について)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご留意ください。

①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等(一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの)に対する支援事業(運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの)については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあります。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの(住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。)については、各地方公共団体において、別紙1の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等(給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。)については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付

対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

5. 地方公共団体における予算化の検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、予算化の検討状況、予算計上時期、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いいたします。

6. 実施計画の作成と提出について

(1) 実施計画の提出期限

今般措置された重点支援地方交付金の「推奨事業メニュー」に関する令和7年度補正予算に係る令和7年度実施計画については、令和7年度の提出(令和8年1月23日締切)においてご提出ください(別紙2)。また、実施計画の提出期限後に内閣府地方創生推進室において実施計画の確認(掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等)を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、内閣府までご相談ください。

なお、令和7年度実施計画には、国の令和7年度補正予算のほかに国の令和6年度補正予算及び令和7年度予備費に係る事業がある地方公共団体においては、当該事業を記載してご提出ください。

(令和7年度補正予算に係る令和7年度実施計画について)

令和7年度の提出期限：**令和8年1月23日(金) 12:00【厳守】(全団体)**

(2) 実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、従来と同様に、各都道府県を通じ、内閣府地方創生推進室まで、メールにて提出していただく予定です。具体的な提出方法については追って連絡します。

(3) 提出資料

提出資料は、従来と同様に、令和7年度実施計画、チェックリスト、基金調べ(該当ある場合)です。各様式及び記入要領は、追って連絡します。

(4) 令和7年度実施計画の変更について

提出した令和7年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。重点支援地方交付金の趣旨も踏まえ、

早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします。

(5) 令和7年度実施計画の公表について

重点支援地方交付金を活用して実施する事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和7年度実施計画を地方公共団体のホームページ等で速やかに公表してください。

7. 実施状況の公表及び効果の検証について

重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、これまでも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）においても、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定していますので、ご注意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和5年8月7日付け事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じたアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行い、事業完了の翌年度末までに公表してください。

また、事業完了の翌々年度の4月には、実施状況及びその効果の公表の完了を内閣総理大臣あてにご報告いただくこととしております。報告の様式については後日改めて連絡します。なお、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご注意ください。

実施計画の提出に当たっては、過年度の事業の実施状況及びその効果の検証結果を踏まえ、さらに効果が高まるようにご留意の上、事業内容を記載ください。

さらに、令和7年度中に完了した事業等を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

<関係資料一覧>

- 別添 1 重点支援地方交付金の追加
- 別添 2 食料品の物価高騰に対する特別加算について
- 別添 3 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例
- 別添 4 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱
- 別添 5 令和 7 年度補正予算 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 地方公共団体職員向け Q & A (第 1 版)
- 別紙 1 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別紙 2 令和 7 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール

以上

【問合せ先】

(制度の内容・予算執行に関する内容について)

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

【別紙様式】

〇〇県（市）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。

事業名	△△事業を実施する者に対する支援金の交付		
総事業費 (千円)	××千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	☆☆千円
事業概要	①目的 物価高騰の影響で採算が悪化している△△事業について、その継続を図り、△△事業の縮小・廃止等による〇〇県（市）民の生活への悪影響を回避する。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：1事業者×■千円＝■千円 (■千円の内訳) ・施設維持管理費 ★百万円×★回 ・運営費 ★百万円×★月 ③交付対象 1) 交付対象者 △△事業を実施する者（株式会社□□）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 △△事業は、物価高騰の影響で採算が悪化しているが、△△事業に代わる事業は存在せず、△△事業の縮小、廃止等は、〇〇県（市）民の生活に××という形で悪影響を及ぼすため、△△事業の唯一の実施主体である株式会社□□を交付対象者として、支援金を交付する。 ④期待される効果 物価高騰の影響下においても、△△事業の継続が図られることにより、〇〇県（市）民の××が維持され、その生活の安定が確保される。		
物価高の克服（経済対策）との関係	△△事業は、物価高騰に伴う・・・の大幅な減少により、令和☆年☆月～☆月の業績が、前年同期比・％悪化し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。 株式会社□□を交付対象者として支援金を交付し、△△事業の継続を支援する本事業は、物価高騰の影響を受けている事業者の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱

令和 5 年 11 月 29 日
府 地 創 第 3 2 7 号
令和 5 年 12 月 22 日
一 部 改 正
令和 6 年 4 月 1 日
一 部 改 正
令和 6 年 12 月 17 日
一 部 改 正
令和 7 年 4 月 1 日
一 部 改 正
令和 7 年 5 月 27 日
一 部 改 正
令和 7 年 12 月 16 日
一 部 改 正

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第 1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）に掲げる物価高から国民生活を守るの事項、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）に掲げる物価高の克服の事項又は「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）に掲げる生活の安全保障・物価高への対応の事項（以下「経済対策」という。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

第3 交付金の交付の対象

1 交付対象者

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）とする。

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であること。
- 二 地方公共団体の令和5年度予算、令和6年度予算若しくは令和7年度に計上され実施される事業又は令和5年度予算、令和6年度予算若しくは令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和5年4月1日以降に実施される事業であること。

3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第4 交付限度額

- 1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙1により算定される額とする。

- 2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

第5 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業と経済対策との関係
- 四 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 五 事業実施期間
- 六 その他必要な事項

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

3 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表

地方公共団体は、実施計画に基づき交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果を事業が完了した日の属する年度（以下「事業完了年度」という。）の翌年度末までにインターネット等の利用により公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月末までに内閣総理大臣に公表の完了を報告するものとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、内閣総理大臣が別に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内となる

ことを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

第 7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第 6 により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第 8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第 9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 10 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この決定は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この決定は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この決定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この決定は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

附 則
この決定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この決定は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。

附 則
この決定は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。

別紙 1

各地方公共団体の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る交付限度額は、都道府県については以下の(1)、(11)、(13) 及び (14) の算定額、市町村分については以下の(1) から(14) の算定額の合計額とする。

(1) 令和 5 年 11 月 29 日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあつては、当該算定した額に令和 5 年 10 月 16 日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F)×G」とあるのは「ウクライナからの避難民×400×F)」と読み替えるものとする。

算式

$840 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 660 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times G \times \gamma$

※840 円×人口×A×B×C×α 及び 660 円×(事業所数×β×D+人口×E×F)×G×γ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

～以下、中略～

(14) 令和7年12月16日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$1,980 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha + 2,270 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G) \times H \times I \times \gamma$$

※1,980円×人口×A×B×C×D×α及び2,270円×(事業所数×β×E＋人口×F×G)×H×I×γに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都 道 府 県 区 分	率
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率（令和6年10月分から令和7年9月分までの2020年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の2020年基準消費者物価指数のうち「総合」に係る指数をいう。）の合計数を令和5年10月分から令和6年9月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から1を控除して得た数をいう。以下（14）において同じ。）が0.03242以上の都道府県	1.10
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率が0.03029以上0.03242未満の都道府県	1.05
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率が0.03029未満の都道府県	1.00

B：年少者人口割合×0.5＋高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める

年少者住基人口の割合（0.113）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.289）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

C：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都 道 府 県 区 分	率
一人当たり県民所得が 2,712 千円未満の都道府県	1.4
一人当たり県民所得が 2,712 千円以上 2,946 千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得／ 1,000×－ 0.00171＋ 6.03766
一人当たり県民所得が 2,946 千円以上の都道府県	1.0

D：当該都道府県の普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる人口にそれぞれイ算式の符号Dに定める率を乗じて得た数値の合計数を当該率を乗ずる前の数値で除して得た率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α ：別に定める乗率

β ：22.172930537

E：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都 道 府 県 区 分	率
中小企業割合が 0.99885 以上の都道府県	1.3
中小企業割合が 0.99693 以上 0.99885 未満の都道府県	中小企業割 合×156.250

	－154.770
中小企業割合が 0.99693 未満の都道府県	1.0

F：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.33
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.63
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.67
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.56
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.91
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.89
同上 900,000 人を超える数	0.83

G：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都 道 府 県 区 分	率
第一次産業就業者数割合が 0.078 以上の都道府県	1.3
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.078 未満の都道府県	第一次産業 就業者数割 合×6.81896 +0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1.0

H：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都 道 府 県 区 分	率
地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合（令和5年度から令和7年度までの地域別最低賃	1.3

金の引上げ額（令和7年度に決定された地域別最低賃金額から令和5年度に決定された地域別最低賃金額を控除した額）を、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に提示した令和6年度及び令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安の合計額で除して得た数をいう。以下（14）アにおいて同じ。）が1.25以上の都道府県	
地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合が1.00以上1.25未満の都道府県	地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合× 1.200 - 0.200

I : (1.21－財政力指数) × 1.3 + 0.2

I が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（14）において同じ。

γ：別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分（食料品の物価高騰に対する特別加算分を含む。）

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$1,770 \text{ 円} \times \text{人口} \times (A \times B \times C \times D \times \alpha + A' \times B \times C \times \beta) + 2,030 \text{ 円}$$

$\times (\text{事業所数} \times \gamma \times E + \text{人口} \times F \times G \times H) \times I \times \delta$
 ※1,770 円 $\times$ 人口 $\times A \times B \times C \times D \times \alpha$ 、1,770 円 $\times$ 人口 $\times A' \times B \times C \times \beta$ 及び 2,030 円 $\times (\text{事業所数} \times \gamma \times E + \text{人口} \times F \times G \times H) \times I \times \delta$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。
 ※食料品の物価高騰に対する特別加算分は、1,770 円 $\times$ 人口 $\times A' \times B \times C \times \beta$ により算定。

算式の符号

A：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03242 以上の都道府県庁所在市等	1.10
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03029 以上 0.03242 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03029 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号 A に規定する率とする。

A'：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
消費者物価指数（食料）の伸び率（令和 6 年 10 月分から令和 7 年 9 月分までの 2020 年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の 2020 年基準消費者物価指数のうち「食料」に係る指数をいう。）の合計数を令和 5 年 10 月分から令和 6 年 9 月分までの 2020 年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から 1 を控除して得た数をいう。以下（14）イにおいて同じ。）が 0.06596 以上の都道府県庁所在市等	1.10
消費者物価指数（食料）の伸び率が 0.06074 以上 0.06596 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数（食料）の伸び率が 0.06074 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県における都道府県庁の置かれている市の率とする。

B：年少者人口割合 $\times 0.5$ + 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.113）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.289）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

C：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
一人当たり地方税収が 109,415 円未満の市町村	1.4
一人当たり地方税収が 109,415 円以上 260,271 円未満の市町村	一人当たり 地方税収／ 1,000×－ 0.00265＋ 1.68995
一人当たり地方税収が 260,271 円以上の市町村	1.0

D：普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる次の表に定める率

4級地	1.4
3級地	1.3
2級地	1.2
1級地	1.1
無級地	1.0

α : 別に定める乗率

β : 1.371622578

γ : 22.870462212

E : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
中小企業割合が 0.99975 以上の市町村	1.3
中小企業割合が 0.99696 以上 0.99975 未満の市町村	中小企業割合 $\times$ 107.527 − 106.200
中小企業割合が 0.99696 未満の市町村	1.0

F : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.53
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.15
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.14
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.21
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	−0.43
同上 96,000 人を超える数	−1.72

G : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
第一次産業就業者数割合が 0.117 以上の市町村	1.3

第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.117 未満の市町村	第一次産業就業者数割合×3.63636 +0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

H：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和 7 年 4 月 1 日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

I： $(1.21 - \text{財政力指数}) \times 1.1 + 0.2$

I が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

δ ：別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

○ 追加額 : 2.0兆円

○ 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①食料品の物価高騰に対する特別加算 ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 ④消費下支え等を通じた生活者支援 ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	(事業者支援) ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

○ 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定 (都道府県、市町村)

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー ＜追加額 2.0兆円＞

令和7年度補正予算

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
① 食料品の物価高騰に対する特別加算 米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援	⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援
② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPGガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援	⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。	⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
④ 消費下支え等を通じた生活者支援 物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援 ※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。	⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援
⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援	⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注における労務費(実質的な賃上げにつながらるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	327億7971万円
うち令和7年度 交付決定額	212億6164万円（65%）
うち令和8年度 交付決定額	—
残額	115億1807万円（35%）

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度を記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆ひょうご家計応援キャンペーンはばタンPay+（プラス） 事業費：102億8500万円
長期化する物価高騰の影響を受ける県民の家計を応援し、個人消費の下支えをするため、プレミアム付きデジタル商品券を1口5,000円（1人につき4口まで）販売。

◆LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減 事業費：5億3600万円
LPガス利用者（消費家庭・販売事業者）への支援として、473,000契約を対象に、令和8年1月～3月のLPガス利用料金に対して支援金（1契約あたり1,050円）を給付。

◆出産・産後ケア施設整備事業 事業費：5600万円
物価上昇の厳しい環境の中でも妊婦の希望に応じた出産や産後ケアを行える環境を整備するため、老朽化した設備・備品の更新等、現場ニーズに対応した緊急支援を実施。300千円×373施設×1/2

事業者支援

◆医療機関等における光熱費等高騰対策 事業費：25億848万円
物価高騰の影響を受けている医療機関に対して、光熱費及び食糧費の上昇分を支援。
（有床施設：29千円/床、無床施設：43千円/施設、薬局：43千円/施設）

◆稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援事業 事業費：21億1600万円
売り上げの増加につながる設備導入に対して中小企業を支援することで、物価高騰や社会情勢の変化にも負けない“稼ぐ力”の強化につなげる。
設備投資補助金3,000千円/件